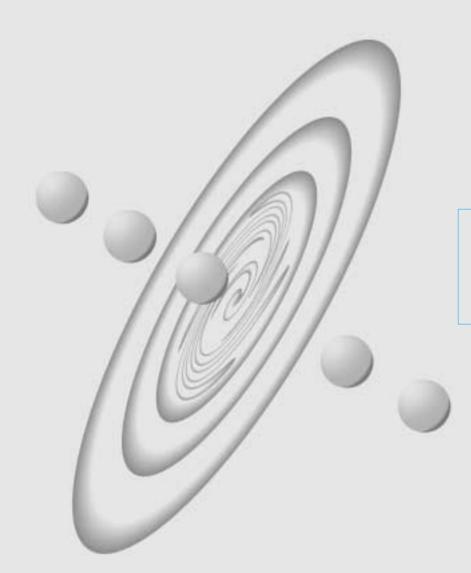


ERINA REPORT

ECONOMIC RESEARCH INSTITUTE FOR NORTHEAST ASIA



ERINA REPORT 48 目次

キーパーソンインタビュー

「日中国交正常化30周年にあたって」 中日友好協会会長 宋健氏に聞く

・善隣のよしみで、後世にわたる幸福を - 中国 日本国交正常化30周年を記念して -

宋健

中国の環境事情

薛 進軍

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現 状(1) 三村 光弘

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Russia's Small Entrepreneurs

Vladimir I. Ivanov

ロシアにおける小企業

ウラジーミル・۱・イワノフ

The Role of the Russian Far East in International Container Transportation Using the Trans-Siberian Railway

Hisako Tsuji

△議報4

シベリア鉄道の国際利用と朝鮮半島縦断鉄道 に関する学術会議

辻 久子

第5回サハリン・フォーラム

吉田進

北東アジア動向分析 研究所だより

2002

OCTOBER

Vol.48

目 次

キーパーソンインタビュー 「日中国交正常化30周年にあたって」中日友好協会会長 宋健氏に聞く(日)		1
・善隣のよしみで、後世にわたる幸福を - 中国日本国交正常化30周年を記念して - (中日友好協会会長 宋 健	-	4
中国の環境事情(日) 大分大学経済学部教授 薛 進軍 薛 進軍		11
朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)(日/英抄) Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (Summary) ERINA調査研究部研究員 三村 光弘		
資料 北朝鮮の対外経済関係法(1)		21
ロシアにおける小企業 Vladimir I. Ivanov, Senior Researcher, Research Division, ERINA ERINA調査研究部主任研究員 ウラジーミル・I・イワ	ノフ	36
The Role of the Russian Far East in International Container Transportation Using the Siberian Railway (E) Hisako Tsuji, Senior Researcher, Research Division, ERINA		48
会議報告 シベリア鉄道の国際利用と朝鮮半島縦断鉄道に関する学術会議(日) ERINA調査研究部主任研究員 辻 久子		53
第 5 回サハリン・フォーラム(日) ERINA所長 吉田 進		55
北東アジア動向分析		58
研究所だより		63

(キーパーソンインタビュー)

「日中国交正常化30周年にあたって」 中日友好協会会長 宋健氏に聞く



日中国交正常化30周年を記念して、2002年9月4日から13日まで中日友好協会代表団が来日しました。今回代表団を率いて来日された中日友好協会会長で、中国人民政治協商会議副主席でもある宋健氏にインタビューをお願いしました。

- 今回日中国交正常化30周年記念式典へのご出席が訪日の主な目的だと聞いておりますが、まずこの30年間を振り返ってみまして、日中関係や日中交流で特に印象に残っていることと、また今後の日中関係にどのような期待をしているかについてお聞かせください。

(宋)まず、中日関係は30年来とても大きな成功を収めたと言いたいです。前代の政治家、田中角栄元首相、福田赳夫元首相や各期の日本の政治家たちと、われわれ中国の毛沢東主席、周恩来総理、中日友好協会の会長であった廖承志氏など、彼らは中日友好事業を開拓するために歴史的貢献をなさいました。中日友好は政治、経済、文化交流、教育、また環境保護などの各分野で、重大な成果を収めました。中国はここ20年来経済発展が比較的速く進んでいますが、それも中日友好事業の発展による利益がもたらしたものです。昨年の年末までに日本の企業が中国に進出して設

立した企業は23万社あまりあり、投資額は400億ドル、中日貿易額は昨年880億ドル、今年1,000億ドルを超える可能があります。それは中国の経済発展に大いに寄与しております。中国経済が勢いよく発展することにより日本経済を推進することもできます。そういう点で、私はとりわけ日本政府、各部門、日本の各界人士に対し感謝の意を申し上げます。21世紀ではより一層長く関係を発展させ、争うことのないように希望しております。私たちの次の世代、また次の次の世代のために平和的、友好的条件を創りましょう。

私は日本を訪れてから9月5日に小泉純一郎首相と中曽根康弘元首相、森喜朗元首相など数名の政治家に会いました。小泉首相は、「議員になって30年、そして今年は国交正常化30周年記念でもある。福田元首相の事務所で長く仕事をした。日中友好平和条約調印の準備作業にも参加した。今日首相になれるとは自身も思いもしなかった。これは歴史の縁がある。中日友好協力関係の発展を推進するため引き続き努力する責任がある」とおっしゃいました。また17日に訪朝することを話されました。

- その小泉首相の訪朝に関してですが、それに対する期待 や、日朝関係における中国の役割についてどのようにお考 えですか。

(宋)これは小泉首相の勇敢で画期的な決断だと私は思います。彼の決定は世界各界の擁護を得たもので、中国も非常に擁護しております。そこで1956年に鳩山一郎元首相が旧ソ連と、1972年に田中角栄元首相が中国と国交関係を樹立したことを思い出しました。もし小泉首相が北朝鮮と国交関係を樹立することができれば、それは新しい世紀における巨大な突破的出来事になるでしょう。特に北東アジア経済協力では、以前から比較的困難な問題が多いのは北朝鮮でした。日本と北朝鮮の関係が改善し正常化できれば、北東アジア、つまり中国、日本、南北朝鮮とロシアの協力をより一層推進することができると思います。私の知っている限りでは中国の政府も人民も皆彼の訪朝が成功するよう願っております。昨日、川口外相は北京を訪問されました。中国政府と対策を協議していると思います。

- 北東アジアでは、宋会長は図們江地域開発に関心をお持ちのようですが。

私が一番関心を持つのは図們江のことです。私と妻が図 們江プロジェクトを最初に提起したのは1992年で、ERINA 理事長の金森久雄氏などと私たちは長春で第一回会議を開 き、その時に北東アジアの各国は連合して共同で発展しよ うという議論を交わしました。当時ロシアは混乱状態にあ り、あまり大きな情熱を持っていませんでした。また北朝 鮮はこの計画に対して憂慮していました。数ヶ国で会議を 共催することにまで発展してきましたが、私の評価では享 受できる利益がまだ少ないです。北東アジア協力に対して、 一番大きな情熱を持っているのは日本の日本海沿岸地域と 中国です。吉林省は日本に近づくためにいろいろな方法を 考えました。ご存知のように、最初は図們江という河を開 通させ、その15kmの河を通って、港を造ることを考えまし た。ロシアは同意しましたが、北朝鮮は同意しませんでし た。それでハサンの港を租借しました。しかし、さまざま な原因で依然としてとても不便です。さらに韓国も大きな 興味をもっています。UNDPも推進するために努力してい ます。

- ここ数年中国吉林省は北朝鮮やロシアの港を使い海に出たいということを言ってきましたが、中国自身が図們江下流に港を開発するという案はまだ生きているでしょうか。

(宋)今私にはわかりません。私は洪虎・吉林省省長に提案しましたが、実は15kmの河は簡単に浚渫することができます。しかし以前は北朝鮮が不安を感じていました。どうして河を浚渫する必要があるのか、羅津港が使えるではないかと考えていたようです。しかし羅津港は全然だめでした。ご存知のように、中国の貨物車がそこに着いても車両がなくなってしまうことがありました。もちろん今は事情が大きく変わりました。ロシアも比較的安定しており、極東が発展する見込みも大きいです。

- 日本の図們江に関する関心の薄さについてどう感じてい らっしゃいますか。

(宋)すべての国の中で一番積極的なのは中国だと思います。吉林省は夢でもそのルートを開通したいと考えています。その次はやはり日本です。新潟など日本海沿岸のあらゆる県は日本海地域の発展を推進するために協力したいと表明しました。日本の問題はその方法が見つからなかったことです。また日本の環日本海の全般的な発展計画はまだ形成されていません。日本と北朝鮮の関係が正常化すれば、理解をより一層強めることができ、矛盾が少なくなり、北

東アジアの発展を推進する重要な役割を果たすこととなります。国際条約、国際共同河川条約により、数カ国が同じ河を共用する場合、皆、その河の使用権を持つとともに、それを建設する責任があります。それは国際法の保護を受けます。ですから、中国はまだ、図們江ルートを開通させる計画を放棄するわけではありません。

最近は日本海を改名するという意見もありましたが、中国にはそのような意見はありません。誰がそのような意見を主張しているのか、私はまだ具体的には聞いておりません。

中国吉林省にとって21世紀の課題は日本海に入ることで す。そういう意味で、今回の小泉首相の訪朝は北東アジア の発展に対して、とても重要な役割を果たすことができる かもしれません。新しい世紀にあたって、中日両国は先頭 に立たなければなりません。私たち両国が求めていること はとても緊迫しています。日本の日本海沿岸の発展も緊急 の課題です。中国東北三省も北東アジア経済が活発化する ことを希望しています。私が提案をしたこともありました が、理論的な検討は既に10年も経ちました。今後、できる だけ早く具体的な、実行できる意見を出して、北東アジア の発展を推進しなければなりません。たとえば、具体的に 言うと、日本の日本海沿岸のいくつかの大都市と図們江の 間で客船や旅客貨物共用船の定期航路を開設することで す。今吉林省ではトウモロコシをたくさん生産しています。 一方で日本での生産はとても少ないので、安い中国産を輸 入して、鶏や豚や牛などの日本の畜産業に利用すればよい のです。また日本の各界の人が中国東北地方に行けば、さ まざまな協力方向、協力事業を見つけることができます。

私にはこういう経験もあります。もともと私の故郷は山東省威海です。80年代末90年代の初めに韓国と協議して旅客貨物共用船の航路を開通しました。以前は2,000トンでしたが、今は4,000トンになりました。週に3便で、今は1日に1便でも満杯になるくらいで、とても込んでいてチケットも手に入らないほどです。韓国の零細企業の商品も威海で多くの市場を造りました。韓国との航路はとてもうまく成功しました。韓国の経済の発展にも中国の経済の発展にも寄与し、両国民に喜ばれました。新潟から、あるいは富山から客船、貨物船を開設するような行動があれば、見本となって他の地域の人も行動するかもしれません。もちろん今の段階で河を開通させるのは一定の時間がかかりますが、先にハサンの港または羅津港に直行するルートができれば、これは発展すべき方向だと私は思います。

- 今回の訪日では東北新幹線と青函トンネルを視察された

ようですが、どのような印象でしたか。

(宋)青函トンネルは私は初めて見ましたが、非常にすばらしかったと思います。これを造った日本人民にとても敬服しております。戦後の1946年に企画されたプロジェクトは非常に偉大なプロジェクトでした。また、日本の新幹線も非常に成功したものです。中国は日本の工学界に学び、できるだけ早く上海・北京高速鉄道を建設したいと望んでおります。

- 日本としてもぜひ協力したいと思います。ありがとうございました。

(9月9日 富山全日空ホテルにて)

中国語によるインタビューをERINAにて翻訳しました。

聞き手: ERINA調査研究部主任研究員 辻 久子通 訳: ERINA調査研究部研究補助員 李 偉記 録: ERINA調査研究部研究 研究員 滝沢数義

プロフィール

宋健 (Song Jian)中国人民政治協商会議副主席/中日友好協会会長/中国工程院院長

1931年12月29日、山東省栄成県(現・栄成市)の農家に生まれる。14歳で解放運動に参加、45年から48年まで山東省威海衛市政府の通信員・文言受け渡し員を務め、農村工作隊にも参加。この間、47年6月に中国共産党に入党。

48年から山東塵東地区党委員会幹部学校、山東工業幹部学校、ハルビン工業大学、北京外国語学院で学び、53年ソ連留学試験に合格、モスクワ・バウマン工学院に入学。さらにモスクワ大学数学力学部でも学び、同大学の卒業証書も取得。

60年に副博士の学位を得て博士課程に。博士論文の準備中に中ソ関係が悪化、党組織の決定に従い帰国。

帰国後、国防省第五研究院第二分院に所属、研究室副主任・主任を経て中国科学院数学研究所サイバ ネティックス(控制論)研究室副主任。

文化大革命期間中は、周恩来総理によって保護される科学者の一人とされて甘粛省酒泉の国防試験基地に1年余りの出張、同地で天文学、宇宙航空原理、超高遠空気動力学、原子物理、分子スペクトル学などの理論を学ぶ。

76年河南省農村の五七幹部学校に下放して農作業に従事。

「四人組」失脚後の78年以降、第七機械工業省第二研究院副所長・副院長を歴任し、80年3月中国科学技術協会第2期全国委員会常務委員に。同年5月から中国自動化学会理事長・同教授、国防省第三研究院第二分院研究室主任、第七機械工業省総工程師、81年第七機械工業省次官兼技師長に昇任。

81年2月中国人口学会副会長兼任。同年5月国家計画出産委委員兼任。同年8月中米サイバネティックス・システム学術会議に中国側代表として出席。

82年5月の国務院第二次機構改革で字宙工業省次官に就任。同年9月中共第12回全国代表大会で第12期中央候補委員に当選。

84年9月新設の国家科学技術委員会主任に就任。85年4月中米科学技術協力合同委中国側首席代表。 同年7月第4回日中閣僚会議参加のため訪日。

87年11月中共第13回全国代表大会で第13期中央委員に当選。88年4月第7期全人代で国務委員選任、国家科学技術委員会主任再任。同年6月国務院環境保護委主任兼任。90年2月新設の中国気候変化協調小組組長兼任。同年7月国務院三峡工程審査委副主任兼任。同年8月中国野性動物保護協会名誉会長。同年10月中国代表団団長としてアジア太平洋閣僚会議に出席。

92年10月中共第14回全国代表大会で中央委員再遜。

93年3月第8期全人代第1回会議で国務委員再任。

97年9月中共第15回全国代表大会で中央委員再選。

98年3月全国政協副主席に。

98年6月中日友好協会会長、および中国工程院院長に就任。

善隣のよしみで、後世にわたる幸福を - 中国日本国交正常化30周年を記念して -

中日友好協会会長 宋健

今年は中国と日本国の国交正常化30周年にあたり、両国各界はともに豊富で多彩な記念行事を催しております。30年前に、両国の先輩の政治家は高所に立って遠くまで見通し、歴史の流れに順応して、中国と日本国との国交正常化を実現させ、両国関係に新たな一章を開きました。30年来の実践が証明しているように、中日国交正常化とその友好協力関係の発展は、両国人民に重要な政治的経済的利益をもたらし、アジア太平洋地域と世界平和の擁護にも貢献しました。

30年来、国際情勢に深刻な変化が生じ、中日関係は困難と試練にぶっかりましたが、友好協力という主流は終始保たれております。新しい世紀において、いかにして中日友好協力関係をいちだんと発展させ、後世に幸せをもたらし、アジアと世界の平和に新たな貢献をするようにさせるかが、私たちが直面している重要な課題です。私たちは中日関係発展の成果、経験、教訓を回顧、総括し、中日国交正常化30周年記念を新たな契機として、新世紀の友好協力関係をより大きな発展をとげるように促進すべきです。

1.30年の成果

1972年7月、新たに日本国首相に当選した田中角栄氏は 大平正芳外相、中曽根康弘通産相、三木武夫国務相ら多く の閣僚の全力あげての支持の下で、報道界に「中日国交正 常化の時機がすでに熟し、私はこの問題を真剣に処理する」 と発表するとともに、毅然として自ら代表団を率いて中国 を訪問することを決定しました。周恩来総理はこれを知る と、海を隔てて歓迎の意を表明しました。1972年9月25日、 田中首相は北京に到着し、毛沢東主席と周恩来総理の歓迎 を受けました。双方は9月29日に「中日共同声明」に調印 し、その日に両国が正式に外交関係を樹立することを宣言 し、両国関係の正常化を実現しました。共同声明の中で、 日本側は、戦争が中国人民に重大な損害を与えたことにつ いての責任を痛感し、これを深く反省し、台湾が中国領土 の不可分の一部分であるという中国側の立場を十分に理解 し、尊重すると表明しています。中国政府は中日両国国民 の恒久的な友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求 を放棄することを宣言しました。両国は平和友好関係の樹 立を確定しました。「中日共同声明」は両国人民の心から

の擁護を得ました。1978年8月、両国はまた「中日平和友 好条約」を締結しました。同年10月、鄧小平副総理が日本 を訪問し、福田赳夫首相と平和友好条約批准書を交換し、 中日関係を斬新な時代に入らせました。その後、両国政府 間のハイレベルの往来が絶えず、各分野の交流がめざまし く発展しました。福田首相は「中日復交は木の橋をかけま したが、いままた鋼鉄の橋をかけ、前よりいっそう強固に なり、友好往来の大きな発展という新しい情勢によりよく 適応することができます」と述べました。1992年10月、日 本の天皇皇后両陛下は中国を訪問し、中国人民に永遠な友 好の願望を表明して、中国人民の熱烈な歓迎を受けました。 「中日平和友好条約」締結20周年の1998年、江沢民主席は 中国の国家元首としては初めて日本を訪問し、双方は「中 日共同宣言」を発表し、両国が「平和と発展に力を注ぐ友 好協力パートナーシップ」を構築することを確定し、新世 紀における両国関係の発展のために方向をはっきり指し示 しました。上述の三つの政治文献の原則と精神は、中日友 好協力関係の一段の発展のためにしっかりした基礎を築き ました。30年来、両国はさらに航空、海運、漁業、文化、 科学技術、環境など多くの実務協定を結びました。

思えば、中国日本友好協会が成立した1963年10月に、私たちの名誉会長、かつて日本で20年近くも仕事と学習をした中国の著名な科学者、文学者である郭沫若氏(1892~1978年)は「私は、中日両国人民の友好関係に鑑真大和尚と阿倍仲磨呂の時代が再び到来したことを確信し、そしてこのような時代が永遠に続いていくことを堅く信じている」と述べました。事実上、30年来、中日両国の友好協力関係は各分野で非常に大きな進展をとげ、2千年にわたる中日交流史上でのいかなる時期も比べものにならない広さと深さに達しました。

たえず増強される経済貿易協力は両国の経済発展と人民の生活レベルの向上にとって重要な意義があります。中日両国が国交を樹立した1972年の双方の貿易額はわずか11億ドルでしたが、2001年には880億ドル近くになり、80倍も伸びましたが、1,000億ドルを突破するのもそう遠くないでしょう。目本国は9年連続して中国最大の貿易パートナーとなっています。中国に投資した日本の企業はすでに22,400余社に達し、契約ベースの投資額は441億ドルとなっ

ております。中国が日本で設立した企業も500余社あります。中国にある日本の企業は大量に就業チャンスを提供し、直接生産経営活動に従事し、中日の経済貿易協力を推進し、日本企業の管理経験と技術を伝えて、各クラス政府と社会各界に支持され大事にされております。これらの企業は中国で良好な経済効益をあげています。

国交正常化後、日本政府は中国に対し、4回にわたり総額2兆7,000億円の円借款を提供しました。このほか、総額1,100余億円の無償援助も提供しました。これらの資金は主に鉄道、道路、港湾、空港、および環境保護、教育、医療保健などのインフラ建設に用いられ、中国の経済・社会の発展と人民生活の改善に対し積極的な役割を果たしております。中国人民はよき隣邦の情を深く感じております。

現在、日本から年平均延べ6万人の各界の専門家が中国に来て仕事をしておりますが、とりわけ多くの定年退職した老人たちがシルバー協会の呼びかけに応えて、自分の専門を生かして中国の経済建設と人材養成に寄与しております。このことはとくに中国人に感服されております。彼らの中には内蒙古自治区オングペイ地区で砂漢の縁化を指導している九十の坂を越した遠山正瑛教授や稲作乾育稀植専門家の原正市氏らもいらっしゃいます。彼らの深い見識と中日友好に熱心で刻苦奮闘し真剣に仕事をする精神は、中国人民の尊敬を獲得しております。中国の人々は彼らから日本人民の勤勉と進取の美徳を見て取り、それを手本として学んでおります。

中日国交正常化の翌年に、天津市と神戸市が真先に友好都市関係を結びましたが、これは中国の都市が外国の都市と結んだ最初の友好都市であり、その後、中日間の友好都市総数は217組に増え、中国が諸外国と結んだ国別の友好都市数の中で首位を占めております。友好都市の交流は中日両国の地方政府と民間の交流と協力の重要なルートであり、広範な人民が友人をつくり、協力して事業を興すために広びろとしたルートを切り開き、中国の地方都市、特に辺境地区の対外開放と経済発展に対し積極的な役割を果てしております。

双方の人的往来は逐年増えており、1972年は延べ9,000 人しかなかったが、2001年は延べ300万人近くのレベルに達し、1972年の300余倍になりました。現在日本に常住している中国人は33万人おります。留学生の人数はたえず増加しております。中国で学習している日本人留学生は1万5,000余人おり、日本で学習している中国人留学生は2万6,000余人に達しております。ここ数年、中国からビジネス、肉親訪問、学習、観光で日本へ行く中国人は毎年60万人近くに達しております。2000年に、日本政府は中国国民 の日本への団体観光を解禁し、人的往来は急速に増えております。2000年5月には、5,000人からなる大型文化観光交流団が中国を訪問し、北京で盛大な交流活動を行い、江沢民主席は自ら交流団と会い、重要な談話を発表しました。今年5月の中国の自費観光客5,000余人の日本訪問は、またも各方面の幅広い関心を集めました。今年の下半期には、日本側の関係部門が日本各界の人々1万人を組織して中国を参観、訪問し、中日国交正常化30周年を記念する段取りになっております。これらの数字が物語っているように、われわれ両国の友好協力関係が空前の発展をとげ、両国民衆の交流と相互理解は、両国の友好関係を持続的に発展させる基礎であり、保障であります。

民間交流は両国の長期友好協力関係の土台であり、社会 各界は熱烈な願望と伝統をもっております。民で官を促し、 官と民が一緒に前進することは、両国の友好協力関係の発 展の過程で極めて重要な役割を発揮してきました。これは 中国とその他の国との関係の中にまれに見ることでありま す。国交正常化30周年を記念するに当たり、私たちは当年 の「井掘り人」を忘れてはなりません。彼らは危険を顧み ず、辛労をいとわずに日本列島と中国大陸の間を往来し、 ある人はこのために貴重な生命さえも献げました。中国人 民は日本の著名な政治家・浅沼稲次郎先生(1898年~1960 年)を永遠に忘れることはないでしょう。先生は1936年か ら長年国会議員を務め、民主と平和を積極的に勝ち取り、 中日善隣友好と国交回復を極力提唱したため、1960年10月、 右翼の暴徒に殺害されました。先生の名はすでに中日友好 の歴史に記入されております。また、日本の国会議員であ る帆足計、高良とみ、宮腰喜助の諸先生は危険を顧みず、 1952年毅然として北京を訪問し、戦後最初に中国を訪問す る日本国の国会議員となりました。中日国交回復以前に、 遠見と卓識をもった中日両国の多くの政治家、文学者、実 業家、科学者及び社会活動家、日本の松村謙三(1883年~ 1971年) 高碕達之助(1885年~1964年) 岡崎嘉平太 (1897年~1989年) 藤山愛一郎(1897年~1985年) 稲山 嘉寛(1904年~1987年) 土光敏夫(1896年~1988年) 古 井喜実(1903年~1995年) 伊東正義(1913年~1994年) 氏ら、中国の郭沫若(1892年~1978年) 王震(1908年~ 1993年) 廖承志(1908年~1983年) 楚図南(1899年~ 1994年) 夏衍 (1899年~1994年) 孫平化 (1917年~1997 年)氏らの先生方が中日協力を推進し、中日友好関係の発 展を促進するために心血を注ぎ、両国の国交正常化に傑出 した貢献をしました。ほかならぬ両国の先哲たちの粘り強 く追求し、われを忘れて献身し、骨身を惜しまない精神が 両国関係の新たな一ページを開きました。そのことは私た

ちに貴重な精神的な富を残し、困難に打ち勝つように私たちを激励しております。現在、中日両国の民間団体の間にはすでに中日民間人会議、中日友好二十一世紀委員会、中日友好交流会議などのような交流メカニズムが構築されており、両国の友好協力関係の健全な発展を保証するために積極的な役割を果たしております。中日国交正常化30周年を記念するにあたり、私たちは中日国交正常化と中日関係発展に貢献をした両国の先哲たちを深く偲ぶものであります。

2.中国の国情

両国人民が互いに相手国の国情を正しく理解するのは非常に重要なことであり、相互理解と相互信頼の増進に有利であると考えます。

過去50年この方、中国人民は古い世代の革命家の主宰の下で、風雨にさらされ、こみ入った状況の中で刻苦奮闘し、工業化を始めました。ここ20年は鄧小平先生の改革・開放方針の導きの下で、中国経済はかなり速い発展をとげ、社会の生産力が向上し、人民の生活に明らかな改善が見られ、貧困人口が大幅に減少しました。

民は食を以って天と為すと言います。近代史上、中国人 は飢饉を最も恐れました。戦乱、災害で地上の草木がみな 枯死し、食べ物がなく、飢え死になった死体が野原のあち こちにころがっていることがしぱしばありました。そのた め、「食事は済みましたか」が多くの農村であいさつの言 葉となりました。ここ20年来、主に政策が正しく、それに 科学技術界の努力と政府部門の絶大な推進を加えて、中国 農業は長足の進歩をとげました。人口が20年間に2億 7,000万人増えたにもかかわらず、一人当り穀物収量は70 年代の200kgから2000年の400kgに向上しました。同一時期 の1人当り肉供給量は9.5kgから50kgに、水産物は3kgか ら34kgに、果物は7kgから48kgに向上しました。医療条件 の普遍的改善により、人口の寿命は1975年の67歳から現在 の71歳に伸びました。中国経済は過去20年間に年平均8% 以上成長しました。2001年の国内総生産は9兆5,933億元 (1兆1,592億ドル)に達し、一人当たりは7,543元(911ド ル)で、1980年と比べ4倍以上増えました。輸出入も急増 して、2001年には5,097億ドルに達し、1980年の380億ドル より12倍も増えました。今年7月、中国政府は、中国の外 貨準備高は2,465億ドルであると発表しました。これらす べての数字および人々が身に感じたことは、人々に喜びを 覚えさせております。大きな成果はいま一つあります。そ れは人口の増加速度を抑えたことです。20世紀初頭の中国 人口は4億5,000万でありましたが、1950年には5億5,000 万に増えました。1980年は10億となり、2000年は12億 7,000万に達しました。中国人口が20世紀に3倍も増えた ことはすべての政治家、科学者に憂慮を覚えさせておりま す。もしも中国人口が本当に「大爆発」して、さらに2倍、 4倍増えて20億、40億に達したなら、「持続可能な発展」 の構想は残らず水泡に帰するでしょう。過去20年来、科学 界の推進の下で、政府は人口の増加速度を抑える決意を固 め、世界の注目を集める成果をあげました。女性の平均出 産数 (TFR、総合出産率)は70年代初めの4.01から現在の 1.8に下がりました。私たちはかつて立証されているよう に、中国人口の臨界総合出産率は2.1で、これより高くな ると人口が止まることなく増加していくが、これより低け れば、人口は逐次下がるでしょう。現行の人口政策は総合 出産率を1.6前後に下げるのは可能です。中国政府は引き 続き計画出産政策を実行しますが、中国の人口は30、40年 後には16億前後に達してから増加が停止するでしょう。20 世紀末に中国の「人口爆発」の信管がすでに取り外されま した。これは今後の経済の持続的発展と一人当たり収入の 安定増加のために最も重要な条件を整えたのであります。

中国人は過去の成果を喜ぶ理由があるにもかかわらず、 驕る資格はまだありません。中国はかなり長い期間内に依 然として低収入の発展途上国です。中国の工業化はヨーロッ パより200余年遅れ、日本より100余年遅れました。中国で は人口の70%以上を占める農村人口は依然として手作業の 労働に従事し、機械化のレベルと労働生産性はまだとても 低いものであります。現在の一人当たり国民総生産は911 ドルで、日本の40分の1、アメリカの35分の1、中等先進 国の20分の1に相当します。人口の基数が大きいため、た とえ今後わりに高い経済成長速度を持続的に保つことがで きても、一人当たり3,000ドルに達するには、20年前後か かります。日本やアメリカの半分に追いつくにはそれより 長い時間がかかるでしょう。

現在、全国人民は、中国人は驕ってはならず、引き続き刻苦奮闘し、先進国に学ばなければならないことを共に認識しております。対外的には近い国と遠く離れた国をとわず、友好的につきあい、対抗をしないことです。50年の時間をかけて、人民の生活を体面の良いレベルに達するように努力します。20年近く以来、中国政府はずっとこの方針を堅持しており、相互諒解と相互譲歩の精神で周辺諸国と国境を画定し、すべての隣国と友好協力関係を保つように努めております。中国はまたアメリカとヨーロッパ諸国との友好協力関係の発展を重視し、互いに尊重しあい、小異を残して大同につくことを基礎にして、相互間の相異を処理し、良好な国際的環境を作り出すことによって、持久

的平和を勝ち敢り、中国人民が精力を集中して経済建設に 従事し、現代社会に向かって邁進できるようにしておりま す。これはとりもなおさず中国が長期にわたって堅持する 「経済建設を中心とする」基本的な国策であります。

中国の経済建設と現代化が非常にスムーズに進み、困難にぶつかることがないと考えるのは天真の願望であります。中国人は21世紀に新しい挑戦を迎える準備をし、新しい困難を克服すべきであります。刻苦奮闘してさまざまな困難に打ち勝ってのみ初めて工業化建設を完成させ、社会生産力と一人当たり収入を向上させることができるのであり、未来の16億の人民が幸せな目びを過ごすことができるのであります。

最近「中国脅威論」を撒き散らす人が現れましたが、これはまったく根も葉もない話しであります。中国人の理念は「己の欲せざる所を、人に施すこと勿かれ」(孔子の『論語』より)であります。歴史が証明しているように、およそ対外侵略というものはいずれもよい結末がありえず、21世紀も同じであります。これは「歴史を以って鑑とする」ということであります。新中国成立以来50年この方、中国人はすでに共通の認識に達しており、歴代の指導者もたびたび全世界に、たとえ将来強大になっても、永遠に覇を称えない、と宣言しました。21世紀における中国の中心となる最も重要な任務は経済を発展させ、人民の生活レベルを高め、後世の人々に面目ある生活をさせることであります。

中国人は他人がどう言っているかをあまり気にする必要 はありません。善意のある忠告や批判には耳を傾けるべき でありますが、悪意を抱いている人に対しては、どっちみ ち批判したがるのだから、私たちがやっても罵り、やらな くても罵るので、私たちの知恵と判断力で取捨選択するほ かはないでありましょう。

3. 兼れば相愛しみ、交われば相利し、共に発展する

近年来、日本を訪問する中国人はますます多くなり、特に2000年に中国に観光を解禁して以来、大勢の庶民が日本を観光しております。日本の経済実力、国民の収入と生活レベル、都市と農村の現代化建設、生態環境の保全などは、いずれも彼らに深い印象を与えました。人々が最も敬服しているのは日本の製造業です。大型機械から家電用品に至り、在来の工業からハイテク産業に至るまで、いずれもりっぱにやっており、世界市場で人々に喜ばれ、賞賛きれております。日本経済がここ数年伸び悩んでいるにもかかわらず、国民総生産は依然として世界第2位を占め、1人あたり3万7,800ドル(2000年)で、先進国の中でも上位にラ

ンクされております。

第二次世界大戦後を顧りみますと、日本の工業は完全に破壊され、農業が荒廃し、一家離散の憂き目に合いました。日本国民は飢餓と苦難の中で、困難にめげず奮闘し、わずか30年前後の時間をかけただけで戦前の生産力レベルを越えたばかりか、世界ではわずかアメリカに次ぐ経済実体となり、人類の奇跡を創造しました。日本の奇跡は80年代以来諸国の経済学者が研究する重要な課題となっております。

1894年の甲午戦争から1945年の日本の無条件降伏まで、 中国人民は50余年間も日本軍国主義の侵略に低抗する闘争 を進めました。20世紀の30年代から日本軍国主義が発動し た全面的中国侵略戦争によって、中国の軍民の間に3,500 万人の死傷者を出し、経済的損失は6,000億ドル以上達し ています。第二次世界大戦後、日本軍国主義の復活を心配 する人々の気持ちはごく自然なものです。1972年9月29日 の中日国交正常化は両国関係史の新しいーページを開きま した。「中日共同声明」の中で、日本側は過去において日 本が戦争で中国国民に重大な損害をもたらしたことについ て反省すると表明しております。双方は主権と領土保全の 相互尊重、相互不可侵、相互内政不干涉、平等互惠、平和 共存の諸原則を基礎として、両国間の恒久的な平和友好関 係を樹立することを確定しました。両国政府は、相互関係 の中では、すべての紛争を平和的手段で解決し、武力と武 力による威嚇に訴えないことを確認しました。

1978年8月12日に両国が調印した「中日平和友好条約」は共同声明の諸原則を再確認し、それを国家条約の形式で歴史に刻み、両国の行為準則となりました。

1992年10月23目、日本の天皇陛下と皇后陛下は中国を訪 問した時、中国人民に談話を発表し、次のように述べまし た。「両国の関係の永きにわたる歴史において、我が国が 中国国民に対し多大の苦難を与えた不幸な一時期がありま した。これは私の深く悲しみとするところであります。戦 争が終わった時、わが国民はこのような戦争を再び繰り返 してはならないとの深い反省にたち、平和国家としての道 を歩むことを固く決意して、国の再建に取り組みました。 爾来、我が国は、世界の諸国との新たな友好関係を築き、 発展することに努力してまいりましたが、貴国との間にお いては、両国の先人たちをはじめとする多くの人々の情熱 と努力によって、将来にわたる末長い平和と友好を誓い合 う関係が生まれ、広範な分野での交流が深まりつつありま す。私はこのような両国国民間の関係の進展を心から喜ば しく思うとともに、この良き関係がさらに不動のものとな ることを望んでやみません」。1995年、村山富市首相が敗

戦50周年の談話を発表し、日本政府を代表して、日本が 「植民地支配と侵略により、アジア各国人民に多大の損害 と苦痛を与えました」と述べ、「これを深く反省し、心か ら謝罪する」と表明し、日本は歴史の教訓を汲み取り、過 去の誤りを永遠に繰り返しませんと述べました。これらの 鄭重な態度表明は、日本の圧倒的多数の国民の平和と発展 をめざす決意と中日の永遠の友好を保持する願望を表明し ております。一部の人が対外拡張の軍国主義の夢を見、そ のような言論を撤き散らしていることに至っては、それは 圧倒的多数の日本国民に反対されている極少数の右翼分子 の悪行であり、日本人民の平和理念に対する侮辱でありま す。中国は一貫して「歴史を鑑とし、目を未来に向ける」 基礎の上で中日関係を発展させることを主張し、また日本 が地域の平和と発展の事業の中でより大きな役割を発揮す るのを望んでおります。日本が歴史に正しく対処し、実際 行動で周辺と近隣諸国の信頼を得るよう希望するものであ ります。これは日本国民の利益に合致するのみならず、ア ジアの平和と安定にも有益であります。

中国が工業化と現代化建設の過程で、日本各界の支持と 援助を得ております。中国人民はこれに深い感謝の意を表 明します。市場経済を発展させ、企業の管理レベルを高め、 ハイテク産業を創設するなどの面で、中国人は謙虚に日本 国の刻苦奮闘と誠実で事業を大事にする精神及び仕事を懸 命にし、大胆に革新する科学的態度を学んでおります。私 の友人である稲盛和夫氏は数十年の奮闘を経て、陶磁産業 を現代化させ、「京セラ」を世界的に有名なハイテク会社 に発展させ、中国で17の支店を開きました。彼自身も苦労 をいとわずに中国の若い企業家に発展と管理の経験を伝授 しております。もう1人の友人である稲葉清右衛門氏は30 年の努力を経て、世界で最も成功を収めたロボット製造会 社「ファナック」を創設しました。彼らの成果は全世界の 科学技術界に敬服されております。日本の多くの大手会社、 例えば新日鉄、松下、日本電気、トヨタ、本田など大手企 業の成果と発展の道は、いずれも中国の企業家が学ぶ手本 です。これらの創業者たちはみな中国の企業家とエンジニ アたちの良き師であり、友であります。新日鉄が上海の宝 山鋼鉄公司の建設を援助し、松下が参与する北京ブラウン 管公司、日本電気が参与する上海微電子華虹公司などは、 中日の経済貿易協力の成功を収めた模範例となっておりま す。

中国の工業化建設の高まりが訪れつつあります。中国は 今後10年にその国内総生産を倍増させることを望んでお り、そのためには3兆ドルの設備と物資を輸入する必要が あります。中国はアジアの巨大な市場となるでしょう。そ の時、真っ先に利益を受けるのは近隣諸国です。中国は日 本の工業界、商業界、科学技術界に対し大きな需要と協力 の願望を持っており、協力と貿易の規模は引き続き拡大さ れるでしょう。この種の互恵の協力と貿易は必然的に日本 経済の一層の発展を推進する重要な要因となります。多く の経済学者はこれを相互補完と互恵の中日関係と称してお ります。「兼れば相愛しみ、交われば相利する」(墨子、前 468年~前376年)は東方文明の伝統的な美徳であります。 これは中日関係の上で実現させるべきです。鄧小平氏は中 曽根元首相と話を交した時(1984年3月15目)「中国と日 本との関係を長期の角度から考慮し、発展させなければな りません。第一歩を21世紀におき、それから22世紀、23世 紀へと発展させていき、永遠に友好的に付き合っていかな ければなりません。このことはわれわれの間のすべての問 題の重要性を超越したものです」と述べました。私たちは 「兼れば相愛しみ、交われば相利する」精神が再び今後数 百年の中日関係の行為規範となることを信じる理由があり ます。両国人民が世々代々友好的に付き合っていくという 共通の願いがかならず実現します。

4. グローバリゼーションの時代を歓迎

多くの発展途上国の人々が「グローバリゼーション」と いう双刃の剣に疑いを抱いている時、中国人は両手を挙げ てグローバリゼーション時代の到来を歓迎しております が、それには次のような理由があります。まず最初に、生 産能力がすべてを決定し、科学技術がその生産能力を決定 しています。知識は力であります。今日の科学技術は数千 年来の人類の英知が蓄積した結晶であり、全人類の共通の 富であります。各民族はそれぞれこれに寄与したことがあ り、人々はみなその恩恵を享受する権利をもっております。 成熟した使用に適する技術はつくり替える必要がなく、既 存の発明と創造は1日も早く普及させ、推し広めるべきで あります。じゃがいもはアイルランド人が最初に南アメリ カから導入したものであり、ヨーロッパに伝わり、それか らアジアにも伝わってきました。小麦はアジアからヨーロッ パに伝わっていったものであります。発動機で駆動する機 械はイギリスから世界に広まっていき、インターネットは いまアメリカから全世界に広がっていっております。今日 の「グローバリゼーション」は科学技術知識の高速の拡散 と伝播に有利であり、どの国に対しても得がたいチャンス であり、福音であり、人類歴史の進歩の大きな流れであり ます。

第二に、ここ20年近くの間に、中国の経済はとても快速 に成長をとげ、科学技術もわりに速く進歩しましたが、こ れは改革・開放政策の賜物であり、そのうち開放政策がカギとなる役割を果たしました。開放は国を進歩させ、閉鎖は全民族を立ち遅れさせます。明王朝から清王朝に至る期間に、中国は400年も閉鎖し、多くの機会を逃がしました。改革・開放により中国は各種の使用に適する技術を導入することができるようになり、すべてのことを初めからやり直す必要がありません。発展途上国の人々にとって、技術の導入・消化・吸収と技術革新は同じく重要であります。中国の工業界と科学技術界は開放の環境の下で、比較的高い起点の上に立って開発と革新を行い、より速く先端に近づく自信があります。

その実、物理学や生物学などの自然科学には早くから熱 力学第二法則という次のような科学原理があります。つま りいかなる系統も開放的な環境の中で、たえず外部とエネ ルギー、物質、情報を交換してのみはじめて、わりに速く 発展し、大きくなることができるということであります。 逆に、閉鎖的な系統は、無秩序と衰退に向かうことしかで きません。この理念に基づいて、科学界が真っ先に開放政 策を支持し、「グローバリゼーション」が中国の経済発展 と科学技術進歩のためによりよい開放的な環境を形成する ことを期待しております。一つの社会の経済発展は外部と のエネルギー交換が必要であります。資金はエネルギーで あります。過去20年の中国の外資実際利用額は4.000億ド ル近くに達し、ここ数年は毎年400億ドル以上に達してお りますが、これはエネルギーを注入することであります。 2001年の貿易額は5,097億ドルで、輸出と輸入がそれぞれ 半分を占めております。これは外部とのエネルギー、物質、 製品の交換であります。2001年末現在、中国に投資した外 資企業は39万杜、契約ベースの外資投入額は7,459億ドル、 払い込み資金は3,954億ドル、従業員は2,000万人に達して おります。2001年の対中国大陸部投資のうち、香港と澳門 の二特別行政区がトップを占め、アメリカ、目本、EU (欧州連合)が第2,3,4位を占めております。

第三は、情報産業の飛躍的発展、インターネットとe-ビジネスのビッグバンにより、われわれが生活している世界では時間が速くなり、距離が短縮されました。全世界は緊密につながっている大きな系統に編まれ、いかなる国も自国をその外におくことができません。知識、情報、資金、製品、サービスの大流通は逆らうことのできない流れであります。人の意志にかかわりなく、閉鎖的な農村の田園式経済と手工業作業場はすでに機械化、自動化、産業化のスケール生産にとって替わられつつあります。これは大勢の赴くところであり、科学技術が進歩した結果であり、人類社会の逆転できない進歩の流れであります。今日、一部の

地域社会がまだこの流れに入っておりませんが、それは移行段階の一時的な現象で、長く続くことができず、永遠に続くことはなおさらできません。人類は最後には「グローバリゼーション」という大きな流れに巻き込まれますが、これは人の意志で変えることのできないものです。

中国はすでに2001年に世界貿易機関(WTO)に加入し、また東アジア地域の経済協力を強化することをも望んでおります。中国と東南アジア諸国連合(ASEAN)は今後10年内に徐々に中国ASEAN自由貿易区を創設することに一致同意しました。当面の「10プラス3」の枠組みの中で展開されている対話と協力は、東アジア経済の最終的な融合に役立ちます。

中国の世界貿易機関(WTO)加入にともない、中日両国の経済貿易などの分野における協力は見通しのさらに明るい新時代を迎えることでしょう。つい最近日本が発表した「2002年度通商白書」は、経済が速やかに発展している東アジア地域との協力を強化する必要があると指摘し、地理的に近いという利点を十分に利用して、自由貿易協定を締結し、経済区として一緒に発展することを主張しております。東アジア地域の経済が発展し、地域の安全保障が強化されるならば、世界全体の経済発展と安全保障により大きな貢献をするでしょう。中日両国はこの地域の最大の経済実体であり、東アジア経済の発展を推進する責任を負っており、地域協力を強化する面でその力を大いに発揮することができます。

中日両国は一衣帯水の隣邦です。両国の先人たちは2000 余年の間互いに学び、友好的につき合ってきました。秦・ 漢時代(前306年~220年)の国交はすでに歴史に記載され ております。隋・唐時代の遣隋使、遣唐使、学間僧と中国 の先賢たちとの関係は兄弟のように親しく、また師や目上 の人として対処しました。唐の詩人韋荘が涙を流しながら 日本僧侶の敬竜の帰国を見送る詩を書きましたが、この詩 はいまは千古の佳句となっております。

扶桑已在渺茫中、家在扶桑東更東。

此去与師誰共到、一船明月一帆風。

日本は漠然として見えず、家ははるか東の扶桑にある。

今日は誰が師に伴っていくのか、明月に照らされ順風満 帆で行かれんことを。

李白が「晃卿衡(阿倍仲麻呂)を哭す」を詠んだ詩は 日本晃卿辞故都、征帆一片繞蓬壷。

明日不帰沈碧海、白雲愁色満蒼梧。

日本の晃卿は都を去り、船は日本へ向かって行く。

明月は青い海に沈み、青桐をおおう白い雲は愁いにみち ている。 鑑真の東渡、玄宗の詠んだ詩、嵯峨の漁歌、丹波の「医心」、加藤の陶磁器は、千年も続き、親友が絶えるようなことがありませんでした。近代において、中日間に日本軍国主義が中国人民に大きな災難をもたらす不幸な時期がありました。しかし、暗黒の時期が過ぎ去ると、大志を抱き、人類に貢献する精神をもつより多くの人は、両国関係の修復のために心血を注ぎ、駆け回って呼号しました。魯迅先生はかつて、「劫波を度り盡せば兄弟在り、相逢うて一笑恩仇泯する」と予言したことがあります。

強固な中日友好協力関係は両国人民とその子孫の根本的 利益と長期の利益のあるところであり、またアジアと世界 の平和に有利なことでもあります。私たちが「中日共同声明」など三つの文献を基礎とし、歴史を鑑とし、目を未来に向ける精神にのっとり、兼れば相愛しみ、交われば相利し、共に奮闘しさえすれば、新世紀における中日両国の友好協力関係はかならずより大きな発展をとげるでしょう。中日両国人民はかならず新世紀のすばらしい未来を切り開くことができるでしょう。

私たちは中国と日本の間に世々代々にわたる友好関係を 樹立するため、手を携えて障害を取り除き、新世紀におけ る中日友好運動の新たな高まりを盛り上げようではありま せんか。

中国の環境事情

大分大学経済学部教授 薛 進軍

中国は1978年から改革開放の政策を実施し、20年余りの間、持続的に平均して二桁の成長率を遂げ、インフラや国民の生活水準等は顕著な向上を見せている。また、安価な労働力、豊富な資源、アジアの最大級市場となる将来性や地域発展の原動力があることから、多くの国際企業が中国に進出して活発に投資、生産、貿易活動をし、今や中国は「世界の工場」と呼ばれている。これらの成果に加えて昨年のWTO加盟、北京の2008年オリンピック大会開催決定なども含めて考えれば、これからの中国は経済発展が一層加速すると予想される。

しかし、急速な工業化の反面、深刻な環境問題も生じて いる。例えば大気汚染については、1994年に世界の50都市 で大気観測を行ったところ、北京、瀋陽、西安、上海、広 州の5つの都市は深刻な汚染のワースト10にランクされ、 塵に包まれた都市を目にすることは珍しくない。また、 『中国環境公報』によると、7大河川のうち約半数が汚染 されている。湖沼やダムの水域の富栄養化も進み、太湖、 巣湖、慎池の汚染も深刻な状態である。さらに酸性雨も、 主に長江以南、チベット高原の東、四川盆地で発生してお り、それによって生態環境の悪化も進んでいる。これら大 気汚染の主な原因は汚染物の排出が増加していることに起 因する。例えば、二酸化炭素 (CO₂)の排出量は世界全体 の13.4%を占め(1995年) 米国に次いで世界で第2位と なるなど、地球規模の環境問題においても重要な国となっ ている。こうした状況に対して、中国政府は環境保護を重 視する姿勢を明確に示してきたが、全体的な状況は依然と して厳しいままである。

環境問題は中国一ヵ国の問題でなく、その影響が近隣の東アジア諸国、特に日本に及ぶことが懸念される。例えば、森林伐採などの環境破壊によりロシアの極東地域から風が強く吹き、新疆などの中国西部が砂漠化され、内モンゴルの草原が減少し黄土が風によって運ばれて来ることによって、最近では「黄砂」という大気汚染問題が中国中に広がり、日本にも影響を及ぼしている。逆に、環境規制の厳しい国が汚染のある産業を中国に移転させ、汚染を加害した例も少なくない。特に西部における環境汚染は国際的影響も大きく、問題の解決には多国間協力も必要である。近年、日本は対中国経済協力において環境保護を重点分野とし、日本が過去に深刻な公害を克服した経験を生かして積極的な協力を展開している。また、日本の対中円借款は主に環

境改善・整備に投入されている。同時に政府以外にも地方 自治体、民間団体など多様な団体が中国との環境協力に取 1744んでいる。

しかし、現在の中国が過去の日本と同程度の汚染問題に 直面していると言っても、その背景にある国民経済が直面 している内外の状況、政策決定システム、経営者や住民の 意識・行動などは、現在の中国と当時の日本との間には大 きな差異がある。しかも、今までにこの方面に関して十分 な検討作業がなされたとは言い難く、各研究者や団体が手 探り状態で対中環境の取組を続けている。一方、中国では、 企業、特に中小企業の環境統計体制が完全に整備されてお らず、環境データが極めて少ないので、環境汚染の深刻さ が分からず、どのような汚染があるか、汚染の要因は何処 にあるか、環境対策をとっているかなどの問題が把握し難 い。従って、中国の環境問題を明らかにするため、企業調 査および現地考察によるデータの収集は極めて重要で、学 術研究がその第一歩であると思われる。

そのため、1994年より研究者を集め、「中国環境問題国際研究チーム」を結成し、中国国家環境保護総局、日本の環境省などと協力をしながら中国の環境問題を調査・研究してきた。

2001年より西部大開発に伴う環境問題を新しいテーマとして研究を進めている。本研究の目的は、西部地域における環境汚染の地域分布、汚染の要因を分析した上で、問題の解決案を提出し、西部開発に伴う環境問題のアジア諸国への国際的影響、およびその問題を解決するための国際協力、特に日本の協力のあり方等を検討することである。

調査は西部の西安市(陜西省) 蘭州市(甘肅省) 銀川市(寧夏回族自治区) 桂林市(広西壮族自治区)にてランダムサンプリングで130社の国有、集団企業について行うほか、調査の結果を計量経済的手法で分析する。

西部の環境問題を体験・把握するため、2001年の11月に銀川、西安、桂林、南寧等の都市で現地調査を行った。調査したのは西安市の洗剤メーカー「開米」公司、西郊汚水処理場、鉱山機械厰、桂林市の漓江ビール厰、桂林製紙厰、霊渠、南寧市の広西砂糖製造厰および各地域の環境保護局である。調査期間は短かったが、氷山の一角から中国の環境汚染の深刻さ、および政府、企業の環境対策の実態を垣間見ることができた。

西部の大都市の空気汚染は経済先進地域の都市より深刻である。大気汚染の原因はいろいろあって、その一つは工場の煙突から直接排出されている二酸化硫黄(SO₂) および工業粉塵とみられる。

中国のエネルギー構造は石炭が7割を占めている。今回の現地調査でも多くの企業が石炭を主な燃料として使っていることが明らかになった(写真1)。石炭を使用した際に発生する問題は汚染物の処理である。多くの企業は脱硫装置を使わずに硫化物をそのまま排出している。今回の現地調査で一部の工場が脱硫装置を使って石炭の廃棄物を処理していることを確認することはできたが、その装置はほとんど外国製であり、しかも国際環境協力として外国から寄贈されたものが多いことが分かった。

次に、中国では地下水源がひどく汚染され、水道水が直接飲めない状態であることがよく分かった。地下水汚染の

主な汚染源は工業廃水および生活廃水である。今回の調査都市西安は600万人の大都会であり、工業企業集中の地域であるにもかかわらず、廃水処理場は二つしかなく、廃水の処理量は廃水全体の3分の1にしか達成していない。多くの廃水は未処理のまま直接河や農地に排出されていることが分かった。それに関して、我々は政府、企業の関係者にヒアリングをしたが、そうした問題が未開決のままでいるのは環境対策資金不足のためであると答えている。

第三に、環境対策の難しさの一つは工場の規模が小さく、 技術が古いことにもよることが分かった。我々の研究では、 中国の企業、特に郷鎮企業は規模が小さく、工場が分散し ており、国の環境政策が厳しくても管理・監視ができない ことと、多くの中小企業は国有企業が捨てた機械、古い技 術を使っていることが中国環境問題の特徴の一つであると ことが分かっている。今回の現地調査でも、この問題を実



写真1 南寧市にある広西砂糖製造工場に石炭を卸している風景



写真2 桂林製紙工場に使っている50年代の古い機械

¹ 中国国家統計局編『中国統計年鑑2001』中国統計出版社、2002年。

感した。写真2のこの工場は高級包装紙を製造して日本などの先進国へ輸出しているが、その生産機械は1950年代のものであることが分かった。環境問題の一つの解決法として、新しい機械の導入、新技術の開発などが期待されると考えられる。

第四に、中国では1990年代以後環境政策を厳しく実施し環境汚染の改善に努めている。その対策の一つが汚染の少ない生産機械、技術の導入、および廃水処理の普及である。その中では日本からの先端技術も見られる(写真3)。また、工場の廃水も処理されるようになった。調査した桂林製紙工場では以前は、有害物を含有している廃水を漓江にそのまま排出し、川魚が汚染された原因の一つとなっていたが、90年代後半から廃水処理装置を導入し、廃水を処理して再利用している(写真4)。

第五に、環境政策を厳しく実施するには勿論、一般市民 の環境意識を高める必要がある。そのため、国家環境総局 を始め地方環境局、工場、学校まで環境教育が行われてい る。我々も調査の際に、寧夏大学、西北大学、陝西師範大学で環境研究の学術交流会、講演会を開いた。しかし、授業で教育するだけでは十分とはいえない。桂林で万里の長城に匹敵するくらい大きな古代巨大工程と呼ばれる「霊渠」を見学した際に、大いなる失望を体験した。霊渠は秦の始皇帝が中国を統一するために戦争を行ったとき、南部地域に兵士、食料を送るため人工的に造作られた運航用の河であり、2千年以前のものだがよく保存されている。現在、霊渠は公園となり、大勢の観光客が集まってきている。しかし、我々が訪れたその日には、市内の小学生およそ一千人が見学にやって来て、バーベキューなどの食事をした後にゴミが随意に捨てられていた光景が見られた。これでは真の環境教育にはまだまだ問題点があると思った(写真5)、今回、ベンチャービジネスに対して、有益な示唆を与えてくれた。

中国では、環境技術の開発が遅れ、環境保全産業が未発 達というのが現状である。したがって、技術的に高くて廉



写真3 環境対策をとっている桂林の砂糖製造工場にある脱硫装置



写真4 処理された製紙工場の廃水で金魚を養殖できる

価な環境装置の開発および生産は、中国にとっても日本にとっても大きなビジネスチャンスであると思われる。特に、中国では石炭による環境汚染を減らすため、石炭の液化などが計画されている。日本では60年代からのこの技術が開発されていたので、中国がエネルギー転換を迎えるこの時期は、日本にとって技術協力、企業進出の良い機会であると考えている。

次に、中国では、積極的に外国資本を誘致するために、「高新技術開発区」、「留学回国人員創業園」などを設置し、ベンチャービジネスが産まれる環境をつくっている。そこで、多くのベンチャービジネスが産まれることは時間の問題だと感じられる。これは日本の1960年代の高度成長、アジアNIESの1970年代の「キャッチ・アップ」という経済大プームの雰囲気に非常に似ていると思う。

最近、中国では環境保全のための環境技術や製品の開発、 環境産業分野でのベンチャービジネスが多く産まれているよ うだ。例えば、西安ではハイテクベンチャービジネスを中心 とする「新技術開発区」がある。その中で、「開米」という名前の洗剤工場は、小さな民営企業から起業し、ドイツ等の 先進国から新しい機械・技術を導入し「無公害」「無汚染」 の新型家庭用洗剤を生産し始めている。社員の中で従業員が 僅かに数十人という数ではあるが、若い技術者はその3分の 1を占めており、創業から5年足らずにして、急成長により 売上が約2億元(約34億円)に達し、製品も全国液体洗剤市 場の18%を占めるという快挙ぶりである(写真6)、ベンチャービジネスが産まれる環境が整備されていることは中国の 急速な経済成長の秘密の一つともいえるであろう。

経済発展と環境保全を両立できるように研究を推進するとともに、中国の高度成長による深刻な環境問題に注目をしてもらい、さらに国際協力を求めるための呼びかけであることも主張したい。我々が中国の環境問題への関心、研究を呼びかけるだけでなく、環境企業の成立や環境保全新製品の開発などベンチャービジネス起業家の行動も重要だと思われる。



写真5 霊渠公園を見学した小学生が捨てたゴミ



写真6 西安開米洗剤公司でドイツから導入された製造機械

朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)

ERINA調查研究部研究員 三村光弘

はじめに

朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮とする)は、1984年に合弁法(朝鮮語では合営法と表記)を制定し、対外経済関係を拡大する政策を法的に確認した。しかし、1980年代の北朝鮮の対外経済関係はまず社会主義国を基軸とし、それに発展途上国との経済関係の推進を組み合わせて対外経済関係の範囲を拡大し、その補充として資本主義国との経済関係の改善を目指したものであった。そのため、実際の事業は在日朝鮮人との合弁事業など限定された分野に限られた。

1990年代に入り、ソ連・東欧の崩壊にともない北朝鮮は主要な市場である社会主義市場を失った。北朝鮮は対外経済関係における基軸を失い、世界市場に参入せざるを得なくなった。その対応策として、1991年末、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒自由経済貿易地帯が設立された。

その後、1992年4月には憲法が改正され、対外関係の基本が階級的兄弟国との連帯から、自主・平和・親善へと変更された。1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関連法令を整備するだけでなく、社会全体を規制する民法、国籍法および民事訴訟法の改正、建設法、弁護士法、公証法、対外経済契約法、保険法、外国為替管理法などの立法を行った。

1992年憲法改正後、北朝鮮は対外経済関係を促進することをその政策として掲げるようになった。しかし、社会主義市場崩壊の影響は大きく、1993年までの第3次7カ年計画は、一部項目で計画数値を達成できないままに終了した。1993年末の朝鮮労働党中央委員会総会では農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義のスローガンを掲げる新経済戦略が決定されたが、1990年代後半には、重工業中心の経済政策が再び提唱されるようになった。しかし、1995年からの水害をはじめとする様々な災害により、北朝鮮の経済は混乱状態を抜け出すことができなかった。

このような状況の中で1998年に再度憲法改正が行われ

た。この憲法改正は、北朝鮮内部での経済の混乱と、それに対応した国営企業の相対的な独立という背景の中で行われた憲法改正である²。1998年憲法改正を受け、1999年2月26日の最高人民会議常任委員会政令で対外経済関係法の大幅な改正がなされた。

これらの法律は対外経済関係の基本法である外国人投資法、直接投資の形態とその企業創設、運営、解散などを規定した合弁法、合作法、外国人企業法、朝鮮版経済特区である羅津・先鋒経済貿易地帯での経済活動を規定した羅先経済貿易地帯法など、北朝鮮の対外経済関係法の基本中の基本である。憲法改正によって行政機構などにかなりの変更が加えられたが、それらとの整合性をとる字句上の改正だけではなく、1990年代前半にこれらの法律が立法あるいは改正された後の北朝鮮の対外経済関係に対する方針の変化が大きく反映された改正であった。

その後、これらの基本的な法律の改正に対応して、2000年3月に関連する行政法規の改正が行われ、それとともにいくつかの新しい法律や行政法規が新しく制定されたことが、2001年に北朝鮮の朝鮮対外経済協力推進委員会から出版された『法規集(外国投資関係1)および同2から確認された。これまで同委員会から1996~97年の間に発行された『黄金の三角州羅津-先鋒法規集(1~8)』には57の法規が収録されていたが、今回の法規集に収録されているのは36である(【表1】参照)。残りの法規がどうなったかについての、北朝鮮側からの説明を記した文献はない。

日本では、共和国の対外経済関連法について、最高人民会議常設会議法制部室長の手による、鄭鉄原著・大内憲昭監訳『朝鮮民主主義人民共和国外国投資法規概説』(明石書店、1997)が北朝鮮の海外直接投資に関する政策の概要および条文の和訳を提供している。また、韓国法研究者による西尾昭・張君三著『朝鮮民主主義人民共和国外国人投資関連法制』(啓文社、1997)も条文の紹介と若干の分析を行っている。しかし、1999年以降の対外経済関係法の条

^{&#}x27;これにともない、対外経済関係分野においても、アメリカ、日本を含む資本主義国との経済交流の拡大を前提とした規定が行われた。

² 1998年憲法改正における経済関連条項の変化については、拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の新経済戦略と1998年憲法改正」『阪大法学』第49巻第 16号(1999.5)219~243頁参照。

 $^{^3}$ この法規集は、1 が全国で適用される法規を集めたもので、2 が羅先経済貿易地帯のみに適用される法規を集めたものである。【表 1 】の $1\sim23$ が法規集 1 、 $24\sim36$ が法規集 2 に収録されている。

^{* 2002}年8月に来日した、朝鮮国際合弁総会社総社長・金勇術氏を団長とする経済代表団との交流において、2001年に改正された法律に対して以前存在した施行規定が法規集に欠落している点を指摘したところ、現在法規の調整を行っているところであり、いずれ発表されるという回答を得た。1999年2月26日に改正された合弁法や合作法、外国人企業法の施行規定の改正がその約1年~1年半後の2001年3月や2001年10月であることを考えると、この発言にはそれなりの信憑性がありそうである。

表1 北朝鮮の現行対外経済関係法

	法規名	最新の改定日		法規名	最新の改定日
1	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法	1999 / 2 / 26	19	外国人投資企業最新技術導入規定	2001 / 8 / 24
2	朝鮮民主主義人民共和国合弁法	1999 / 2 / 26	20	外国人投資企業名称制定規定	1999 / 3 / 13
3	合弁法施行規定	2000 / 3 / 11	21	外国人投資企業登録規定	1999 / 3 / 21
4	朝鮮民主主義人民共和国合作法	1999 / 2 / 26	22	外国人投資企業労働規定	1999 / 5 / 8
5	合作法施行規定	2000 / 3 / 11	23	朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法	2000 / 4 / 19
6	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法	1999 / 2 / 26	24	1001 24-200 1240 114-200-01240 20124	1999 / 2 / 26
7	朝鮮民主主義人民共和国外国投資銀行法	1999 / 2 / 26	25	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法	1999 / 2 / 26
8	朝鮮民主主義人民共和国土地賃貸法	1999 / 2 / 26	26	外国人企業法施行規定	2000 / 10 / 27
9	外国人投資企業財政管理規定	1999 / 12 / 4	27	羅先経済貿易地帯外国企業常駐代表事務所規定	2000 / 10 / 27
10	朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業及び外国人税金法	2001 / 5 / 17	28	羅先経済貿易地帯中継貿易規定	2000 / 10 / 27
11	朝鮮民主主義人民共和国税関法	1999 / 1 / 28	29	羅先経済貿易地帯請負建設規定	2000 / 10 / 27
12	朝鮮民主主義人民共和国環境保護法	1999 / 3 / 4	30	羅先経済貿易地帯中継荷主代理業務規定	1999 / 3 / 21
13	朝鮮民主主義人民共和国保険法	1999 / 2 / 4	31	羅先経済貿易地帯統計規定	1999 / 3 / 6
14	朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法	1999 / 7 / 21	32	羅先経済貿易地帯観光規定	2000 / 4 / 29
15	朝鮮民主主義人民共和国対外民事関係法	1998 / 12 / 10	33	羅先経済貿易地帯外国人投資企業財政管理規定	2000 / 5 / 13
16	朝鮮民主主義人民共和国公証法	1995 / 2 / 2	34	羅先経済貿易地帯外国人出入及び在留規定	2000 / 2 / 19
17	朝鮮民主主義人民共和国民事訴訟法	1994 / 5 / 25	35	羅先経済貿易地帯税関規定	2000/9/23
18	朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法	2000 / 12 / 26	36	羅先経済貿易地帯罰金規定	2000/12/8

【注】法令名を太ゴシック体で表示したものは、1999年2月26日以降に改正、制定されたものを表す。 また、番号をゴシック体の太字で示したものは、対外経済関係以外にも適用される関連法である。

文を紹介したものはまだない。

今回は、1999年 2 月26日以降に改正、制定された北朝鮮の対外経済関係法のうち、対外経済関係の基本法である外国人投資法、海外直接投資の内容と方法を規定する合弁法、合作法、外国人企業法および1999年以降に新たに制定された対外経済仲裁法、加工貿易法、外国人投資企業破産法、外国人投資企業最新技術導入規定、羅先経済貿易地帯罰金規定を紹介する。これらの法律の中で、改正されたものについては、改正された条文の解析から当該法律の変更点、問題点およびこの改正の意義を指摘する。また、新設されたものについては、その内容の概要、制定の意義、対外経済関係法の中での位置を考える。最後に、北朝鮮の対外経済関係法がどのように構成されているかを簡単に紹介するとともに、資料として、これらの法規の日本語訳を添付する。

1 外国人投資法

外国人投資法は、1992年に制定されたこの法律は、海外直接投資に関する定義を規定した、北朝鮮の海外直接投資を総括する基本法である。1999年の改正では、定義規定が整理され、「外国投資関係の基本法」(第2条)であることを宣言する部分が追加された。また、在外同胞の投資に関する規定が、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」から「海外朝鮮同胞」に変更された(第5条)。これは、以前の規定が韓国からの投資を可能にしているものと解すると、大韓民国(以下、韓国とする)からの投資を外国人投資法

の枠組みでは行わないものとして取り扱うことになるため、この改正がこのような意味を持つものかどうかが関心を集めた⁵。その他、外国投資家の投資可能項目に「建設」が新たに加わり(第6条)「共和国内の企業と連合することができる」条項(第13条)が削除された。

外国投資家および外国人投資企業の保護条項(第4条) 投資推奨項目(第7条)推奨部門に対する優待(第8条) 羅先経済貿易地帯での特恵(第9条)投資の制限、禁止 に関する条項(第11条)土地の賃貸(第15条)労働力の 採用および解雇(第16条)納税義務(第17条)国有化、 接収を行わない原則(第19条)利潤送金(第20条)経営 秘密の保障(第21条)紛争処理(第22条)などは、旧法 との質的違いはない。

2 羅先経済貿易地帯法

羅先経済貿易地帯法は朝鮮版経済特区である羅津・先鋒 自由経済貿易地帯での経済活動を規定するための地帯の基本法として、1993年1月、自由経済貿易地帯法という名称 で制定された。

その後、地帯名が羅先経済貿易地帯に変更されたが、 1999年2月26日の改正で、法律名も羅先経済貿易地帯法に 変更された。今回の改正では、以前の自由経済貿易地帯法 が規定上、対象地域を羅津・先鋒に限定してはいなかった のに対して、今回の改正でこの法律は羅先経済貿易地帯の みを対象にすることになったことがまずあげられる⁵。

次に、法によって規制される事項と準拠する法律に変化

⁵ しかし、もともと外国人投資法では韓国からの投資を規定してはいないという説もあり、この説に従えば、今回の改正は、単なる字句の変更に 過ぎないことになる。

⁶ 1998年憲法では、経済貿易地帯も「特殊経済地帯」という概念の中に入るので、今回の法改正が共和国国内において、これ以上経済特区または それに類似する地帯が増えないということを直接的に意味するわけではない。

があった。(第6条)以前は「自由経済貿易地帯内でのすべての活動」が法による規制の対象となったが、改正法では「羅津・先鋒貿易経済地帯内での対外経済貿易活動」が法による規制の対象になり、同時に旧法の「自由経済貿易地帯と関連した法と規定に規制されていない事項は、共和国の当該法と規定に準じる」規定が削除された「。外国人投資法と同じく、「共和国領域外に居住している朝鮮同胞」概念(旧法第7条)が削除され、「海外朝鮮同胞」という表現に変更された。

外国人投資法の改正にあわせて、権限の中央政府への集中が行われている。改正前は、総投資額がインフラ部門において2,000万ウォンまで、その他の部門において1,000万ウォンまでの申請は地帯当局に企業設立の認可権限があったが(旧法第12条)、改正後はすべて中央で行うことになり(第9条)、羅先市人民委員会の機能は、投資申請を受理して、中央に提起するのみになった(第12条第2号)。また、中央政府の各部門の羅先経済貿易地帯における任務と権限を定める条項が新設された(第10条)。

その他、合意価格(市場価格)の適用範囲が、すべての商品から、外国投資企業が生産した商品価格へと変更された(第22条)。価格決定権限は国家から羅先市へと移譲された。「合弁,合作企業と共和国の機関、企業所、団体による経済貿易地帯への支社、代理店、出張所等の設置」に対して、改正前には特段の制限がなかったが、改正後は内閣承認が義務づけられるようになった(第19条)。また、紛争解決では、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第42条)。

それ以外の条項、例えば土地賃貸(第20条) 労働力の 採用及び解雇(第21条) 貿易船の自由な出入(第23条) 特恵関税制度(第四章) 通貨、金融(第五章) 特恵条件 (第36~40条) は旧法から大きな変更はない。

3 合弁法

北朝鮮の対外経済関係法でもっとも歴史の古い合弁法は、1984年に制定され、1994年に大幅に改正された後、今回の改正となった。今回の改正で、合弁は羅先経済貿易地帯を

基本とすることとなった。ただし、「必要に応じ、他の地域でも合弁企業を創設することができる」という規定があるので、実際にこのような変更が強力に推進されているかどうかは現時点では不明である。。

合弁企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合弁企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった(第9条)。その他、合弁企業の出資分の譲渡、相続については、従来自由に行えたものが、相手方当事者との合意を義務づけるようになった(第12条)。

その他の合弁企業の機構及び経営活動(第三章)、合弁企業の決算及び分配(第四章)については、大きな変更点はない。合弁企業の解散及び紛争解決(第五章)は、紛争解決手段が羅先経済貿易地帯法と同じく、改正前は裁判、仲裁、第三国での仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判、第三国での仲裁の順に変更された(第47条)

4 合作法

合作は1992年に登場した比較的新しい投資類型である。 合作法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正とな る。今回の改正では、合弁と同じく合作も羅先経済貿易地 帯を基本とすることとなったが、「必要に応じ、他の地域 でも合弁企業を創設することができる」という規定がある のもまた同じである(第5条)、「共和国領域外に居住する 朝鮮同胞」の規定は完全に削除された。

合弁法と同じく、合弁企業設立手続が変更され、従来自由経済貿易地帯当局に認められていた、一部の合作企業設立認可の権限が廃止され、すべて中央での承認が必要となった。その他、合作企業の出資分の譲渡、相続については、この法律では当初より相手側当事者の合意及び企業設立を承認した機関の承認が必要となっていたので、変更はない。

紛争解決手段については、羅先経済貿易地帯法、合弁法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された(第21条)。なお、合作法では第三国での仲裁は予定されておらず、ここでの仲裁は北朝鮮の国内での仲裁のみである。

⁷ これは共和国において、法により社会を規制するという考えが後退したというよりは、以前の法が、自由経済貿易地帯における経済活動に対する規制を法によって行うことを強調するあまり、経済活動に関係のない事項についても、法による規制を行うように表現してしまったと考える方が妥当であろう。つまり、1993年の時点でも、羅津・先鋒自由経済貿易地帯において、経済活動以外のすべての社会規制を法により行うという発想はなかったということである。こう考えれば、今回の改正後の条文が、立法者の意思を正確に反映したものであるといえる。

^{*} この改正の意図が、羅先経済貿易地帯の振興にあるのか、それとも羅先経済貿易地帯以外では加工貿易など、従来の投資類型と異なった形態を 重視するところにあるのかを言い切るのは難しい。しかし、理事会を最高決議機関とし、外国側が経営に参加する合弁企業よりも、共和国側がイニ シアティブをとる合作や加工貿易の方が、経営上の摩擦が少ないことは想像に難くない。

[®] 基本法である外国人投資法で、海外朝鮮同胞の投資が認められているので、外国人企業法に規定がなくとも、海外朝鮮同胞が外国人企業を設立 することに問題はない。

5 外国人企業法

外国人企業とは、外国人が全額出資する企業のことを意味する。合作とともに、この投資類型は1992年に登場した。 外国人企業法は1992年に制定され、今回の改正が最初の改正となる。合作法と同じく、「共和国領域外に居住する朝鮮同胞」の規定は削除された。

企業設立手続が変更され、企業の設立申請を行う前に関係機関と協議を行うことが義務づけられた(第7条)。また、国内企業との連合は行うことができなくなった(第10条)。

外国人企業の経営活動(第三章) 外国人企業の解散及び紛争解決(第四章)については、紛争解決手段の予定内容が、羅先経済貿易地帯法、合弁法、合作法と同じく、改正前は裁判、仲裁の順で記されていたものが、仲裁、裁判の順に変更された(第31条)。外国人企業法においても、第三国での仲裁は予定されていない。

6 対外経済仲裁法

今回の改正で、外国人投資法、羅先経済貿易地帯法、合 弁法、合作法、外国人企業法のすべてにおいて、紛争解決 の類型として仲裁が裁判の前に規定されるようになった。 紛争解決の方式としては、まず当事者間での協議を行った 後、それでも解決できない場合には、北朝鮮の仲裁または 裁判機関での解決、一部の投資類型では、当事者の合意に より第三国の仲裁での解決を予定している。

これまでも、紛争解決の類型として、裁判と仲裁が規定されてきた。裁判での解決については、1994年に民事訴訟法が改正され、手続について知ることができたが、仲裁手続などがどのように行われるのかについての詳細は明らかではなかった。仲裁に関する法律としては、1999年に制定されたこの対外経済仲裁法が最初のものである。

北朝鮮の仲裁機関には、貿易、投資、サービスと関連した紛争を取り扱う朝鮮国際貿易仲裁委員会と海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を取り扱う朝鮮海上仲裁委員会の2つが存在する。

仲裁の方法や手続、内容は、諸外国のものと大きくは変わらない。ただし、この法律に規定されたとおりに仲裁が行われているかどうか、また仲裁委員会が機能しているかどうかについては、確認がとれていない。

7 加工貿易法

加工貿易法は、2000年12月、それまでの加工貿易規定を 発展的に改正する形で立法された法律である。制定後、韓 国のメディアを通じて条文が発表されたが、北朝鮮からの 文献で確認できたのは、今回が初めてである。内容的には、 韓国のメディアが発表したものと同じであった。

加工貿易には、北朝鮮が外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易と外国企業から原料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出する保税加工貿易の2類型が予定されている。

加工貿易法は、対外経済関係法に分類されているが、外国人投資法には、加工貿易という類型の投資類型を規定してはいない。このため、外国人投資法の下位ではなく、独立した存在であるといえる。

8 外国人投資企業破産法

外国人投資企業破産法は、2000年4月に新たに制定された法律であるが、その前身は、合弁法施行規定や合作法施行規定、外国人企業法施行規定に規定されていた企業の破産条項である。これらの規定のうち、破産条項を法律として整備したのがこの法律である。

外国人投資企業の破産手続を法律の形として明らかにしたことは、これまでの対外経済開放の結果、破産を必要とした企業が多かったことを意味しているのではないかと思われる。

破産の提起は、債務償還能力のない企業とその債権者が行う(第8条)ことになっている。企業の清算の際に、債務償還能力がないことがわかった場合、企業清算を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる(同第2項)、破産の手続については、破産の提起及び破産宣告(第二章)、破産債権の届出及び調査並びに確定(第三章)、破産財産の分配(第四章)の順に規定されており、和解(第五章)および制裁(第六章)の規定がそのあとについている。

9 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定は、2001年8月に制定された、外国人投資企業が最初に導入した特許技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国家が奨励する部門の技術に対して特恵を付与することにより、外国からの技術移転を促進するための行政法規である。北朝鮮のハイテク産業の重視姿勢が2000年以降、目立ってきていたが、それを後押しする内容の規定であるといえる。

10 羅先経済貿易地帯罰金規定

この規定は、羅先経済貿易地帯における罰金の適用に関する行政法規である。罰金を予定している秩序違反は、交

通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びバス利用 秩序、商品販売秩序、都市経営秩序、国土環境保護秩序、 電力利用秩序、衛生防疫秩序、獣医防疫秩序、国境又は地 帯境界税関検査及び検疫秩序と多岐にわたっている。北朝 鮮における秩序違反にいくらくらいの金銭的制裁が規定さ れているのかがよくわかる、興味ある内容である。

おわりに

以上、簡単に北朝鮮の対外経済法の改正点、新たに制定された法規の特徴についてみてきた。基本的に、1992年外国人投資法で規定された外国人投資法を基本法とし、投資類型を合弁法、合作法、外国人企業法で規定していく体系は現在でも維持されている。現在、この外国人投資法の枠組みの他に、加工貿易法に基づく加工貿易(賃加工)の体系が新たにできた。

外国人投資の枠組みに、外国人と在日、在米朝鮮人のような海外朝鮮同胞が入ることは疑う余地がないが、韓国からの投資を外国人投資の枠組みに現在入れているかどうかという点については、法律の解釈上も、実際の運営上も明白にそうだと言える証拠はない。加工貿易法に基づく加工

貿易に関しては、このような制約は設けられていない。

1999年4月以降の対外経済関係法規の改正は、1999年2 月の改正に伴う調整といえるものも多い。しかし、対外経 済仲裁法は、これまで不明確であった紛争解決についての 準則を示すものである。加工貿易法は新たな投資類型を規 定している。外国人投資企業破産法は、企業の破産につい ての条項を、これまでの行政法規の規定から法律として明 確化した。外国人投資企業最新技術導入規定は先進国から の技術移転のための特恵条項を定め、このような投資を推 奨することを明確にした。このように、今回の北朝鮮の対 外経済関係法の改正は、1984年の合弁法の制定をはじめと する対外経済法の誕生、1992年の憲法改正後に1992~1995 年にかけて行われた対外経済法の大幅な拡充と、関連法の 整備に続く大きな変化といえる。2002年7月からとられた 新しい経済政策とも関連し、北朝鮮で新たな法的枠組みが 用意されはじめているのではないかと考えられる点も多い。 次回は、今回紹介した合弁、合作、外国人企業の3つの 投資類型について、条文とその施行規則の分析を通じて、 北朝鮮における海外直接投資を行う上での手続面について

Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (Summary)

分析を行っていく。

Mitsuhiro Mimura Researcher, Research Division, ERINA

In 1984, the Democratic People's Republic of Korea (hereafter the DPRK) enacted the Law on Equity Joint Ventures, which is the country's first foreign investment-related law open to countries other than socialist ones. Although the law was intended to open the country to investors in the west and Japan, its main market in the 1980s was the socialist market. Therefore, the targets of joint ventures in Japan were limited to Koreans living in Japan and the scale was rather small.

At the beginning of the 1990s, the DPRK lost its main market, the socialist market, due to the collapse of the Soviet Union and eastern European socialist regimes. Since then, the DPRK has had to struggle in the world market. One of its responses was to establish the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone (FETZ) in late 1991, the first special economic zone in its history.

In April 1992, the DPRK amended its constitution, changing its foreign policy from comradeship with other working class nations to Independence, Peace, and Solidarity. The change in the legal arena continued between

1992 and 1995; it established a series of foreign investment-related laws and established or revised basic laws, i.e. the Civil Law, Nationality Law, Civil Proceedings Act, Construction Law, Attorney Law, Notary Public Law, Insurance Law, and the Foreign Exchange Control Law, which regulate the whole of society.

After the amendment of the constitution in 1992, the DPRK tried to encourage foreign investment in the country, especially in the Rajin-Sonbong FETZ. It also changed its economic policy in 1993, to shift the focus from heavy industry to agriculture, light industry and trade. In spite of some of the action it took, the DPRK was unable to bring about the recovery of its economy to the level that it occupied before the loss of the socialist market.

In 1998, the DPRK amended its constitution again. This was mostly because of the structural change of its government as a result of Kim Il Sung's death. It was also due in part to changes in the country during the course of the economic hardship it endured during the 1990s, when its economic system fell into disorder and the leaders of its

economy changed.

On February 26, 1999, major amendments to foreign investment-related laws took place. The list contained the Law on Foreign Investment, which is the basic law relevant to foreign investment, and the Law on the Rason Economic and Trade Zone, which established the principle behind the only special economic zone in the country. The Law on Equity Joint Ventures, the Law on Contractual Joint Ventures, and the Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises, which established modes of investment, were also revised. This was the third major change in the history of the DPRK's foreign investment laws. The list of recent foreign investment-related laws is as follows:

This paper makes a comparison of the five basic laws on foreign investment revised in 1999 and five laws/regulations newly enacted after Feb. 26, 1999. The former are the Law of the DPRK on Foreign Investment, the Law of the DPRK of on Equity Joint Ventures, the Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures, the Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises and the Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone, with a Japanese translation of both the old and new texts. The latter are the External Economic Arbitration Law of the DPRK, the Processing Trade Law of the DPRK, the Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises, Regulations on the Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises and Fine Regulations for the Rason ETZ with a Japanese translation of each law/regulation.

The next paper will deal with Implementation Regulations of the three laws regulating modes of investment and will detail the DPRK's foreign investment procedure.

Table 1 List of Current Foreign Investment-Related Laws of the DPRK

No.	Name of laws/regulations	Date*						
1	The Law of the DPRK on Foreign Investment	26-Feb-99						
2	The Law of the DPRK on Equity Joint Ventures	26-Feb-99						
3	Implementation Regulations for the Law on Equity Joint Ventures	11-Mar-00						
4	The Law of the DPRK on Contractual Joint Ventures	26-Feb-99						
5	Implementation Regulations for the Law on Contractual Joint Ventures	11-Mar-00 26-Feb-99						
6	The Law of the DPRK on Foreign Exchange Control							
7	The Law of the DPRK on Foreign Investment Banks							
8	The Law of the DPRK on the Leasing of Land	26-Feb-99						
9	Regulations on the Financial Management of Foreign-Invested Enterprises	04-Dec-99						
10	The Law of the DPRK on Foreign-Invested Businesses and Foreign Individual Tax	17-May-01						
11	Customs Law of the DPRK	28-Jan-99						
12	The Law of the DPRK on the Protection of the Environment	04-Mar-99						
13	Insurance Law of the DPRK	04-Feb-99						
14	External Economic Arbitration Law of the DPRK	21-Jul-99						
15	The Law of the DPRK on External Civil Relations	10-Dec-98						
16	The Notary Public Law of the DPRK	02-Feb-95						
17	The Civil Proceedings Act of the DPRK	25-May-94						
18	Processing Trade Law of the DPRK	26-Dec-00						
19	Regulations on Introduction of the Latest Technologies by Foreign-Invested Enterprises	24-Aug-01						
20	Regulations on the Naming of Foreign-Invested Enterprises	13-Mar-99						
21	Regulations on the Registration of Foreign-Invested Enterprises	21-Mar-99						
22	Labor Regulations on Foreign-Invested Enterprises	08-May-99						
23	Bankruptcy Law of the DPRK for Foreign-Invested Enterprises	19-Apr-00						
24	The Law of the DPRK on the Rason Economic and Trade Zone	26-Feb-99						
25	The Law of the DPRK on Wholly Foreign-Owned Enterprises	26-Feb-99						
26	Regulations for the Implementation of the DPRK Law on Wholly Foreign-Owned Enterprises	27-Oct-00						
27	Regulations on Resident Representative Offices of Foreign Enterprises in the Rason ETZ	27-Oct-00						
28	Regulations on Entrepot Trade in the Rason ETZ	27-Oct-00						
29	Regulations on Contract Construction in the Rason ETZ	27-Oct-00						
30	Regulations on Forwarding Agencies in the Rason ETZ	21-Mar-99						
31	Regulations on Statistics in the Rason ETZ	06-Mar-99						
32	Regulations on Tourism in the Rason ETZ	29-Apr-00						
33	Regulations on Financial Management of Foreign-Invested Enterprises in the Rason ETZ	13-May-00						
34	Regulation on Foreigners' Immigration and Residence in the Rason ETZ	19-Feb-00						
35	Customs Regulations for the Rason ETZ	23-Sep-00						
36	Fine Regulations for the Rason ETZ	08-Dec-00						

^{*}Date means the date of most recent revision or the date of enactment.

資料 北朝鮮の対外経済関係法(1)

1.外国人投資法(新旧対照表)

旧条	旧条文	新条	新条文
1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国 の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内	1	世界各国との経済協力を拡大発展させることは、朝鮮民主主義人民共和国 の一貫した政策である。 国家は、完全な平等と互恵の原則に基づき、外国投資家が共和国領域内
2	に投資することを奨励する。 本法は、外国投資家の投資を保障し、外国人投資企業を創設し運営する一般原則及び秩序を包括的に規制する。 外国投資家とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。 外国人投資企業とは、共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び 外国人企業をいう。 合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。 合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で 運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。 外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。	2	に投資することを奨励する。 本法は、外国投資家の投資を保障し、外国投資企業の合法的権利と利益を保障するための一般原則及び秩序を包括的に規制する外国投資関係の基本法である。 外国投資企業とは、共和国領域内に投資する外国の法人及び個人をいう。外国投資企業とは、共和国領域内に創設した合作企業、合弁企業及び外国人企業を内容とする外国人投資企業と外国企業をいう。合作企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が運営し、契約条件に従い、相手側の投資分を償還し又は利潤を分配する企業をいう。合弁企業とは、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共同で運営し、投資分に従い、利潤を分配する企業をいう。
3	外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業を設立することができ、自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国人企業とは、外国側投資家が単独で投資し、経営する企業をいう。 外国投資家は、共和国領域内に合作企業及び合弁企業、羅先経済貿易地帯 内に外国人企業を創設し運営することができる。
4	国家は、共和国の法に従い、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利 及び利益を保障する。	4	国家は、外国投資家及び外国人投資企業の合法的権利、利益及び経営活動 条件を保障する。
5	外国の機関、会社、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に投資することができる。共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い投資することができる。	5	外国の機関、企業体及び個人並びにその他の経済組織は、共和国領域内に 投資することができる。海外朝鮮同胞も、該当する法規に従い投資するこ とができる。
6	外国投資家は、工業、農業、運輸、逓信、科学技術、観光、流通、金融をはじめとする各部門に投資することができる。	6	外国投資家は、工業、農業、建設、運輸、逓信、科学技術、観光、流通、 金融をはじめとする各部門に投資することができる。
7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い 製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究 及び技術開発部門に対する投資を奨励する。	7	国家は、先端技術をはじめとする現代的技術及び国際市場で競争力が高い 製品を生産する部門並びに資源開発及びインフラ建設部門並びに科学研究 及び技術開発部門に対する投資を奨励する。
8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめと する各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供 等の優待を受ける。	8	奨励する部門に投資して設立された外国人投資企業は、所得税をはじめと する各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸付の優先的提供 等の優待を受ける。
9	自由経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1.国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。	9	羅先経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は、次の各号に定める特恵的な経営活動条件を保障される。 1.国家が別途に定めた品目を除き、輸出入物資について関税を適用しない。
	2.生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。		2 . 生産部門で利潤が生じた年から3年まで、所得税を支払わず、その後2年まで、所得税を50%の範囲で軽減することができる。所得税率は、他の地域より低く、決算利潤の14%とする。
10	国家は、自由経済貿易地帯内に企業を創設又は運営するために入出国する 外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。	10	国家は、当該企業において羅先経済貿易地帯内に企業を創設又は運営する ために入出国する外国投資家の手続及び方法を便利に定めるようにする。
11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。	11	民族経済発展と国の安全に支障をきたし、又は経済技術的に立ち後れ、環境保護の要求に抵触する対象の投資は、禁止または制限する。
12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノー・ハウをはじめと する財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財 産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき.当事者間の合意に従い 評価する。	12	外国投資家は、貨幣財産、現物財産、工業所有権及びノー・ハウをはじめ とする財産と財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と 財産権の価値は、当該時期の国際市場価格に基づき.当事者間の合意に従 い評価する。
13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代表部及び出張所を設け、若 しくは子会社を設立することができ、若しくは共和国又は外国の会社と企 業を連合することもできる。	13	外国人投資企業は、共和国又は外国に支社、代理店及び出張所を設け、若 しくは子会社を設立することができ、若しくは外国の会社と企業を連合す ることもできる。
14	共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の 法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代表部及び出張所は、共和 国の法人とはならない。	14	合作企業、合弁企業及び外国人企業は、共和国の法人となる。 共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代理店及び出張所は、共和 国の法人とはならない。
15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年まで賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。	15	国家は、外国投資家及び外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年までの期間で賃貸する。賃貸した土地は、賃貸期間内に、当該機関の承認の下に、譲渡又は相続することができる。
16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、政務院対外経済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、 採用又は解雇しなければならない。	16	外国人投資企業は、共和国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員並びに特殊な職種の技術者及び技能工は、中央貿易指導機関との合意の下に、外国人を採用することができる。 共和国の労働力は、当該労働力斡旋機関と契約を締結し、それに従い、 採用又は解雇しなければならない。
17	外国投資家と外国人投資企業は、共和国の当該法に従い、所得税、取引税 及び財産税をはじめとする税金を納めなければならない。	17	外国投資家と当該外国人投資企業は、所得税、取引税及び財産税をはじめ とする税金を納めなければならない。
18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	18	外国投資家は、利潤の一部又は全部を共和国領域内に再投資することができる。この場合、再投資分について、すでに納付した所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
19	外国人投資企業及び外国投資家が投資した財産は、国有化し、又は国家が接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。	19	国家は外国人投資企業及び外国投資家が投資した財産は、国有化し、又は接収しない。 やむを得ない事情により国有化又は接収する場合には、該当する補償を行う。
\Box	1. 70	ш	13.70

旧条	旧条文	新条	新条文
20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	20	外国投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の所得及び企業を清算して残った資金は、共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、共和国領域外に送金することができる。
21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国投資家との合意 なしに公開しない。	21	国家は、外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国投資家との合意なしに公開しない。
22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関又は仲裁機関において、 当該手続きに従い審議解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解決 することもできる。	22	外国人投資と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国が定める 仲裁又は裁判手続に従い解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起して解 決することもできる。

2 . 羅先経済貿易地帯法

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 自由経済貿易地帯法の基本		第一章 羅先経済貿易地帯法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法は、自由経済貿易地帯を創設 し、効果的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに 寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国羅先経済貿易地帯法は、羅先経済貿易地帯を効果 的に管理運営し、対外経済協力及び交流を拡大発展させることに寄与する。
2	自由経済貿易地帯は、特恵的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及びサービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。 自由経済貿易地帯では、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。 同地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経済貿易活動を行う。	2	羅先経済貿易地帯は、特恵的な貿易並びに中継輸送、輸出加工、金融及び サービス地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域であ る。 羅先経済貿易地帯では、国家が特別に確立した制度及び秩序に従い、経 済貿易活動を行う。
3	国家は、中央対外経済機関及び自由経済貿易地帯当局を通じて、自由経済 貿易地帯の開発及び管理運営事業を指導する。	3	羅先経済貿易地帯内において、貿易、外国投資、地帯の開発及びその管理 運営は、内閣の統一的な指導の下に行う。
4	国家は、投資家が自由経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに付与 された権利を法的に保護する。	4	国家は、外国投資家が羅先経済貿易地帯に投資した資本及び所得、それに 付与された権利を法的に保護する。
5	投資家は、自由経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法の自由な選択権を 有する。	5	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業管理及び経営方法を自由に選択 することができる。
6	自由経済貿易地帯内でのすべての活動は、同地帯と関連した共和国の法及び規定に従う。自由経済貿易地帯と関連した法及び規定に規制されていない事項は、共和国の当該法及び規定に準じる。	6	羅先経済貿易地帯内での経済貿易活動は、本法及び地帯関連法規に従い行う。
7	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯 内で経済貿易活動を行うことができる。		
		7	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内において、合作、合弁、単独投資等の 型式で経済貿易活動を行うことができる。
	第二章 管理機関の権限及び任務		第二章 管理運営機関の任務及び権限
8	自由経済貿易地帯の管理機関には、中央対外経済機関及び地帯当局が属する。 中央対外経済機関は、自由経済貿易地帯の開発及び経済管理運営を委任 された中央執行機関であり、地帯当局は、現地執行機関である。	8	羅先経済貿易地帯の管理運営機関には、中央貿易指導機関、当該中央機関 及び羅先市人民委員会が属する。 中央貿易指導機関及び当該中央機関は、自己の任務及び権限に従い、貿 易、外国投資、地帯の開発、管理運営事業を指導する機関であり、羅先市 人民委員会は、地帯全般の事業を現地で執行する機関である。
9	中央対外経済機関は、次の各号に掲げる事業を行う。 1. 国家の政策に基づいて、自由経済貿易地帯の開発、経済管理運営と関連した執行対策を立てる。 2. 自由経済貿易地帯の経済管理運営事業を正常に掌握指導する。 3. インフラ建設部門においては総投資額2,000万ウォン以上の対象を、その他の部門においては総投資額1,000万ウォン以上の対象を審議し、承認する。	9	中央貿易指導機関は、羅先経済貿易地帯と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1.貿易、外国投資と関連した国家的な執行対策を立てる。 2.当該中央機関との連携の下に、経済貿易事業を正常に指導する。 3.外国投資対象申請を受理し、審議処理する。
		10	当該中央機関は、羅先経済貿易地帯開発計画、予算編成及び執行、財政銀行、土地賃貸、国土及び都市建設、建設明示許可等の事業を自己の任務と権限に合わせて行うことができる。
10	中央対外経済機関は、地帯当局を通じて投資承認申請書を受理したならば、 当該投資の対象に従い、国家計画委員会、国家科学技術委員会、財政部、 国家建設委員会をはじめとする関係機関と合意した後に審議し、その結果 を地帯当局に通知する。		
11	地帯当局は、自由経済貿易地帯の開発及び経済管理事業を組織執行する。 地帯当局は、行政経済部署及び外国投資と関連した事業を担当する対外 経済部署で構成される。	11	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資及び地帯開発を促進し、その管理運営事業を合理的に組織施行するための対外経済部署を置くことができる。
12	地帯当局は、次の各号に掲げる事業を行う。 1.住民行政、都市経営をはじめとする行政経済事業を行う。 2.社会秩序を維持し、人身及び財産を保護する。 3.地帯の開発計画を作成、宣伝、執行する。 4.すべての投資申請を受理し、総投資額がインフラ建設部門において2,000万ウォンまでの対象を、その他の部門において1,000万ウォンまでの対象を審議し承認する。 5.企業登録、営業許可を行う。 6.投資家の労働力採用を援助する。 7.土地及び建物を賃貸又はその他の形式で譲渡する。 8.建物、構築物、作業場の建設、改築について、直接又は間接的なサービスを提供する。 9.この他に、地帯に対する投資及び開発を促進し、管理運営を改善するための事業を行う。	12	羅先市人民委員会は、貿易、外国投資、地帯開発と関連して、次の各号に掲げる事業を行う。 1.貿易及び地帯開発計画を作成、宣伝、執行する。 2.外国投資申請を現地で受理し、その審議承認を中央貿易指導機関に提起する。 3.企業登録、営業許可を行う。 4.外国投資企業の労働力採用を援助する。 5.土地、建物利用権の譲渡を審議し、当該中央機関にその承認を提起する。 6.建物、構築物、作業上の建設、改築に対して、直接又は間接的にサービスを行う。 7.その他、地帯の管理運営を改善するための事業を行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
13	中央対外経済機関及び地帯当局は、投資申請文書を受理した日から、合作企業、合弁企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的効果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。	13	中央貿易指導機関は、地帯に対して投資申請文書を受理した日から、合作企業、合弁企業は50日、外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。 国の安全、住民の健康及び動植物の成長に害を与える対象、国家が定めた環境保護限界基準を超過する対象、経済技術的に立ち遅れた対象、経済的効果がない対象への投資は、禁止又は制限することができる。
14	中央対外経済機関及び地帯当局は、次の各号に掲げる場合に、自らが承認した企業の創設若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1.投資条件に反した場合 2.共和国の法に重大な違反をした場合	14	中央貿易指導機関及び羅先市人民委員会は、次の各号に掲げる場合に、外国投資企業の創設承認若しくは営業許可を取り消し、又は営業を中止させることができる。 1.投資条件に反した場合 2.共和国の法に重大な違反をした場合
15	地帯当局は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高めるために、 技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営する。	15	羅先市人民委員会は、外国投資企業で働く勤労者の技術技能水準を高める ために、技術人材養成基金を創設し、養成機関を運営することができる。
16	地帯当局は、諮問委員会を組織することができる。 諮問委員会は、地帯当局の代表、当該機関、企業所の代表及び外国投資 家代表で構成され、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。	16	羅先市人民委員会は、諮問委員会を組織し運営することができる。 諮問委員会は、人民委員会、当該機関、企業所の代表及び外国投資家代表で構成し、地帯の開発及び管理運営事業を協議、協力する。
	第三章 経済活動条件の保障		第三章 経済活動条件の保障
17	すべての商品は、自由経済貿易地帯内に自由に搬入し、それを貯蔵、保管、 組立、分解、選別、包装、修理し、又は地帯内か。ら国外へ搬出すること ができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品 は、搬入することができない。	17	羅先経済貿易地帯内では商品を搬入し、貯蔵、保管、組立、分解、選別、 包装、修理し、又それを国外へ搬出することができる。 国の安全及び社会道徳生活、住民の健康及び動植物の成長に有害な商品 は、搬入することができない。
	外国投資家は、自由経済貿易地帯内に投資し、企業を設立運営することが		外国投資家は、羅先経済貿易地帯内に企業を設立運営し、又は中継輸送を
18	できる。 共和国の機関、企業所、団体も、国家の承認の下に、自由経済貿易地帯 に単独又は外国投資家と合弁、合作の形式で投資することができる。	18	行うことができる。 共和国の機関、企業所、団体も、内閣の承認の下に、羅先経済貿易地帯 に単独又は合弁、合作の形式で投資し、経済貿易活動を行うことができる。
19	外国投資企業及び共和国の機関、企業所、団体は、自由経済貿易地帯内に 経済貿易活動のための支社、代理店、出張所を設置することができる。	19	合弁、合作企業及び共和国の機関、企業所、団体は、内閣の承認なく、羅 先経済貿易地帯内に支社、代理店、出張所等を設置することができない。
20	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内で必要な土地を賃借することができ、また賃貸機関の承認の下に、賃借期間を延期することができる。	20	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内で必要な土地を賃借する ことができ、土地を賃貸した機関の承認の下に、賃借期間を延長すること ができる。
21	外国投資企業は、地帯の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は解雇することができる。 外国投資企業は、自由経済貿易地帯外の他の地域にいる共和国の技術者、高級技能工を地帯の労働力斡旋機関に申請し、保障を受けることができ、また地帯当局の対外経済部署との合意の下に、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人から採用することができる。	21	外国投資企業は、羅先経済貿易地帯内の労働力斡旋機関と締結した契約に従い、必要な労働力を採用し、又は採用した労働力を解雇することができる。必要により、一部の管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工を外国人で採用することができる。この場合、羅先市人民委員会と合意しなければならない。
22	自由経済貿易地帯内における商品の価格は、販売者と購入者の間の合意に よって定めることができる。一部の大衆必需品の価格は、国家が定める。	22	羅先経済貿易地帯内における外国投資企業が生産した商品の価格は、販売 者と購入者の間の合意によって定める。 重要原料、資材及び一部の大衆必需品の価格は、羅先市人民委員会が定 めることができる。
23	自由経済貿易地帯にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、 自由に出入りすることができる。	23	羅先経済貿易地帯内にある貿易港には、貿易船及び船員が国籍に関係なく、 港出入秩序に従い自由に出入りすることができる。
24	自由経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を 地帯外にある共和国の企業所に委託することができる。地帯外で行なわれ た加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、その委託加工は、地帯 内で行なった生産活動と同じものと認定する。	24	羅先経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材及び部品の加工を 地帯外にある共和国の企業所、団体に委託することができる。 地帯外で行なわれた加工額が企業の全生産額の40%を超えない場合、そ の委託加工は、地帯内で行なった生産活動と同じものと認定する。
	第四章 関税		第四章 関税
25	国家は、自由経済貿易地帯で特惠関税制度を実施する。	25	国家は、羅先経済貿易地帯内で特恵関税制度を実施する。
26	自由経済貿易地帯で、次の各号に掲げる商品については関税を免除する。 1.加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2.生産及び経営に必要な物資及び生産した輸出商品 3.投資家に必要な一定の量の事務用品及び生活用品 4.地帯建設に必要な物資 5.通過する外国の貿易貨物	26	羅先経済貿易地帯内では、次の各号に掲げる商品に対しては関税を免除する。 1.加工輸出を目的として地帯内に搬入される商品 2.生産及び経営に必要な物資並びに生産した輸出商品 3.外国投資家に必要な一定の量の事務用品及び生活用品 4.地帯建設に必要な物資 5.通過する外国の貿易貨物
27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1.外国から自由経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2.自由経済貿易地帯内で生産された商品又は輸入した商品を共和国の他 の地域に販売するために搬出する場合	27	次の各号に掲げる場合には、本法第26条を適用しない。 1、外国から羅先経済貿易地帯内に商品を販売するために搬入する場合 2、羅先経済貿易地帯内で生産され又は輸入した商品を共和国の他の地域 に販売するために搬出する場合
28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税を支払わなければならない。	28	外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内に販売する場合には、その商品生産に使用した輸入原料並びに資材及び部品に対する関税 を支払わなければならない。
29	自由経済貿易地帯内の企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめ とする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。	29	羅先経済貿易地帯内の外国投資企業は、税関の検査文書及び商品の送り状をはじめとする商品の搬出入と関連した文書を5年間保管しなければならない。
	第五章 通貨、金融		第五章 通貨、金融
30	自由経済貿易地帯における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対 する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。	30	羅先経済貿易地帯内における流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引に対する決済は、朝鮮ウォン又は転換性外貨で行うことができる。 朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い
	朝鮮ウォンに対する外貨の換算は、外貨管理機関が発表した比率に従い 行う。		行う。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に 口座を設けることができる。	31	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国及び外国の銀行に 口座を設けることができる。
32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の 銀行に預金して使用しなければならない。	32	外国投資企業及び外国人は、共和国及び外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。 貸し付けられた朝鮮ウォン及び外貨で購入した朝鮮ウォンは、共和国の銀行に預金して使用しなければならない。
33	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。	33	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。
34	外国投資企業及び外国人は、自由経済貿易地帯内の定められた場所で外貨 有価証券を取り引きすることができる。	34	外国投資企業及び外国人は、羅先経済貿易地帯内の定められた場所で外貨 有価証券を取り引きすることができる。
	第六章 保証及び特恵		第六章 保証及び特恵
35	外国投資家は、自由経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、 配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国 外に送金することができ、国外から自由経済貿易地帯に搬入された財産を 経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。	35	外国投資家は、羅先経済貿易地帯内で企業活動を行なって得た利潤、利子、 配当金、賃貸料、サービス料及び財産販売収入金をはじめとする所得を国 外に送金することができ、国外から羅先経済貿易地帯に搬入された財産を 経営期間が終了した後、制限なく国外に搬出することができる。
36	自由経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。	36	羅先経済貿易地帯内の企業所得税率は、決算利潤の14%とする。
37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対して、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。	37	経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から3年間免除し、その後2年間は、50%の範囲で軽減することができる。 総投資額が6,000万ウォン以上となるインフラ建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を利潤が生じはじめた年から4年間免除し、その後3年間は、50%の範囲で軽減することができる。
38	奨励部門に投資する投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料 を低くすることができる。	38	奨励部門に投資する外国投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を低くすることができる。
39	奨励部門に投資する投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。	39	奨励部門に投資する外国投資家は、共和国の金融機関から経営活動に必要 な資金の貸付を優先的に受けることができる。
40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。	40	外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上となる場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラ建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に該当する所得税額の全額の返還を受けることができる。
41	国家は、自由経済貿易地帯に直接入ってくる外国人に無査証制度を実施する。	41	外国人は、羅先経済貿易地帯に当該手続に従い無査証で直接入ってくることができ、滞在、居住することができる。
	第七章 紛争解決		第七章 紛争解決
42	自由経済貿易地帯における経済活動と関連した意見の相違は、当事者間で協議の方法で解決する。	42	羅先経済貿易地帯における経済貿易活動と関連した意見の相違は、協議の 方法で解決する。 協議の方法で解決できない場合には、朝鮮民主主義人民共和国の定めた 仲裁又は裁判手続で解決し、第三国の仲裁機関に提起して解決することも できる。
43	外国投資企業の経済活動と関連した紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国 の裁判機関又は仲裁機関で当該手続に従い審議解決し、また第三国の仲裁 機関に提起して解決することもできる。		

3.合弁法(新旧対照表)

旧条	旧条文	新条	新条文	
	第一章 合弁法の基本		第一章 合弁法の基本	
1	朝鮮民主主義人民共和国合弁法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合弁法は、わが国と世界各国との間の経済技術協力と交流を拡大発展させることに寄与する。	
2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と共和国の領域内 に合弁企業を創設し運営することができる。共和国の領域外に居住してい る朝鮮同胞とも合弁企業を創設し運営することができる。 共和国の領域外における合弁企業の創設は、本法に準じない。	2	わが国の機関、企業所及び団体は、外国の法人又は個人と企業を合弁することができる。 合弁企業は羅先経済貿易地帯に創設することを基本とする。 必要に応じ、他の地域でも合弁企業を創設することができる。	
3	合弁は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代的技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合弁を奨励する。	3	合弁は、科学技術、工業、建設、運輸をはじめとする各部門で行うことができる。 国家は、先端技術をはじめとする現代的技術を導入する対象、国際市場で競争力が高い製品を生産する対象、インフラ建設対象並びに科学研究及び技術開発対象に対する合弁を奨励する。	
4	合弁当事者は、合弁企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出 資額内でのみ責任を負う。	4	合弁当事者は、合弁企業を運営する過程で生じる負債について、自己の出 資額内でのみ責任を負う。	
5	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。	5	合弁企業は、当事者が出資した財産に対する所有権を有し、独自に経営活動を行う。	
6	合弁企業は、当該登録機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合弁企業の合法的権利及び利益を保護する。	6	合弁企業は、当該機関に登録した日から共和国の法人となる。 国家は、合弁企業の合法的権利及び利益を保護する。	
7	国家は、奨励する対象、共和国の領域外に居住している朝鮮同胞と行う合 弁企業及び一定の地域に創設された合弁企業に対して、税金の減免及び有 利な土地利用条件の提供等の優待をする。	7	国家は、奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合弁企業及び一定の地域に創設された合弁企業に対して、税金の減免及び有利な土地利用条件の提供等の優待をする。	
8	合弁企業は、経営活動を本法に従い行う。本法で規制しない事項は、共和国の該当する法と規定に準じる。	8	合弁企業の経営活動は本法に従い行う。 本法で規制しない事項は、共和国の該当する法規に従う。	

旧条	旧条文	新条	新条文
	第二章 合弁企業の創設		第二章 合弁企業の創設
9	合弁を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国の投資家は、関係機関と協議し合弁契約を締結した後、政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局に企業の定款、契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合弁企業創設申請文書を提出しなければならない。 政務院対外経済機関又は自由経済貿易地帯当局は、合弁企業創設申請文書を理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。	9	合弁を行おうとするわが国の機関、企業所及び団体並びに外国投資家は、関係機関と協議し合弁契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業の定款契約書写本及び経済技術見積書等を添付した合弁企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合弁企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を行わなければならない。
10	合弁企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、道(直轄市) 行政経済委員会又は自由経済貿易地帯当局に行う。 企業を登録した日が合弁企業創設日となる。 合弁企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機関 に税務登録を行わなければならない。	10	合弁企業の登録は、企業創設が承認された日から30日以内に、企業所在5の道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会に行う。 企業を登録した日が合弁企業創設日となる。 合弁企業は、企業を登録した日から20日以内に、企業所在地の財政機同 に税務登録を行わなければならない。
11	合弁企業に出資する割合は、合弁当事者が合意して定める。 合弁当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ、 土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて、 合弁当事者が合意して定める。	11	合弁企業に出資する割合は、合弁当事者が合意して定める。 合弁当事者は、貨幣財産及び現物財産、工業所有権、技術のノー・ハウ 土地利用権等で出資することができる。 この場合、出資したものの価値は、当該時期の国際市場価格に準じて 合弁当事者が合意して定める。
12	合弁当事者は、自己の出資分を相続することができ、また第3者に譲渡することもできる。	12	合弁当事者は、自己の出資分を合弁相手方の同意を得た後理事会で討議決定して第3者に譲渡し、又は相続することができる。
13	合弁企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、わが国又は外国に支社を 出すことができる。	13	合弁企業は、内閣の承認の下に、わが国又は外国に支社、支店、出張所等を出すことができ、外国の会社と企業を連合することができる。
14	合弁当事者は、定められた期間内に出資しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に出資できない場合には、企業創設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。	14	合弁当事者は、定められた期間内に出資しなければならない。 やむを得ない事情で定められた期間内に出資できない場合には、企業 設を承認した機関の許可を受けて、出資期間を延長することができる。
15	合弁企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30~70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し、 変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。	15	合弁企業の登録財産は、投資規模に従い、総投資額の30~70%以上とならなければならない。 登録財産を増やそうとする場合には、企業創設を承認した機関と合意し変更登録を行わなければならない。 登録資本は、減らすことができない。
	第三章 合弁企業の機構及び経営活動		第三章 合弁企業の機構及び経営活動
16	合弁企業には、理事会を置く。 理事会は、合弁企業の最高決議機関である。	16	合弁企業には、理事会を置く。 理事会は、合弁企業の最高決議機関である。
17	理事会は、合弁企業の定款を修正補充し、又は合弁企業の発展対策、経営活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命及び解任等の重要な問題を討議決定する。	17	理事会は、合弁企業の定款を修正補充し、又は合弁企業の発展対策、経 活動計画、建設及び分配並びに責任者、副責任者及び財政監査員の任命が び解任等の重要な問題を討議決定する。
18	合弁企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要な管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。	18	合弁企業には、責任者、副責任者、財政簿記成員を置き、その他に必要で 管理成員を置くことができる。 責任者は、自己の活動について理事会に責任を負う。
19	合弁企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、自 己の活動について理事会に責任を負う。	19	合弁企業には、財政検閲員を置くことができる。 財政検閲員は、企業の経営活動状況を日常的に検閲することができ、 己の活動について理事会に責任を負う。
20	合弁企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。	20	合弁企業は、定款及び理事会の決定に従い管理運営する。
21	合弁企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない 事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設を 承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。	21	合弁企業は、定められた期間内に操業しなければならない。やむを得ない事情で定められた期間内に操業することができない場合には、企業創設。承認した機関に提起し、操業期日の延長の承認を受けなければならない。
22	合弁企業は営業許可証書を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可証書は、投資規模に従い、政務院対外経済機関又は自由経済貿 易地帯当局が発給する。 営業許可証書を発給した日が合弁企業の操業日となる。	22	合弁企業は営業許可を所有してはじめて営業活動を行うことができる。 営業許可は、投資規模に従い、中央貿易指導機関又は羅先市人民委員 が行い、営業許可証書を発給する。 営業許可証書を発給した日が合弁企業の操業日となる。
23	合弁企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生産した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定められた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければならない。	23	合弁企業は、経営活動に必要な物資を共和国の領域内で購入し、又は生した製品を共和国の領域内で販売することができる。この場合、定めらた期間内に年間物資購入及び製品販売計画を当該機関に提出しなければない。
24	合弁企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出することができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。	24	合弁企業は、経営活動に必要な物資を輸入し、又は生産した製品を輸出ることができる。この場合、当該輸出入物資については搬出搬入の承認のみを受ける。
25	合弁企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、政務院対外経済機関ま たは自由経済貿易地帯当局の承認を受けなければならない。	25	合弁企業は、承認された業種の範囲で経営活動を行わなければならない。 業種を増やしたり、変更しようとする場合には、企業創設を承認した 関の承認を受けなければならない。
26	合弁企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。契約で 定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、政務院対外経 済機関との合意の下に、外国人を採用することができる。	26	合弁企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。 契約で定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工には、外 人を採用することができる。 この場合中央貿易指導機関と合意しなければならない。
27	合弁企業は、共和国の労働法と外国投資企業に適用する労働規定に従い、 労働力を管理し、利用しなければならない。	27	合弁企業は、共和国の労働法規と外国投資企業に適用する労働規定に従い 労働力を管理し、利用しなければならない。
28	合弁企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けなければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	28	合弁企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けければならない。必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。
29	合弁企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から受けることができる。	29	合弁企業は、経営活動に必要な資金の貸付をわが国又は外国の銀行から けることができる。
30	合弁企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共和 国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。	30	合弁企業は、経営のための財政簿記計算を外国人投資企業と関連した共 国の財政簿記計算規範に従い行わなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
31	合弁企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入 しなければならない。	31	合弁企業は、保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入 しなければならない。
32	合弁企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合弁企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	32	合弁企業の従業員は、職業同盟組織を組織することができる。 合弁企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
	第四章 合弁企業の決算及び分配		第四章 合弁企業の決算及び分配
33	合弁企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。	33	合弁企業の決算年度は、1月1日から12月31日までとする。 年間決算は、翌年の2月以内に行う。
34	合弁企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力 費、減価償却費、物資購入経費、企業管理費、保険料並びに販売費用等を 含んだ原価とその他の支出を差し引いた決算利潤を確定する方法で行う。	34	合弁企業の決算は、総収入から原料及び資材費、燃料及び動力費、労働力費、減価償却費、物資購入経費、職場及び企業管理費、保険料並びに販売費用等を含んだ原価を差し引いて利潤を確定し、その利潤から取引税又は営業税とその他の支出を差し引き、決算利潤を確定する方法で行う。
35	合弁企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合弁企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。	35	合弁企業は、登録資本の25%に該当する金額になるときまで、毎年得た決算利潤の5%を予備基金として積み立てなければならない。 予備基金は、合弁企業の欠損を補填し、又は登録資本を増やすことにのみ使用することができる。
36	合弁企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化 厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。	36	合弁企業は、生産拡大及び技術発展基金、従業員のための賞金基金、文化 厚生基金並びに養成基金等の必要な基金を創出しなければならない。 基金の種類と規模、利用対象と範囲は、理事会で討議決定する。
37	合弁企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合弁当事者間に分配する方法で行う。	37	合弁企業は、決算文書を財政検閲員による監査に付し、理事会で批准した 後、利潤を分配しなければならない。利潤分配は、決算利潤から所得税を 納め、予備基金をはじめとする必要な基金を控除した後、出資分に従い合 弁当事者間に分配する方法で行う。
38	合弁企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生 じた年から一定期間減免を受けることができる。	38	合弁企業は、税金を納めなければならない。ただし、所得税は、利潤が生 じた年から一定期間減免を受けることができる。
39	合弁企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。	39	合弁企業は、当該年度の決算利潤から前年度の損失を補填することができる。 この場合、補償期間は連続して4年を超えることができない。
40	合弁企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企業創設を承認した機関及び財政機関をはじめとする当該機関に提出しなければならない。	40	合弁企業は、四半期及び年間の財政簿記決算書を定められた期間内に、企 業創設を承認した機関、財政機関及び当該機関に提出しなければならない。
41	外国の合弁当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内 に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資 分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。	41	外国の合弁当事者は、分配を受けた利潤の一部又は全部を共和国の領域内 に再投資することができる。この場合、すでに納付した所得税から再投資 分に該当する所得税の一部又は全部の還付を受けることができる。
42	外国の合弁当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算 して分配された資金を国外に送金することができる。	42	外国の合弁当事者は、企業運営で得た利潤、その他の所得及び企業を清算 して分配された資金を国外に送金することができる。
	第五章 合弁企業の解散及び紛争解決		第五章 合弁企業の解散及び紛争解決
43	合弁企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履 行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散さ れる。	43	合弁企業は、存続期間の満了、支払い能力の喪失、当事者の契約義務不履 行及び自然災害等の事情で企業を運営することができない場合に、解散される。
44	合弁企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可又は裁判所の判決に従い解散することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い解散される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。 清算委員会は、合弁企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。	44	合弁企業は、存続期間の終了前にも解散事由が生じれば、理事会で討議決定し、企業創設を承認した機関の許可を受けて解散し、又は裁判所の判決に従い破産することができる。企業創設を承認した機関の許可を受けて解散される場合には理事会が、裁判所の判決に従い破産される場合には裁判所が清算人を任命し、清算委員会を組織する。清算委員会は、合弁企業のすべての取引業務を継続し、清算を終了した後10日以内に、企業登録取消手続を行わなければならない。
45	合弁企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前 に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認 を受けなければならない。 存続期間の計算は、道(直轄市)行政経済委員会又は自由経済貿易地帯 地帯当局に企業を登録した日から行う。	45	合弁企業は、存続期間を延長しようとする場合、当該機関の終了6ヶ月前に理事会で討議決定した後、企業創設を承認した機関の存続期間延長承認を受けなければならない。 存続期間の計算は、道(直轄市)人民委員会又は羅先市人民委員会に企業を登録した日から行う。
46	合弁企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴、請願を行うことができる。 申訴、請願を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に審議処理しなければならない。	46	合弁企業は、行政機関の指示又は行政機関職員の行為に対して意見がある場合、当該上級機関に申訴を行うことができる。 申訴を受理した機関は、それを受理した日から30日以内に調査し処理しなければならない。
47	合弁と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和 国の裁判機関又は仲裁機関に提起して解決し、若しくは第3国の仲裁機関 に提起して解決することもできる。	47	合弁と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和 国が定めた仲裁又は裁判手続で解決し、あるいは第3国の仲裁機関に提起 して解決することもできる。

4.合作法(新旧対照表)

旧条	旧条文	新条	新条文			
	第一章 自由経済貿易地帯法の基本		第一章 羅先経済貿易地帯法の基本			
1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及 び技術交流を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との間の経済協力及 び技術交流を拡大発展させることに寄与する。			
2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が 生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、また は利潤を分配する企業をいう。	2	合作企業は、共和国側投資家と外国側投資家が共同で投資し、共和国側が 生産と経営を行い、合作契約条件に従い、相手側の投資分を償還し、又は 利潤を分配する企業をいう。			
3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を 生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも 組織することができる。	3	合作企業は、輸出することのできる製品及び先進技術が導入された製品を 生産する部門に組織することを基本としながら、観光、サービス部門にも 組織することができる。			
4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場 で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。	4	国家は、外国投資家が現代的な設備及び先端技術を投資し、又は国際市場で競争力が高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。			

旧条	旧条文	新条	新条文
5	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い合作を行うことができる。	5	合作投資は羅先経済貿易地帯内で行うことを基本とする。 必要に応じて、他の地域でも行うことができる。
6	合作を行おうとする機関、企業所及び団体は、当該上級機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、政務院対外経済機関に合作申請書を提出しなければならない。このとき、申請書には、契約書、経済技術見積書を始めとする該当する文書を添付しなければならない。	6	国家は奨励する対象、海外朝鮮同胞と行う合作企業及び一定の地域に創設された合作企業に対して、税金の減免、有利な土地利用条件の提供等の優待を行う。
7	政務院対外経済機関は、合作申請書を受理した日から50日以内に、それについて承認又は否決する決定を下さなければならない。	7	経済合作を行おうとする共和国の機関、企業所及び団体は、関係機関と協議し、外国投資家と合作契約を締結した後、中央貿易指導機関に企業の定款、契約書の写し、経済技術見積書等の文書を添付した合作企業創設申請文書を提出しなければならない。 中央貿易指導機関は、合作企業創設申請文書を受理した日から50日以内に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
8	合作企業は、合作が承認された後30日以内に、当該企業所所在地の道(直轄市)行政経済委員会に登録しなければならない。 登録した日が、合作企業創設日となる。	8	合作企業は、企業創設が承認された日から30日以内に、当該企業所在地の 道(直轄市)人民委員会に企業登録をしなければならない。 企業を登録した日が、合作企業創設日となる。 合作企業は、企業登録をした日から20日以内に当該財政機関に税務登録 をしなければならない。
9	合作企業は、承認された合作業種を勝手に変更することができない。 承認された業種を変更しようとする場合には、政務院対外経済機関の承 認を受けなければならない。	9	合作企業は、営業許可を所有してはじめて、営業活動をすることができる。 営業許可は中央貿易指導機関又は羅先市人民委員会が行い、営業許可証 書を発行する。 合作企業が、承認された合作業種を増やし、又は変更しようとする場合 には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。
10	合作を行う一方が、その権利と義務を第3者に全部又は一部を譲渡しようとする場合には、相手方の同意を得た後、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	10	合作当事者は自己の出資分を合作相手方の同意を得た後、企業創設を承認 した機関の承認を得て、第3者に譲渡し、又は相続することができる。
11	合作企業は、契約に従い、外国投資家側の技術者を受け入れて使用し、又は政務院対外経済機関の合意の下に、第3国の技術者を採用して使用することができる。	11	合作企業は、従業員をわが国の労働力で採用しなければならない。 契約により定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工は外国 人で採用することができる。この際、中央貿易指導機関と合意しなければ ならない。
12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、生産した製品を輸出 することができる。	12	合作企業は、生産及び経営に使用する物資を輸入し、又は生産した製品を 輸出することができる。
13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本とし、双方の合意により他の方法で行うこともできる。	13	外国投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品で行うことを基本と し、双方の合意により他の方法で行うこともできる。
14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配 義務を履行することにまず使用することができる。	14	合作企業で生産された製品と得た収入は、合作契約に従い、償還又は分配 義務を履行することにまず使用することができる。
15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の 外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することができる。	15	外国投資家が合作企業から得た合法的利潤及びその他の所得は、共和国の 外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することができる。
16	合作投資者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。 共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめと する合作経営において提起される重要な問題を協議する。	16	合作当事者は、非常設的な共同協議機構を組織することができる。 共同協議機構では、新技術の導入、製品の質の向上、再投資をはじめと する合作経営において提起される重要な問題を協議する。
17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行う。 合作企業は、規定に従い、決算書を当該機関に提出し、財政銀行機関の 監督を受けなければならない。	17	合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年度別に行わなければならない。 合作企業は、定めに従い、財政簿記決算書を当該機関に提出し、財政機関の監督を受けなければならない。
18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めたところに従い、税金を納めなければならない。	18	合作企業は契約に従い利潤を分配する場合、法が定めたところに従い、税 金を納めなければならない。
19	合作当事者の中で、いずれか一方が合作契約義務を履行せず、、企業を運営することができなくなった場合、政務院対外経済機関の承認の下に、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。	19	合作当事者の一方が契約上の義務を履行せず、企業を運営することができなくなった場合には、双方が合意した後、企業創設を承認した機関の承認を受け、合作企業を解散することができる。この場合、発生した損害に対する責任は、契約義務を履行しない当事者が負う。
20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。 合作企業は、合作期間が終了する場合又は期限前に解散される場合、法 が定めたところに従い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなけ ればならない。 合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、 当該機関の終了6ヶ月前に、政務院対外経済機関の承認を受けなければな らない。	20	合作は、合作期間が満了すれば終了する。 合作企業は、合作期間が終了し、又は終了前に解散する場合、法規に従 い、債権債務関係を清算し、登録取消手続を行わなければならない。 合作当事者が合作期間の終了後も、合作を継続しようとする場合には、 当該機関の終了6ヶ月前に、企業創設を承認した機関の承認を受けなけれ ばならない。
21	合作と関連して、生じる意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、 当該機関に従い審議解決する。	21	合作と関連して、生じた意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和 国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。

5 . 外国人企業法 (新旧対照表)

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 外国人企業法の基本		第一章 外国人企業法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国は、世界各国との経済関係を拡大発展させるため に、外国の法人と個人が自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設し運営す ることを許容する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法は、羅先経済貿易地帯に外国人企業 を創設し運営し、世界各国との経済協力と交流を拡大発展させることに寄 与する。
2	外国人企業は、外国投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設 し、独自に経営活動を行う企業をいう。	2	外国人企業は、外国投資家が企業運営に必要な資本の全部を投資して創設 し、独自に経営活動を行う企業をいう。
3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、 外国人企業を創設し運営することができる。	3	外国投資家は、電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、被服加工工業、日用品工業並びに運輸及びサービスをはじめとする各部門で、 外国人企業を創設し運営することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文
4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障	4	国家は、外国投資家が投資した資本及び企業運営で得た所得を法的に保障
5	する。 外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならず、 人民経済の発展を阻害する行為をしてはならない。	5	する。 外国投資家は、共和国の法と規定を尊重し、徹底して守らなければならず、 人民経済の発展に支障を与える行為をしてはならない。
6	共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、本法に従い、自由経済貿易地帯	6	本法は羅先経済貿易地帯に適用する。
	内に独自に企業を創設運営することができる。 第二章 外国人企業の創 設	-	第二章 外国人企業の創設
7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、外国人企業創設申請書を政 務院対外経済機関に提出しなければならない。このとき、申請書には、企 業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議 批准に必要な文書を添付しなければならない。	7	外国人企業を創設しようとする外国投資家は、関連機関と協議し、中央貿易指導機関に外国人企業創設申請文書を提出しなければならない。この場合、企業の定款、経済技術見積書、投資家の資本信用確認書をはじめとし、審議に必要な文書を添付しなければならない。
8	政務院対外経済機関は、外国人企業創設申請書を受理した日から80日以内に、関係機関との協議を経て、その創設の承認又は否決の決定を下さなければならない。	8	中央貿易指導機関は、外国人企業創設申請文書を受理した日から80日以内 に、企業創設を承認又は否決する決定を下さなければならない。
9	外国投資家は、企業創設が承認されれば、30日以内に企業所在地の道行政 経済委員会に企業を登録しなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関 に税務登録を行わなければならない。	9	外国投資家は、企業創設が承認された日から、30日以内に羅先市人民委員会に企業登録をしなければならない。 企業を登録した日が、外国人企業創設日となる。 外国人企業は、企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関 に税務登録を行わなければならない。
10	外国人企業は、政務院対外経済機関の承認の下に、共和国又は外国に支社、 代表部及び出張所を設け、若しくは子会社を設立することができ、また共 和国や外国の会社と企業を連合することもできる。	10	外国人企業は、内閣の承認の下に、共和国又は外国に支社、代理店、出張 所等を設け、若しくは子会社を設立することができ、あるいは外国の会社 と企業を連合することもできる。
11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該 建設機関に委託して行うことができる。	11	外国投資家は、外国人企業を設立するうえで必要な建設を、共和国の当該 建設機関に委託して行うことができる。
12	外国投資家は、承認された外国人企業創設申請書に指摘された期間内に投資しなければならない。やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。	12	外国投資家は、承認された外国人企業創設承認文書に指摘された期間内に 投資しなければならない。 やむを得ない事情で、定められた期間内に投資することができない場合 には、当該機関の承認を受けて、投資期日を延期することができる。
13	政務院対外経済機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。	13	中央貿易指導機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資 しない場合には、すでに承認した外国人企業創設を取り消すことができる。
	第三章 外国人企業の経営活動		第三章 外国人企業の経営活動
14	外国人企業は、政務院対外経済機関が承認した企業の定款の範囲内で経営 活動を行わなければならない。	14	外国人企業は、承認された企業の定款の範囲内で経営活動を行わなければ ならない。
15	外国人企業は、企業を登録した道経済行政委員会に、生産及び輸出入計画 を提出しなければならない。	15	外国人企業は、企業を登録した羅先市人民委員会に、生産及び輸出入計画 を提出しなければならない。
16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から 搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に 販売することもできる。	16	外国人企業は、経営活動に必要な物資を共和国から購入し、又は外国から 搬入することができ、あるいは生産した製品を輸出することも、共和国に 販売することもできる。
17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を 共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本 とする。	17	外国人企業が共和国の原料、資材及び設備を購入し、又は生産した製品を 共和国に販売することは、共和国の当該貿易機関を通じて行うことを基本 とする。
18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座 を開設することもできる。	18	外国人企業は、朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を開設しなければ ならない。 外貨管理機関との合意の下に、共和国の他の銀行又は外国の銀行に口座 を開設することもできる。
19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営決算を共和国の 外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならな い。	19	外国人企業は、企業所在地内に財政簿記文書を置き、経営計算を共和国の 外国人投資企業と関連した財政簿記計算規範に従い行わなければならな い。
20	外国人企業は、企業運営と関連した労働力を企業所在地の労働力斡旋機関 と締結し採用した労働力を解雇することができる。	20	外国人企業は、従業員を共和国の労働力で採用しなければならない。 契約により定められた管理人員、特殊な職種の技術者及び技能工は外国 人で採用することができる。この場合、中央貿易指導機関と合意しなけれ ばならない。
21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、 外国人企業と労働条件の保障 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。	21	外国人企業で働く従業員は、職業同盟組織を設立することができる。 職業同盟組織は、共和国労働法規に従い、従業員の権利と利益を保護し、 外国人企業と労働条件の保障と関連した契約を締結し、その履行を監督す る。 外国人企業は、職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。
22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、ある いは共和国の外貨管理と関連した法と規定に従い、国外に送金することも できる。	22	外国人企業は、企業運営で得た合法的利潤を再投資することができ、ある いは共和国の外貨管理と関連した法規に従い、共和国領域外に送金することもできる。
23	外国人企業が保険に加入しようとする場合には、朝鮮民主主義人民共和国 の保険に加入しなければならない。	23	外国人企業は保険に加入する場合、朝鮮民主主義人民共和国の保険に加入 しなければならない。
24	外国人企業は、法が定めたところに従い、税金を納めなければならない。	24	外国人企業は、法が定めたところに従い、税金を納めなければならない。
25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製 品を輸出する時には、それに対して関税を適用しない。	25	外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を搬入する時、又は生産した製品を輸出する場合には、それに対して関税を適用しない。
26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を他人に譲渡しようとする場合には、政務院対外 経済機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。	26	外国人企業は、登録資本を増やすことができる。 外国人企業が登録資本を譲渡しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければならない。 外国人企業は、存続期間内に、登録資本を減らすことができない。
27	政務院対外経済機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督 検閲することができる。	27	中央貿易指導機関と財政機関は、外国人企業の投資及び税務状況を監督検 関することができる。

旧条	旧条文	新条	新条文	
	第四章 外国人企業の解散及び紛争解決		第四章 外国人企業の解散及び紛争解決	
28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散しようとする場合又はその期間を延長しようとする場合には、政務院対外経済機関の承認を受けなければならない。	28	外国人企業は、承認された存続期間が終了すれば解散される。 外国投資家は、存続期間の終了前に企業を解散し、又はその期間を延長 しようとする場合には、企業創設を承認した機関の承認を受けなければな らない。	
29	政務院対外経済機関をはじめとする当該機関は、外国投資家と外国人企業 が本法に違反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若し くは罰金を科すことができる。	29	中央貿易指導機関及び当該機関は、外国投資家及び外国人企業が本法に違 反した場合、その情状により、企業を中止又は解散させ、若しくは罰金を 科すことができる。	
30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した道行政経済委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。 外国人企業の財産は、生産手続の終了前に、勝手に処理することができない。	30	外国投資家は、外国人企業が解散又は破産した場合、企業を登録した羅先 市人民委員会に解散又は破産登録を行わなければならない。	
31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判所又は仲裁機関において、 当該機関に従い審議解決する。	31	外国人企業と関連した意見の相違は、協議の方法で解決する。 協議の方法で解決することができない場合には、朝鮮民主主義人民共和 国が定めた仲裁又は裁判手続に従い解決する。	

6. 対外経済仲裁法

朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法

チュチェ88 (1999) 年 7 月21日 最高人民会議常任委員会政令第875号として採択

第一章 対外経済仲裁法の基本

- 第1条 朝鮮民主主義人民共和国対外経済仲裁法は、対外経済紛争解決において、制度と秩序を厳格に確立し、紛争事件を正確に審理解決し、紛争当事者の権利及び利益を保護することに貢献する。
- 第2条 対外経済紛争の解決は、朝鮮国際貿易仲裁委員会、朝鮮海上仲裁委員 会等の仲裁委員会が行う。

朝鮮国際貿易仲裁委員会は、貿易、投資、サービスと関連した紛争を、朝 鮮海上仲裁委員会は、海上輸送、海難救助、共同海損等の紛争を審理解決す 2

- 第3条 仲裁委員会は委員長、副委員長、書記長、委員等で構成する。 委員長、副委員長、書記長は、仲裁委員会事業を担当する。
- 第4条 対外経済仲裁で審理解決する紛争は、以下の各号に掲げるとおりである。
 - 1.わが国の機関、企業所、団体と外国企業間に生じた紛争
 - 2.わが国の機関、企業所、団体と外国人投資企業間に生じた紛争
 - 3 . 外国人投資企業と外国投資企業の間に生じた紛争
 - 4 . 外国投資企業と外国企業間に生じた紛争
 - 5 . 外国企業と外国企業間に生じた紛争
 - 6. わが国の機関、企業所、団体、外国人投資企業及び外国企業と海外朝鮮 同胞、外国人間に生じた紛争
- 第5条 対外経済仲裁は、紛争当事者の書面合意に従い、紛争当事者の一方が 提出した仲裁提起文書により行う。

書面合意には、契約に含まれている仲裁条項又は紛争発生後、当事者が締結した仲裁契約が含まれる。

- 第6条 国家は、対外経済紛争解決において、客観性、科学性、公正性、迅速性を保障し、過ちのある紛争当事者に責任を負わせるようにする。
- 第7条 国家は、仲裁活動において、国際条約及び慣例を尊重し、国際機構、 外国との協力及び交流を発展させるようにする。

第二章 仲裁の提起

第8条 紛争当事者は、自己の権利及び利益を保護するために、仲裁を提起することができる。

仲裁の提起は時効期間内に仲裁提起書及びそれに添付すべき文書を仲裁委員会に提出する方法で行う。

- 第9条 仲裁提起書に明らかにしなければならない内容は、次の各号に掲げる とおりである。
 - 1.紛争当事者の名称(氏名) 法的住所及び法的代表又はその代理人
 - 2. 仲裁機関、準拠法統の仲裁合意内容
 - 3.請求内容及び金額
 - 4. 裁決員の選定と関連した意思表示又は裁決員の氏名
 - 5.その他、必要な内容
- 第10条 仲裁提起書に添付すべき文書は、次の各号に掲げるとおりである。
- 1. 仲裁条項又は仲裁契約の原本
- 2. 仲裁費用納付確認文書

- 3. 仲裁を提起する前に、相手側に出した請求文書
- 4.被申請者が契約上の義務に違反したことを証明する文書
- 5.その他必要な文書
- 第11条 仲裁申請者は仲裁提起文書を提出すると同時に仲裁費用を支払わなければならない。

仲裁費用は、請求金額に従い、定められた比率で計算する。

必要に応じて、仲裁費用の一部を仲裁委員会が仲裁事業に使うことができる。

第12条 仲裁委員会は、仲裁提起文書を10日以内に検討し、受理又は否決する 決定を行わなければならない。

受理する決定をした場合、仲裁委員会は、定められた期間内に申請者に裁 決員名簿を、被申請者に仲裁提起文書、採決員名簿等を添付した仲裁提起受 理通知書を送付しなければならない。

第13条 仲裁提起受理通知書を受け取った被申請者は、30日以内に申請者の仲 裁提起に対する違憲、採決員の選定と関連した意志を明らかにした答弁書及 び証明文書を仲裁委員会に提出しなければならない。

答弁書及び証明文書を提出しなくても、仲裁審理には影響を与えない。

第14条 被申請者は、提起された仲裁に対して反対請求を提起することができる。この場合、本法第9条、第10条の要求を満たさなければならない。

反対請求は、基本仲裁と直接関連することでなければならず、仲裁審理が 終了するまでに仲裁委員会に提起しなければならない。

第15条 仲裁申請者は仲裁提起を変更、取消し、又は請求を放棄することができる。

仲裁提起を変更、取り消しした場合には、時効期間内に再び仲裁を提起することができる。しかし、請求を放棄した場合には、同じ内容の請求を再び行うことはできない。

第16条 紛争当事者は、代理人を通じて仲裁を提起し、又はそれに対して答弁 することができる。

代理人には共和国公民又は外国人がなることができる。この場合、代理人は仲裁委員会に代理委任状を提出しなければならない。

第17条 仲裁の方法で解決することを合意した対外経済紛争事件又は裁決され た事件に対して当事者の一方が民事訴訟を提起した場合、裁判機関は当該文 書を訴訟提起者に差し戻さなければならない。

第三章 仲裁審理

- 第18条 仲裁審理は、裁決員1名又は3名で構成された裁決員協議会が行う。 裁決員は紛争事件処理において、独立であり、紛争当事者を代表すること はできない。
- 第19条 採決員には次の各号に掲げる成員がなることができる。
 - 1. 当該仲裁委員会の成員
- 2.紛争事件を審理解決することができる能力を持った法及び経済部門の職
- 3 . 弁護士、判事として働いた経歴のあるもの
- 4.必要に応じて、仲裁部門で有名な海外朝鮮同胞又は外国人

第20条 仲裁委員会は採決員名簿を整えていなければならない。

採決員名簿には、採決員の氏名、職場職位、専門知識、仲裁活動経歴等の 内容を明らかにする。

採決員の人物資料は出版物に紹介することができる。

第21条 紛争を審理解決するための採決員の数は、紛争当事者が合意して定める

紛争当事者が採決員の数に対して合意をすることができなかった場合には 仲裁委員会がその数を定める。

第22条 紛争を審理解決する採決員は、紛争当事者が採決員名簿から選定する。 紛争当事者が定めら得た期間内に採決員を選定できなかった場合には、仲 耕系員会が選定する。

当該機関は、選定した採決員の事業条件を保障しなければならない。

第23条 紛争当事者は採決員を変更することに対して、当該仲裁委員会に提起 することができる

仲裁委員会は、提起された内容を審議決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

第24条 採決員はやむを得ない事情で当該紛争事件を担当し、審理することが できない場合、放棄申請を行うことができる。この場合、仲裁委員会は紛争 当事者に通知し、他の採決員を選定させるようにしなければならない。

第25条 仲裁審理日、時間及び場所は、採決員協議会が定める。

仲裁委員会は仲裁審理を開始する30日前までに、紛争当事者に仲裁審理日、 時間、場所等を通知しなければならない。

仲裁審理開始通知を受け取った紛争当事者は、仲裁審理日10日前までに、 通知された内容に対して変更することを仲裁委員会に要求できる。

第26条 仲裁審理は当該仲裁委員会の所在地で非公開で行う。

紛争当事者の要求に従い、仲裁審理を公開で行うことができ、また所在地 以外の他の場所でも行うことができる。

第27条 仲裁審理には、法定代表又はその代理人が参加する。

必要に応じて、法定代表及びその代理人をともに参加させることもできる。

第28条 裁決員は仲裁審理を開始することを告げた後、申請者に請求する事実 を陳述させ、被申請者に答弁をさせる。

紛争当事者の陳述が終了すれば、当該当事者を審理し、互いに質問させる ようにする。

第29条 紛争当事者は証拠を提出することができ、証人又は鑑定人を仲裁審理 に参加させることを裁決員に要求することができる。

採決員は、提起された内容に根拠がある場合、仲裁委員会に当該証人又は 鑑定人を仲裁審理に参加させることを申請しなければならない。

第30条 紛争当事者は証拠保存、財産保全処分と関連した意見を提起することができる。この場合、仲裁委員会は、提起された内容を確認し、当該裁判機関に依頼しなければならない。

第31条 裁決員は仲裁審理過程で、審理中止、事件棄却事由を発見し、又は仲 裁審理の目的を達成した場合、仲裁審理を中止し、又は終結する。

仲裁審理期間は、仲裁提起文書を受理した日から5ヶ月を超えることができない。

第32条 仲裁審理調書は書記が作成し、裁決員及び書記が調書に署名する。 仲裁審理に対する録音又は録画は、紛争当事者の同意の下においてのみ行 うことができる。

紛争当事者は仲裁審理調書を閲覧することができる。

第33条 紛争当事者は、いつでも和解することができる。

紛争当事者間で和解が成立すれば、進行中の仲裁審理は終結させる。

第34条 対外経済紛争は調停の方法でも解決することができる。

調停は、調停人及び紛争当事者で構成された調停会議で、調停人が提出した案に双方が同意する方法で行う。

第四章 裁決及びその執行

第35条 裁決は、仲裁審理が終結した日から30日以内に宣告する。

やむを得ない場合、裁決員は仲裁委員会に裁決宣告期間を延長することを 要求できる

第36条 裁決文に明らかにすべき内容は、次の各号の通りである。

- 1.紛争当事者の名称(氏名) 法的住所並びに法定代表及びその代理人
- 2. 仲裁審理日、裁決員、書記の氏名
- 3 事件の名称 仲裁塞理参加状況
- 4 由請者の請求内容及び被由請者の答弁内容
- 5.仲裁審理で確認された事実及び証拠
- 6.採決において依拠した法規範
- 7. 事件解決と関連した結論
- 8. 仲裁費用負扣関係
- 9. 採決宣告日
- 10. その他必要な内容

第37条 裁決文は朝鮮語で作成する。

紛争当事者の要求に従い、翻訳文を添付することもできる。

翻訳文の解釈で差異がある場合には、朝鮮語原文に準ずる。

第38条 裁決文は採決員の署名及び仲裁委員会の公印があってはじめて効力を持つ。 3 名の採決員が紛争を審理した場合、多数の意見に従わない採決員は、裁

決文に署名しない。この場合、仲裁審理調書に理由書を添付して仲裁委員会 に提出しなければならない。

第39条 裁決員は仲裁審理の中止決定、事件棄却決定及び和解決定を下すこと ができる。

審理中止を行った事由がなくなれば、仲裁審理を継続する。

和解決定には和解条件を指摘する。

和解決定は裁決と等しい効力を持つ。

第40条 裁決文は紛争当事者に仲裁委員会が発送し、又は直接交付する。 仲裁申請後、法的住所が変更された場合、紛争当事者はそのことに対して、 仲裁委員会に対して、適時に通知しなければならない。

第41条 紛争当事者は裁決文に指摘された期間内に、自己の義務を履行しなければならない。

採決に対して意見がある紛争当事者は、裁決文を受け取った日から30日以内に、一部表現及び内容を修正補充し、又は解釈をすることに対して仲裁委員会に、6月以内に採決に誤りがあった認定される採決を取り消すことに対して当該裁判機関に提起することができる。

第42条 責任のある紛争当事者が裁決文に指摘された義務を適時に履行せず、 又は不誠実に履行した場合、相手側当事者は、責任のある紛争当事者の居住 地又は執行しなければならない財産の所在する地域の裁判機関に当該採決の 執行を申請することができる。

第43条 採決に従い執行しなければならない財産が共和国領域外にある場合に は、外国の裁判機関の採決の執行を依頼することができる。

7.加工貿易法

朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法

チュチェ89 (2000年) 12月26日 最高人民会議常任委員会政令第1987号として承認

第一章 加工貿易法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国加工貿易法は加工貿易における制度及び秩序 を厳格に確立し、外貨収入を増やし、対外経済交流を拡大し発展させること に寄与する。

第2条 国家は加丁貿易を奨励する。

加工貿易は取引対象者、取引形式及び加工指標を適切に選定し、加工能力 及び国際市場の需要を考え、外貨収入を増やし、信用を守ることを原則とする。

第3条 加工貿易は、外国企業から原料、半製品、部品を受け取り、その要求 の通り加工、組立を行い、加工費を受け取る委託加工貿易、外国企業から原 料、半製品、部品を税関の監督下で無関税輸入し、それを加工、組立て輸出 する保税加工貿易等の様々な形式で行う。

第4条 加工貿易は各地域で行う。但し、保税加工貿易は羅先経済貿易地帯等 の特殊経済地帯のみで行うことができる。

第5条 加工貿易は国家又は社会協同団体の貿易会社が行う。

必要によっては工場、企業所も加工貿易を行うことができる。この場合、 該当上級機関と合意する。

第6条 本法が規制していない事項は貿易法、対外経済契約法をはじめとする

外国人投資企業は加工貿易を外国人投資企業関連法規にしたがって行う。

第7条 国家は加工貿易分野で世界各国及び国際機構との交流及び協調を発展 させる

第二章 加工貿易の対象選定及び審議

第8条 加丁貿易対象の選定は加丁貿易の先行丁程である。

貿易会社、工場及び企業所は、経済技術的潜在力及び信用がある対象、加工能力を利用し多くの利益が上げられる対象、科学技術発展及び該当単位の設備更新に役立つ対象並びに国際市場で需要が高い対象を選定しなければならない。

- 第9条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易対象者に選定された外国企業と 契約を締結する前に品名、数量、生産保証期間、商標、原産地名、加工費及 びその支払い方法等を書面で合意しなければならない。
- 第10条 加工貿易申請の審議は中央貿易指導機関が行う。羅先経済貿易地帯等 の特殊経済地帯では地帯管理運営機関が審議する。
- 第11条 貿易会社、工場及び企業所は該当加工貿易審議機関に次の各号に掲げ る内容を明らかにした加工貿易申請書を提出しなければならない。
 - 1.委託加工貿易申請書には貿易会社、工場又は企業所の名称及び所在地、 業種、外国企業の名称及び所在地、外国企業から提供される原料、半製品、 部品の明細、加工、組立を行う製品名及びその数量、生産保証期間、加工 能力、経済技術打算資料、加工費及びその計算基礎資料等を明らかにしな ければならない。
 - 2.保税加工貿易申請書には保税地区名、保税加工貿易をする工場又は企業 所の名称及び所在地、業種、加工能力、輸入する原資材、半製品、部品の 明細、輸入額、加工製品名及びその数量、設備及び技術状態、収益性打算 資料、輸出実現保証資料等を明らかにしなければならない。
- 第12条 加工製品生産を引受ける能力を備えてない対象、加工費を低く決めた 対象並びに国家の安全保障及び社会共同の利益を阻害しうる対象に対しては 加工貿易承認を行うことができない。
- 第13条 加工貿易審議機関は加工貿易申請を受けた日から15日以内に審議し、 その結果を加工貿易申請者に知らせなければならない。

第三章 加工貿易契約の締結及び履行

第14条 加工貿易契約を正確に結んで履行することは、加工貿易を成果的に行っための重要な保証である。

貿易会社、工場及び企業所は加工貿易申請が承認された後に外国企業と加 工貿易契約を締結しなければならない。

- 第15条 委託加工貿易契約書には契約当事者名、原料、半製品、部品名及びその数量、加工、組立を行う製品名及びその数量、商標、原産地名、生産保証期間、加工費の規模及び支払方法、委託責任及び損害補償、紛争解決等を明らかにし、保税加工貿易契約書には契約当事者名、取引商品名並びにその数量、規格及び品質、価格、製品の受渡方法、違約責任関係等を明らかにする。
- 第16条 貿易会社、工場及び企業所は加工貿易契約を締結した日から5日以内 に税関登録を行わなければならない。
- 第17条 契約当事者は加工貿易契約を適時に、正確に履行しなければならない。 貿易会社、工場及び企業所は外国企業に契約履行保証金を出すことを要求 できる。
- 第18条 次の各号の一に該当する場合、加工貿易契約当事者は違約金の支払及 び損害賠償を請求することができる。
 - 1.正当な理由なく契約履行を遅延させ又は拒絶した場合
 - 2. 包装、品質、数量等が契約条件に合わない場合
 - 3.契約で決めた加工費又は商品代金を適時に支払わなかった場合
 - 4. その他の契約違反行為があった場合
- 第19条 外国企業は加工、組立品の包装を契約条件の通りにせず、又は原料、 半製品、部品を他のものに変えて加工、組立を行った場合、再包装を要求し、 又は加工、組立品の受取を拒絶することができる。この場合、貿易会社、工 場又は企業所は支出される費用を自身で負担し、違約金を支払わなければな らない。
- 第20条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業が加工、組立品を適時に受け取らない場合、それにともなう違約金及び保管料を受けることができる。加工、組立品の受取期間が満了した日から3ヶ月が経過した場合には、それを販売処分することができる。
- 第21条 加工貿易契約当事者は、相互に協議し、契約の内容及び期間を変更することができる。この場合、変更された内容を当該加工貿易審議機関及び税 関に知らせなければならない。
- 第22条 貿易会社、工場及び企業所は契約に従って外国企業が提供した技術の 秘密を保障しなければならない。

第四章 加工貿易企業の経営

- 第23条 経営秩序を正しく確立することは加工貿易の重要な要素である。加工 貿易を行う貿易会社、工場及び企業所は国家が決めた秩序どおりに経営活動 をしなければならない。
- 第24条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易に必要な原料、半製品、包装 材、機械設備及び経営用物資を外国企業から提供を受け、又は輸入すること ができる。この場合、許可の必要はなく、関税を適用しない。
- 第25条 貿易会社、工場及び企業所は加工作業に必要な国内の労力、原料、動力、用水、包装材、資金等の所要量を上級機関に提出しなければならない。 当該上級機関は提起された所要量を検討し、国家計画又は地帯計画に噛み合せて供給しなければならない。
- 第26条 加工能力の不足で一部特殊な部分を加工できない場合には他の工場、 企業所若しくは外国人投資企業又は外国企業にその加工を依託することがで きる。この場合、契約を結ぶ
- 第27条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易で得た収入の中で定められた 割合を国家に納付しなければならない。

契約相手側から提供され、加工貿易に使われる機械設備、輪転機材等の固 定資産は減価償却金の納付対象とならない。

- 第28条 貿易会社、工場及び企業所は、加工貿易を行って得た外貨を取引銀行 に入れて利用しなければならない。この場合、定められた割合を機械設備、 経営用物資及び優待商品の購入並びに貿易商談、技術交流、研究及び実習費 用に使うことができる。
- 第29条 加工貿易をする貿易会社、工場及び企業所は次の各号に該当する行為 をすることができない。
 - 1.稼いだ外貨を流用又は外国に預金する行為
 - 2. 承認なくで業種、指標を変更し又は増やす行為
 - 3.加工、組立品を国内に販売する行為
 - 4.加丁用物資を流用する行為
- 第30条 貿易会社、工場及び企業所は、国家的措置で加工用物資を違うところ に使い、又は加工品を国内に販売しようとする場合、契約相手側と事前に合 音してから該当時間に通知しなければならない。
- 第31条 加工貿易の業種を変更しようとする貿易会社、工場及び企業所は、申請文書を加工貿易審議機関に提出しなければならない。

加工貿易審議機関は申請文書を受理した日から10日以内に審議し、その結果を申請者に知らせなければならない。

- 第32条 加工貿易をする過程でできた債務は貿易会社、工場、企業所の費用で 補償する。
- 第33条 貿易会社、工場及び企業所は製品の加工、組立のため、外国の企業の 技術的支援を受けることができる。この場合、該当手順によって必要な技術 者を招聘し、又は自らの技術者、労働者を技術取得のため外国に派遣するこ とができる。
- 第34条 貿易会社、工場及び企業所は外国企業の品質検査員を滞留させることができ、又は外国企業が提供した加工設備を交替若しくは修理する目的で搬出入することができる。
- 第35条 加工貿易企業の経営期間は加工貿易契約期間と同じである。

加工貿易契約期間が終わり、又はその他の事由で加工貿易承認が取り消された場合には、取り消された日から5日以内に該当税関に登録取消を提起しなければならない。

第五章 加工貿易事業についての指導統制

第36条 加工貿易事業に対する指導統制を強化することは、国家の加工貿易政策を正確に執行するための重要な保証である。

国家は加工貿易事業が発展するのに合わせ、それに対する指導と統制を強 化するようにする。

第37条 加工貿易事業に対する国家の統一的指導は内閣が行う。

内閣は中央貿易指導機関及び特殊経済地帯管理運営機関を通じて加工貿易 事業を掌握し指導する。

- 第38条 加工貿易をして国家に大きな利益を与えた貿易会社、工場及び企業所には賞金を与える等の優待を行う。
- 第39条 中央税関指導機関は加工貿易がさまざまな形式及び方法で行われるの に合わせて税関事業を強化しなければならない。

税関は中央貿易指導機関若しくは特殊経済地帯管理運営機関との連携下で、加工貿易のために受け入れた物資を流用し、又は加工品を国内に販売することがないようにしなければならない。

第40条 貿易会社、工場及び企業所が、加工用物資を違うところに使い、加工 品を国内に販売し、稼いだ外貨を流用若しくは海外に預金し、又は加工貿易 業種を変更若しくは拡大させて、加工貿易事業に支障を招いた場合には営業 を中止させ又は加工貿易承認を取り消し、物資を没収し、又は罰金を賦課す る。

第41条 この法を違反して加工貿易事業に厳重な結果をもたらした貿易会社、

工場、企業所、指導統制機関の責任ある職員及び個別的公民には情状によって行政的又は刑事的責任を負わせる。

第42条 加工貿易と関連した意見相違は協議の方法で解決する。協議の方法で 解決できない場合には、共和国の仲裁又は裁判機関に提起して解決すること ができる。

8. 外国人投資企業破産法

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法 チュチェ89(2000)年4月19日 最高人民会議常任委員会改令第1504号として採択

第一章 外国人投資企業破産法の基本

第1条 破産は債務償還能力を失った企業の財産を、裁判所の判決の下に債権者に分配する。企業を解散する事業である。

朝鮮民主主義人民共和国外国人投資企業破産法は、外国人投資企業に対する破産事業において制度及び秩序を厳格に定め、その債権債務を正確に清算することに貢献する。

- 第2条 この法律は共和国の法人として登録し、共和国領域内で企業活動を行う外国人投資企業に適用する。
- 第3条 債務を決められた期間内に償還することができない、企業の債務が自己の財産を超過し若しくは厳重な損失で企業をこれ以上維持できない場合又は一般手続で企業を解散させることができない場合には、企業を破産させることができない。

企業破産は裁判所の判決に従って行う。

- 第4条 共和国の機関、企業所、団体から資金の援助を受けることができ、又 は償還期間になっている債務を破産提起があった時から6ヶ月以内に清算す る保証がある場合には企業を破産させなくともよい。
- 第5条 企業破産が提起された後、当事者間で和解に達した場合には、進行中 の破産手続を中止することができる。
- 第6条 企業破産事件は当該企業の所在地にある道(直轄市)裁判所が取り扱い、処理を行う。

羅先経済貿易地帯における企業破産事件は、羅先市裁判所が取り扱い、処理を行う。

第7条 この法律に規定されていない事項は、民事訴訟法に従う。

第二章 破産の提起及び破産宣告

- 第8条 破産提起は債務償還能力のない企業とその債権者が行う。 企業の解散処理を受け持つ清算委員会も破産を提起することができる。 破産提起は、当該裁判所に書面で行う。
- 第9条 契約に定められた期間内に債権額を受け取ることができなくなった債権者は、債権額を回収する目的で当該企業を破産させることを提起できる。 この場合、債権者が3名以上になる企業に対しては、1名以上の債権者の同意を得なければならない。

破産提起書には、債権者の名称(氏名)、住所、法定代表人およびその代理人の氏名、住所、債権名、債権額、債権の期間並びに破産させる企業の名称及び住所を明らかにし、債権の償還を受けることができない理由および破産の提起に同意した事実を証明する資料を添付しなければならない。

第10条 債務償還能力を失った企業は理事会又は共同協議会の決定に従って免 責を目的として自らの企業破産を提起することができる。

破産提起書には、企業の名称、住所、企業の損害状況、債務を償還することができない理由を明らかにし、債務及び財産目録等の文書を添付しなければならない。

第11条 企業の解散処理を受け持つ清算委員会は、解散処理過程においてその 企業を破産させることが正しいと認定した場合、破産を提起することができ る。

破産提起書には、企業の名称、住所、財産及び債務資料及び一般手続で企業を解散することができない事実を明らかにしなければならない。

第12条 企業破産が宣告される前に、破産提起を取り消すことができる。 破産提起を取り消そうとするものは、破産取消提起書を当該裁判所に提出 しなければならない。

第13条 裁判所は破産提起を受けた日から30日以内に破産提起を受理し又は否決しなければならない。この場合、必要な調査を行うことができる。

第14条 裁判所は破産提起が正当であると認定される場合には、判決で企業破

産を宣告し、判決書謄本を破産提起者及び当該企業に送達しなければならない。

判決書には破産企業の名称、法定代表者名、破産の根拠、破産の年月日等 を明らかにしなければならない。

- 第15条 破産宣告を受けた企業は、判決謄本を受け取った日から、簿記計算並 びに正常な財産取引及び経営活動を中止しなければならない。
- 第16条 破産宣告の通知を受けた企業は、その日から2日以内に企業創設を承認した期間に破産宣告を受けた事実を通知し、必要な登録を行わなければならない。
- 第17条 破産企業の法定代表又はその代理人は、破産手続が終結するまでに裁判所の許可なく企業所在地、居住地を離れることができず、破産と関連した 質問に説明を行い又は破産手続事業に協力しなければならない。
- 第18条 破産企業が破産提起の6ヶ月前から及び破産提起後に財産を減少させ、若しくは分配を行い、若しくは無償又は低い価格で譲渡した行為、破産提起後若しくはその30日前に自己の債権を法的根拠なく放棄した行為又は企業破産を予見して債権者に損害を与えた行為は無効とする。
- 第19条 裁判所は破産宣告を行った日から5日以内に2~3名で構成される清 算委員会を組織しなければならない。

清算委員会の成員には当該企業清算を承認した機関、財政銀行機関の職員、 その他の人員がなることができる。

清算委員会委員長は裁判所が任命する。

- 第20条 組織された清算委員会は、速やかに以下の各号に定める事業に着手しなければならない。
 - 1.60日までの債権申告期間、債権の調査及び確定期間並びに破産宣告後20 日以内に第1回債権者会議の招集日、破産企業の財産を持っている者がそれを申告及び返還しなければならない日付等の破産手続開始に必要な事項を定める。
 - 2.破産企業の債権者、債務者及び破産財産所持者に破産通知を行う。
 - 3.破産企業の公印、簿記帳簿、財産目録、債権者名簿及びその他の文書を譲り受ける。
 - 4.破産企業法定代表の立会の下で、企業財産の価格を評価する。
 - 5.破産企業の簿記帳簿を閉鎖し、財政状態表及び財産目録を作成し、裁判 所に提出する。
- 6.必要に応じて、破産企業の財産の封印を行い、当該調書を作成する。
- 7.破産企業の経営業務を終了させる。
- 8.企業破産宣告までに履行されなかった契約を取り消し又はその履行を中 止する。
- 第21条 清算委員会は定められた日付に第1回債権者会議を招集しなければならない。

第1回債権者会議は、債権者の中で債権者会議の責任者を定め、清算委員会から企業の破産経緯及び財産及び財務の実態に対して報告を受ける。

第22条 債権者会議決定は、会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成 した者の債権額が破産債権総額の2分の1以上になってはじめて採択され ス

債権者会議決定は、すべての債権者に等しく効力を持つ。

第三章 破産債権の届出及び調査並びに確定

第23条 破産宣告を受けた企業の債権者は債権届出期間内に清算委員会に書面 で債権届出をしなければならない。

債権届出書には、債権者の名称(氏名)、住所、債権名、債権額、債権期間及び債権発生の根拠等を明らかにし、債権以外の請求権を有する場合には 請求金額及びそれに関連する証明文書を添付しなければならない。

第24条 清算委員会は債権届出を受理した順に債権登録をしなければならな

い。債権登録は債権届出文書の様式に従い行う。

第25条 債権届出期間内に届出しない債権は無効である。

破産について通知した清算委員会は、その通知に対して返答がない債権者 に再び通知しなければならない。

第26条 清算委員会は、債権調査期間内に届出内容に基づき債権調査を行わな ければならない。

債権調査は関係機関に依頼し又は直接調べる方法で行う。

第27条 清算委員会は意見が提起された債権に対し関係がある債権者に通知しなければならない。

債権者は意見提起者を対象として、破産事件を管轄する裁判所に債権確定のための民事訴訟を提起することができる。

裁判所は提起された事件を審理し、その結果を清算委員会に通知しなければならない

第28条 届出内容と調査内容が異なる債権及び意見が提起されたが民事訴訟が 提起されない債権の確定は、清算委員会が行う。

第29条 債権の調査及び確定を終えた清算委員会は次の各号に掲げる方法で債権表を作成する。

- 1.優先権の有無に従い債権を区分し、債権額の大きさの順位で記録する。
- 2 . 債権以外の請求権は利子、損害補償金、違約金、罰金、手数料、訴訟費 用等に区分して記録する。
- 3. 償還期間が満了していない債権は破産宣告開始を償還期間とし、債権額 を計算して記録する。
- 4 . 債権額及び債権の調査並びに確定期間内に提起された内容は債権別に記録する.

第30条 清算委員会は作成された債権表を、債権者会議の同意を得たのち、裁 判所の承認を受けなければならない。

承認された債権表はすべての債権者に同じ効力を持つ。

第31条 債権届出書及び債権表は裁判所に保管する。

裁判所は破産企業関係者の要求に従い、当該文書を閲覧させることができる。

第四章 破産財産の分配

第32条 破産財産は債権者に分配する。

破産財産には破産宣告を受けた企業の貨幣財産、現物財産及び知的所有権 並びにその他の財産権等が属する。

破産手続の過程で取得した財産も破産財産に属する。

第33条 分配する破産財産の確保は清算委員会が行う。

清算委員会は未納の出資分を回収し、破産企業の債権額を回収しなければならない。この場合、償還期間が満了していない債権は、破産宣告日から起算して当該金額を計算しなければならない。

第34条 清算委員会は破産企業の債務者が当該企業に対して債権を有している 場合、債権と債務を相殺することができる。相殺は貿易銀行が当日発表する 外貨交換相場表に従い行う。

第35条 清算委員会は財産分配のために生産した製品又は機械設備、知的所有 権等の財産を換価することができる。

第36条 破産財産の分配順位は次の各号に掲げるとおりである。

- 1. 国家手数料及び破産手続費用
- 2.賃金及び保険金
- 3.税金をはじめとする国家義務納付金
- 4.破産手続中に契約取消によって発生した違約金
- 5.担保財産
- 6 . 無担保債権
- 7.債権以外の請求権

第37条 国家手数料及び破産手続費用の支出状況は生産委員会が債権者会議の 青任者に通知する。

生産委員会の通知に対して提起された意見の処理は、裁判所の判定に従う。 第38条 無担保債権中、優先分配順位として設定された債権に対しては、他の

無担保債権に優先して分配するよう、その順位を定める。 第39条 清算委員会は、分配順位及び債権表に従い、破産財産分配表を作成し なければならない。

破産財産分配表には、分配しなければならない金額の総額、実際に分配する金額、分配を受けた債権者の名称(氏名) 住所、分配額等を明らかにしなければならない。

第40条 清算委員会は、破産財産分配表の担保債権分配額に破産宣告があった 日から破産分配日までの期間に相当する利子を含めなければならない。 第36条に規定する順位に従い、分配額を定めたが財産が不足しそれ以上配当することができない場合、残りの分配順位の債権に対する分配額は同じ比率に定める

第41条 破産財産分配表は、清算委員会が債権者会議に提出する。

債権者会議で破産財産分配表が可決された場合には裁判所の承認を受け、 否決された場合には裁判所の判定に従う。

裁判所の判定に従い破産財産分配表を再度作成することもできる。

第42条 破産財産の分配は、裁判所が承認した破産財産分配表に基づき、清算 委員会が行う。

清算委員会は、破産財産分配を終えた日から10日以内に、企業破産総括報告書を作成し、裁判所に提出しなければならない。

第43条 裁判所は清算委員会の企業破産総括報告書を審議し、判定で破産を終 結させなければならない。この場合、破産終結に対して清算委員会に通知し、 破産関係者に通知するようにしなければならない。

第44条 破産企業の財産不足で清算することができなかった財産は無効とす

破産が終結した後に発見された破産企業の財産は、当該事件を取り扱った 裁判所が銀行を通じて処理する。

第五章 和解

第45条 和解は破産宣告を受けた企業の提議及びその提議に対する債権者の承 諾により、進行中の企業破産手続を中止される裁判上の手続である。

破産宣告を受けた企業は、理事会又は共同協議会において討議し、和解を 提起することができる。

第46条 破産宣告を受けた企業は、和解提起を行うとする場合、債権の調査及 び確定期間内に和解提起の理由、債務償還方法、担保等を明らかにした和解 提起書を清算委員会に提出しなければならない。

和解条件はすべての債権者に公正でなければならない。

第47条 清算委員会は和解提起を受けた日から5日以内に、その提起に対して 裁判所に通知し、裁判所の意見に従い、債権者会議において審議し決定する ようにしなければならない。和解審議のための債権者会議には、債権者、和 解提起者及び清算委員会の成員が参加する。

債権者の提起に従い、破産企業の債務を代位して弁済しようとする者も参加することができる。

第48条 和解提起者は、債権者会議において、和解提起の理由及び和解条件に ついて説明し、債権者の質問に答えなければならない。この場合、債権者の 利益を損なわない範囲で和解条件を変更することができる。

第49条 和解提起は債権者会議に参加した債権者の半数以上が賛成し、賛成した者の債権額が破産債権総額の3分の2以上になって初めて可決される。

第50条 裁判所は債権者会議において可決された和解に対して、判定で承認し 又は否決しなければならない。

和解に対する裁判所の判定は、債権者及び和解提起者に等しく効力を持つ。 第51条 裁判所は債権者会議の和解可決に対する判定をした日から5日以内に そのことについて和解提起者に通知しなければならない。

和解承認判定通知を受け取った企業は、和解条件に記載された義務を適時に正確に履行しなければならない。

債権者は義務履行を怠った企業に対して、裁判所に和解取消を提起することができる。

第52条 裁判所は和解取消提起があった日から10日以内に判定で和解取消提起 を承認し又は否決しなければならない。

和解取消承認判定があった場合、中止されていた破産手続は継続される。

第六章 制裁

第53条 清算委員会は次の各号に掲げる場合において、裁判所の承認を受け、 損害賠償を請求し又は罰金を徴収できる。

- 1.破産企業の法定代表若しくはその代理人が、理由なく債権者会議に参加 しなかった、清算委員会及び債権者の質問に対して説明若しくは答弁を行 わなかった又は虚偽の説明若しくは答弁をした場合
- 2.破産財産を隠匿、債務文書を偽造又は虚偽の債務を承認した場合
- 3.簿記帳簿若しくは伝票を偽造若しくは焼却し、その内容を知ることができないようにし又は清算委員会が閉鎖した簿記帳簿に変更を加えた場合
- 5.破産企業の法定代表若しくはその代理人が、裁判所の許可なく企業所在 地、居住地を離れ又は他人と接触若しくは通信連絡をし、破産執行に支障 を与えた場合

6.この法律の破産手続に支障を与え又は債権者に損害を与えた場合 第54条 この法律に違反して企業の破産事業に厳重な結果を引き起こした機 関、企業所、団体の責任ある職員及び個別的公民には、情状に応じて行政的 又は刑事的責任を負わせる。

9 . 外国人投資企業最新技術導入規定

外国人投資企業最新技術導入規定 チュチェ90 (2001)年8月24日 内閣決定第44号として承認

からかい

第一章 一般規定

第三章 特恵

- 第1条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業を奨励するために制 定する。
- 第2条 最新技術には、共和国領域内に外国人投資企業が最初に導入した特許 技術、ノー・ハウ、情報産業技術及び科学研究部門の技術並びにその他の国 家が奨励する部門の技術が会まれる。
- 第3条 外国人投資企業が最新技術を導入することと関連した事業の統一的な 掌握及び指導は中央貿易指導機関が行う。
- 第4条 この規定は、最新技術を導入した外国人投資企業に適用する。

第二章 最新技術の審議登録

- 第5条 外国人投資企業が導入した最新技術の審議登録事業は、中央科学技術 行政指導機関が行う。
- 第6条 外国人投資企業が最新技術を導入した場合には、最新技術と関連した 審議を受けなければならない。

最新技術と関連した審議を受けようとする場合には、中央科学技術行政指 道機関に申請文書を提出しなければならない。

最新技術の審議申請文書には、申請者名、企業の型式、企業所在地、最新 技術の名称等を明らかにした後、技術経済的効果性資料等の必要な文書を添 付しなくてはならない。

- 第7条 最新技術の審議申請文書は受理した日から30日以内に審議しなければ ならない。
- 第8条 最新技術の審議事業は当該部門の専門職員を網羅して行わなければな らない。
- 第9条 最新技術の審議事業が終了した場合には、審議報告文書を作成しなく てはならない。

審議報告文書には該当する内容を明らかにした後、評定結果を添付しなければならない。

第10条 中央科学技術行政指導機関は、外国人投資企業が導入した技術が最新 技術であると判定した場合、それを登録し、当該外国人投資企業に最新技術 導入登録証を発行した後、その状況を中央貿易指導機関、中央財政機関及び 中央税関機関に通知しなければならない。

最新技術導入登録証には、外国人投資企業の名称、導入した最新技術の名称、登録年月日、登録番号等の内容を明らかにしなければならない。

- 第11条 特恵は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業に与える。 第12条 特恵の適用は、最新技術を導入した業種及び指標にのみ行わなければ
- 第13条 特恵の期間は、最新技術導入登録証を取得した日から計算する。
- 第14条 特恵は税金の減免等の方法で与える。
- 第15条 最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税率は、最新技術を導入した業種及び指標に対する決算利潤の10%とし、最新技術を導入した企業を10年以上運営し、又は特許技術、ノー・ハウを導入した業種及び指標に該当する年間決算利潤が外国人投資企業の総決算利潤の70%以上になる場合には、企業所得税を利潤が出るようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。
- 第16条 情報産業技術、科学研究部門の技術、その他の国家が奨励する部門の 最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業の企業所得税は、利潤が出る ようになった年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減する。
- 第17条 国家的な要求に従い、最新技術を導入し生産した商品を共和国領域内 に販売する場合には、販売商品に該当する取引税及びその商品生産に利用さ れた輸入物資の関税を免除する。
- 第18条 最新技術を導入して生産した商品の質が、国際市場の水準に到達したが、販路がなく共和国領域内で販売する場合には、1年間関税と取引税を免除し、その後の2年間は、関税のみを免除する。
- 第19条 関税及び取引税の特恵で得られた資金は、外国人投資企業の新技術開発、 道入等の対象に使うことができる。

第四章 監督統制

- 第20条 中央貿易指導機関は、最新技術導入登録証を取得した外国人投資企業 が登録証に記されているとおりに経営活動を行うことができなくなっている 場合、その状況を中央科学技術行政指導機関に通知し、当該問題に対して対 策を護じなければならない。
- 第21条 最新技術を導入することと関連して、提起される意見の相違は協議の 方法で解決しなければならない。

協議の方法で解決できない紛争問題は、共和国の仲裁又は裁判機関に提起 して解決しなければならない。

第22条 この規定に違反した場合には、程度により罰金の適用、特恵適用の中止、最新技術導入証の回収等の行政的制裁を与え、違反行為が厳重な場合には刑事的責任を負わせる。

10. 羅先経済貿易地帯罰金規定

羅先経済貿易地帯罰金規定

チュチェ89 (2000)年12月8日 内閣決定第67号として承認

- 第1条 本規定は、羅先経済貿易地帯において法違反行為に対する罰金適用秩 序を確立するために制定する。
- 第2条 国家の法規範に違反した羅先経済貿易地帯(以下、地帯とする。)内 の共和国の機関、企業所、団体(以下、機関、企業所とする。)、外国人投資 企業、共和国公民及び外国人(以下、個人とする)に罰金を課する手続及び 方法は本規定に準じる。
- 第3条 地帯の罰金適用と関連した事業の藤一的な掌握と指導は地帯法務生活 を担当し指導する機関が行う。
- 第4条 罰金は国家の法規範に違反したことに対して、当該法規範に罰金適用が予見されている場合にのみ、課することができる。
- 第5条 罰金は、地帯裁判機関の判決又は判定、仲裁機関の採決及び地帯法務 生活を担当し指導する機関の決定により課する。

法規範が定めたところに従い、罰金適用権限を委譲された機関(以下、権限を委譲された当該機関とする。)が直接罰金を課することもできる。

- 第6条 罰金を課さなければならない様々な法違反行為を同時に行った場合に は、その違反行為に適用する罰金基準において高い額の罰金を課さなければ ならない。
- 第7条 罰金適用管轄は次の各号に掲げるとおりである。
 - 1. 交通安全秩序、旅行秩序、社会公衆秩序、列車及びパス利用秩序、商品 販売秩序、都市経営秩序、国土環境保護秩序、電力利用秩序、衛生防疫秩 序、獣医防疫秩序、国境又は地帯境界税関検査及び検疫秩序、その他別に 定めた秩序に違反したことと関連して課する罰金は権限の委譲を受けた当 該機関が取り扱い、処理する。
 - 2.権限の委譲を受けた当該機関が課する罰金の他に、機関、企業所及び外 国人投資企業、個人に課する罰金は、法務生活を担当し指導する機関が取 り扱い、処理する。
- 第8条 現地で直接課する罰金(以下、現地罰金とする。)は権限の委譲を受けた当該機関の職員だけが取り扱い、処理することができる。

- 第9条 現地罰金以外の罰金と、当該手続きに従い、地帯銀行機関に入金した 後、それに対する確認文書を受け取る方法で課する。
- 第10条 外国人投資企業及び外国人に課す税金は朝鮮ウォン又は外貨で受け取る

罰金を外貨で受け取る場合、朝鮮ウォンと外貨の換算は、当該時期の地帯 内の共和国外国為替銀行が発表する外貨交換比率に従う。

第11条 罰金適用基準は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1.機関、企業所には50万ウォンまで
- 2. 共和国公民には2,000ウォンまで(法違反行為が重大な場合には1万ウォンまで)、現地罰金を適用する場合には1,000ウォンまで(法違反行為が重大な場合には5,000ウォンまで)
- 3.外国人投資企業には200万ウォンまで
- 4. 外国人には10万ウォンまで、現地罰金を適用する場合には3万ウォンまで
- 5. 地帯内で地帯外の公民に課する罰金は、地帯外の罰金基準を適用し、地帯内の公民に対して適用する罰金は、地帯内の副金基準を適用する。

罰金は法規範に違反した動機、程度、その結果及び財産状態を考慮して課 さなければならない。

第12条 罰金を課する手続及び方法は次の各号に掲げるとおりである。

1.罰金を課そうとする機関は、法違反行為を行ったことに対して、法違反調 書又は確認を受け取らなければならない。

法違反調書、確認書は、機関、企業所及び外国投資企業である場合には、 当該機関又は企業の責任者から、個人の場合には、本人から受け取らなければならない。

法違反行為が明白であるにもかかわらず、法違反行為の当事者が法違反調書又は確認書作成に応じない場合には、2名以上の第3者の確認署名を受け取ることもできる。

2. 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金である場合には、罰金を課そうとする機関が法違反調書、確認書及び法違反資料を添付した罰金適用提起書を地帯法務生活を担当し指導する機関の審議に提起しなければならず、権限を委譲された当該機関が課する罰金の場合には、その機関が審議しなければならない。

罰金審議機関は、罰金適用提起書を受理した日から10日以内に審議処理 しなければならない。

- 3.現地罰金を受け取る場合には、地帯財政機関が発給した罰金賦課通知書を発行し、その副本を残さなければならない。
- 4. 地帯裁判機関及び仲裁機関が罰金を課する手続及び方法は、別に定めた ところに従う。

第13条 地帯の法務生活を担当し指導する機関の管轄に属する罰金は、罰金適

用提起書を提起した機関を通じて、権限を委譲された当該機関の管轄に属する罰金はその機関が直接、罰金賦課通知書を次の各号に掲げる通り送付し、執行させなければならない。

- 1.機関、企業所に課する罰金賦課通知書は当該機関、企業所及び取引銀行機関に送付しなければならない。
- 2.職場に通う共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人及び本人が働く 機関、企業所又は外国人企業に送付するとともに、本人が働く機関、企業 所又は外国投資企業が取引する銀行機関に送付しなければならない。

銀行機関は、罰金に該当する金額を本人が働く機関、企業所又は外国人 企業の口座から引き落とし、地帯予算に納付しなければならない。

- 3.職場に通わない共和国公民に課する罰金賦課通知書は、本人と本人が居 住している里又は河事務所に送付しなければならない。
- 里、洞事務所は罰金に該当する金額を地帯予算に納付した後、その確認 文書を罰金賦課通知書を発給した期間に送付しなければならない。
- 4 . 外国人投資企業、外国人に課する罰金賦課通知書は、取引する銀行機関 に送付しなければならない。

取引する銀行機関がない場合には、定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、銀行機関が発給した確認文書を持参させるようにしなければならない。

- 5. 取引する銀行口座に資金がない場合には、法違反当事者が直接定められた銀行機関に罰金に該当する金額を入金した後、確認文書を持参させるようにしなければならない。
- 第14条 罰金は罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に納付させなければならない。

機関、企業所及び里、洞事務所から納付させた罰金、権限を委譲された当 該機関が現地で受け取った罰金は5日以内に当該銀行機関に入金させなけれ ばならない。

- 第15条 罰金賦課通知書を受け取った日から1ヶ月以内に罰金を納付しなかった場合には、程度により営業中止、罰金に該当する財産の没収等の行政的制裁を与え、違反行為が重大な場合には、刑事的責任を負う。
- 第16条 地帯法務生活を担当し指導する機関は、権限を委譲された当該機関から罰金の賦課状況を監督し、罰金を誤って適用した場合には、その変更又は 取消を命じることができる。
- 第17条 本規定に違反して罰金をでたらめに適用した場合又は罰金として受け 取った金銭を流用又は横領した場合には、その責を負う職員が法的責任を負 う。
- 第18条 罰金適用と関連して意見がある場合には、申訴及び請願を行うことができる。

申訴及び請願は、受理した日から30日以内に処理しなければならない。

Russia's Small Entrepreneurs

Vladimir I. Ivanov Senior Researcher, Research Division, ERINA

Introduction

Many governments have recognized that fostering entrepreneurship has become an effective tool in promoting economic growth and expanding employment. Small and medium-sized enterprises (SMEs)¹ serve as the backbone of local industries. These enterprises promote competitiveness and efficiency.

In Russia, the expansion of the small business sector is crucial for the development of local markets, job creation, innovation and the promotion of new technologies, and improvements in the standard of living. With the economic structure retaining elements inherited from the past, the share of the small business sector in GDP is estimated as being between 13% (independent estimates) and 9% (government estimates).

In Japan, Germany, United States and the United Kingdom, SMEs' share of GDP is above 50%, while in France and Italy it is close to 60%. In Finland, small business is closely interconnected with medium-sized enterprises and large corporations, playing a strategic role in maintaining international economic competitiveness.

Many economies in transition in Eastern and Central Europe also demonstrate remarkable progress in the development of the small business sector. In Hungary, small enterprises' share of GDP is about 50%; they support two-thirds of employment and generate 20% of exports. Of the total number of enterprises, the share of small businesses is close to 99%, while in Russia it is only 30% according to independent estimates, and significantly less according to official statistical standards. Estimates provided by independent experts demonstrate that there are about 25-30 small enterprises per 1,000 people in Russia (government estimates suggest that this figure is only 5-6). In Hungary, this number is about 75-80, while in France, Germany, the United Kingdom, Japan, Italy and the United States it ranges between 35 and 74 per 1,000.

SMEs in Northeast Asia

In Northeast Asia, SMEs' share of the total number of enterprises is about 90%, while shares in production and employment are also high. On the average, SMEs account

for about half of the output and value added in manufacturing and about two-thirds to three-quarters of the total work force. The SMEs' activities are spread across a wide range of traditional areas and involve innovative approaches to all major business functions, including marketing, organization and distribution.

Japan has developed a comprehensive policy of support for SMEs. Government policies for SMEs include efforts to develop consulting and guidance services, improve education, promote networking and subcontracting, provide loan guarantees and tax incentives, and promote structural upgrading and venture businesses. Governments play an important role in facilitating local entrepreneurship. In Niigata, for example, there are 33 industrial parks with a combined area of more than 1,000 hectares and land prices ranging from 5,000 yen to 36,000 yen per square meter.

In <u>China</u>³, SMEs and rural township enterprises are the key to market transformation and employment expansion. The SME support policies of the central and provincial governments are aimed at achieving a level playing field in terms of competition by providing training and education for managers and workers. The government also supports entrepreneurs undertaking business abroad.

In Taiwan⁴, SMEs constitute the backbone of the economy. Unlike many other economies with conglomerates in the dominant position, Taiwan's manufacturing industry and foreign trade have traditionally been dependent on SMEs. More than 98% of Taiwan's one million registered enterprises are SMEs that employ nearly 80% of the work force and account for half of the island's aggregate export value. SMEs constitute a large portion of Taiwan's overseas investment as the island has emerged to become a major investor in China and Southeast Asia. The government has made five revisions to the *Small and Medium-sized Enterprise Guidance Regulations*, first stipulated in 1967. All changes were geared to creating a sounder environment for SMEs to increase productivity.

In <u>South Korea</u>⁵ the number of SMEs is approaching 2.7 million. SMEs are particularly active and well established in machinery and equipment production, metal cutting, textiles, apparel and wool products, food and

SMEs are defined differently in different countries. See footnotes in the text for these definitions. In Hungary, for example, enterprises with fewer than 10 staff are defined as micro-enterprises, those employing fewer than 50 are considered small, while those employing fewer than 250 are classified as medium-sized.

In addition, there are 265,500 individual farms, as well as 2.5 million family plots that sell their products on the market. Their combined share of national agricultural output is estimated at 20%. At the same time, an estimated 5 million people are self-employed. A significant share of small business activity (estimated at 30% to 50%) belongs to the "shadow" economy.

³ In China, for example, small enterprises are those with 50 - 100 employees, while for medium-sized enterprises this range is 101 - 500 employees. In Hong Kong, SMEs are defined as those with 100 employees or fewer in manufacturing and 50 employees or fewer for non-manufacturing activities.

⁴ In Taiwan, in the mining, quarrying, manufacturing and construction industries, the number of employees in small enterprises is 200 or fewer (NT\$60 million or less of invested capital), while in the service sector and other areas the number of employees is 50 or fewer (NT\$80 million or less of sales volume).

beverages, and rubber and plastic goods production. In these sectors SMEs account for more than half of manufacturing output and two-fifths of exports. The government intends to strengthen the competitiveness of SMEs, and promote start-ups, automation and computerization, relying in part on SMEs.

In all these economies, support for SMEs on the part of governments is considered to be among the most important economic and political goals. Indeed, governments that are dealing with economic transition need to assist potential entrepreneurs by complementing markets and encouraging the creation of SMEs, with the aim of promoting growth, employment, overall competitiveness and economic vitality.

Small enterprises in Russia

The total number of small enterprises (SEs)⁶ in Russia registered in official statistics is close to 900,000. About 40% of all SEs are concentrated in Moscow and its vicinity, 10% in St Petersburg and the surrounding region and about 3% each in Krasnodarskiy Krai, and Rostovskaya and Novosibirskaya oblasts. These enterprises are predominantly concentrated in the fields of trade, the restaurant and catering business, and the service sector.⁷

The share of small enterprises in industrial output is estimated at 5-6%, but is higher in certain industries, including machine-building and metal-cutting (7%),

logging, timber processing and pulp-and-paper manufacturing (8-10%), food processing (9-12%) and light manufacturing (9-11%).

It seems that in 2002, the overall dynamics related to small enterprises improved somewhat compared with 2001 (Table 1).

In 1996-2001, the number of small companies in industry decreased by 7,000 (5.5%), and by 16,000 (13%) in the construction sector, while the banking, finance and insurance sectors lost half of all SEs (4,200 small enterprises). By 2001, the total number of registered small enterprises was 875,500 with the total number of jobs they supported estimated at 7.6 million, including 6.6 million core staff.

As of January 1, 2002, the number of SEs decreased to 843,000, but rebounded again in April, when their total number reached 875,000 and employment increased by almost 6% compared with the first quarter of 2001, to a total of 7.5 million. The combined output reached 216 billion rubles in the first quarter.

Small enterprises share of industrial output is estimated at 4%. Their combined assets are estimated at about US\$11.5 billion (2% of the national total). Small enterprises support about 13% of employment. Their share of retail trade is close to 26%, while in wholesale trade it is above 50%. In 2000, small enterprises in the construction sector were involved in the construction of 4,000 new

		mber l 1, 2002)	Employees	Output			
	'000 %		'000	Billion rubles	%		
Industry	125.1	14.8	1,529	214.9	25.2		
Construction	121.9	14.5	1,545	220.4	25.8		
Agriculture	13.4	1.6	160	8.5	1.0		
Transport	18.8	2.2	231	28.1	3.3		
Trade and catering	388.1	46.0	2,554	198.0	23.2		
Wholesale trade (industrial goods)	15.9	1.9	133	19.1	2.2		
Commerce	34.7	4.1	232	23.7	2.8		
Health, fitness and social services	17.4	2.1	132	8.0	0.9		
Science and services	28.5	3.4	177	33.0	3.9		
Other	79.2	9.4	743	100.2	11.7		
Total for Russia	843.0	100	7,436	853.9	100		

Table 1 Small enterprises in Russia by sector, 2001

Source: State Statistical Committee of the Russian Federation (Goscomstat)

From 1996, after the legislation on state support for small-scale entrepreneurship was enacted, the size of small enterprises was reduced to 100 employees (industry, construction and transport), while in agriculture and science and technology the limit was set at 60 employees. In wholesale trade the maximum size became 60 employees, while in retail trade and services the limit was set at 30 employees. In 2002, a new definition was introduced-a maximum annual turnover of US\$500,000 compared with US\$1 million in the latest definition. On the other hand, Russia's official statistics still lack a definition for medium-sized enterprises, making international comparisons difficult and domestic accounting complicated

⁵ In South Korea, SMEs are defined as 300 employees or fewer in manufacturing (20-80 billion Won of capital assets), 300 employees or fewer in mining and transportation, 200 employees or fewer in construction, and 20 employees or fewer in the commerce and service sector.

⁶ Before 2000, the State Statistical Committee of the Russian Federation provided data only for small-sized enterprises registered as legal entities. Individual entrepreneurs and small enterprises without judicial status were left out, despite the fact that there is almost no difference between these two categories. As a result, the total number of small enterprises has been grossly underestimated.

⁷ In 1991-1996, the category of small enterprises in the industrial and construction sectors included entities with fewer than 200 employees, with up to 100 employees in the fields of science and R&D, up to 15 employees in trade, catering and services, and up to 50 employees in all other non-production activities.

buildings with a total floor space of 2.1 million square meters (5% of the national total), including 73% of new floor space in residential houses.

The qualitative impact of SEs on the Russian economy is particularly significant. The labor productivity of small enterprises in the retail trade is almost double the average level, while in industry the range is between a factor of 1.2 and 6 in favor of small businesses. The output per unit of the cost of fixed assets compared with the average level is 220% in industry, 190% in construction and 150% in retail trade.

The phenomenon of higher than average efficiency can be explained by higher rates of depreciation of fixed assets (20% for SEs compared with 5% for medium and large companies) and a much higher suspension (bankruptcy) rate (8% for SEs compared with 1% for all others). Also, the total cost of SEs' fixed assets increased in 1996-2001 by 16% compared with only 1% for medium and large enterprises. SEs' investment in renovated and new capital stock reached almost US\$2 billion (4.6% of the national total). Almost 60% of this amount was allocated for new production equipment and machinery (the average for Russia was 36%). Small enterprises allocated about one-quarter of their total investment in non-production assets such as buildings and other infrastructure, compared with a national average of 44%. Finally, more than 30% of investment by small enterprises is concentrated in industry, 21% in construction and 18% in the trade sector.

Simplified tax system

For about a decade, Russian SMEs faced quite an unfavorable policy and regulatory environment. The registration and licensing procedures grew more complicated. The legislation regarding SEs adopted on December 29, 1995 in order to simplify the system of SE taxation did not retain a clause on separate accounting for the "incoming" value-added tax (VAT) in the cost of their products, affecting competitiveness and creating disincentives for customers. This law also replaced profit tax with gross income tax. Under the law, individual entrepreneurs—unlike organizations—had to pay VAT.

On July 1, 2002, the Lower House of the Russian Parliament enacted legislation with the aim of supporting small enterprises by modifying and reportedly simplifying tax rules. The comprehensive social tax, property tax and sales taxes have been abolished, while payments made to the Pension Fund were made tax deductible.

Switching over to this system is voluntary, but if a company decides to do so, it should have fewer than 100 employees on average and annual earnings should be a maximum of US\$500,000. In addition, no other company or organization should control more than 25% of its assets and depreciated capital stock must not exceed US\$3.3 million. Small enterprises can choose whether to pay 6% tax from gross proceeds or a 15% profit tax. Moreover, a new 15% rate for imputed profit (income) tax was

introduced and has been brought under federal control, preventing regional authorities from raising it.

Immediately after the legislation was adopted, Evgeniy Primakov, President of the Chamber of Commerce and Industry and former Prime Minister, criticized the new law, appealing to the Chairman of the Upper House. In his opinion, the amendments made to the tax regime under this new law would worsen conditions for entrepreneurs by raising the imputed tax rate, abolishing the patent system for individual entrepreneurs and complicating bookkeeping.

What is worse is that the new system is not applicable to SEs in the real sector. Under the new law, VAT can be waived, but only if a given company sells its products to final customers. These new regulations could benefit micro-businesses in the retail and service sectors, making it difficult for other small companies with "transit VAT" to expand production and sales, preventing cooperative relations particularly important in manufacturing sector. Venture companies that could promote the introduction of new technologies and boost international competitiveness are also ineligible for tax concessions. In short, the simplified system makes the enterprises that use it "unwelcome partners" for those companies who purchase from them, unless supplying SEs are willing to reduce their prices by 20% (VAT rate).

More generally, entrepreneurs, whom the Chamber of Commerce and Industry is representing, are skeptical not only about new regulations, but also the overall position of authorities with regard to small businesses. The hope is that legislation on small and medium-sized enterprises will keep improving, involving larger segments of economic activity and a greater number of firms from a variety of new fields.

Trends in provinces

A solution for both new and already established SEs could be found in special support funds, both national and regional. However, regional support funds lack resources both in terms of direct assistance and credit guarantees extended to commercial banks. Federal and regional authorities are expected to enhance their capacity to serve as supporting and credit risk-absorbing institutions, but also lack sufficient financial resources and adequate institutional and regulatory infrastructure.

Yet another way for authorities to assist SEs is to promote their involvement in government procurement programs. But again, Russian authorities have yet to use this tool to change the current situation in which large, well-established enterprises are almost exclusively awarded state orders. For example, in the first nine months of 2000, more than 88,000 SMEs filed applications for tenders to supply goods to federal, regional and local agencies, but contracts (about 16% of the total number of contracts) were granted to less than 40,000 entities. Moreover, fewer than 8,000 contracts were granted at the federal level and only 7,300 at the regional level. The total value of all contracts granted, including 24,000 of them extended by

⁸ The simplified taxation system is not applicable to gambling, the mining of rare metals and stones, Production Sharing Contract schemes, banking and insurance, non-state pension and investment funds, stock-broking agencies or private notarizing activities.

Income is calculated as gross revenue minus expenses.

municipalities, was as low as 4% of the value of procurement programs, or about US\$310 million, with only about US\$20 million coming from federal coffers and another US\$60 million from the executive authorities of the 89 provinces.

According to the Russian Center for Economic Development (RCED), federal legislation on SEs leaves regional authorities considerable freedom to introduce measures and regulations that support small business development within their regions. In addition, the provinces are free to specify regional priorities for SE development in specific sectors, in addition to those determined at the federal level. Moreover, provinces were granted the right to reduce taxes in the parts attributed to regional and local budgets, as well as to enact legislation on the preferential tax treatment of SE support funds, investment and leasing companies, and credit and insurance businesses that provide services to SEs. Regional authorities were also permitted to allocate quotas for SEs in government procurement programs.

The right to introduce laws in support of small businesses has yet to be utilized fully. In Magadanskaya Oblast, as well as many other provinces, in the absence of regional legislation, federal law regulates SEs' activities. Some provinces "copy" federal regulations in their own regional legislation on SEs.

Surprisingly, out of the 72 provinces surveyed by RCED, only 11 had clearly stated provisions on preferential profit tax treatment for SMEs. Seven of them, including Primorskiy Krai, and Sakhalinskaya and Amurskaya oblasts specified "priority sectors" for SEs' activities, other than those defined by federal law. In addition, preferential rates for property tax were introduced in Chitinskaya and Amurskaya oblasts, as well as in Primorskiy Krai. Primorskiy Krai and Sakhalinskaya Oblast enacted laws determining the share of state procurement programs (20%)

and 15% correspondingly) to be allocated to small businesses, while a similar provision enacted by Chitinskaya Oblast does not define the share of SEs numerically.

It is worth noting that the Far Eastern economic region seems to lag behind other regions in terms of the total number of SEs and their employment figures (Table 2).

Furthermore, the Far Eastern regions' relative value is low in terms of output and capital investment. On the other hand, the share of small enterprises in regional GDP is reportedly higher than the national average; in this respect the Far Eastern region occupied the third position after the Northwestern and Central federal districts in 1999.

In 1997-2000, the number of employees of SEs was rising in Primorskiy Krai and Evreiskaya Oblast, while somewhat stable in Khabarovskiy Krai, but all other provinces registered considerable decreases in the number of jobs generated by SEs.

During the same period, the number of SEs in Primorskiy Krai increased from 10,400 to 16,100 enterprises, while the rise in Evreiskaya Oblast was from 3,300 to 4,800 enterprises. All other provinces registered a decline in the number of SEs, including Khabarovskiy Krai, which dropped from 9,100 to 8,300 enterprises.

The bottom line is that only a few provinces offer concessions and extend support to small enterprises that operate on their territories. On the other hand, of the 79 provinces undergoing the region-by-region review of SE performance, Kamchatskaya and Magadanskaya oblasts joined Moscow and St. Petersburg in the same leading group of only four provinces classed as administrative entities with good potential for SE development. Sakhalinskaya and Irkutskaya oblasts belong to the second group, consisting of five provinces with small enterprises affected by the 1998 financial crisis, but retaining the capacity for SE development. Primorskiy and

	Nur	nber	Empl	oyees	Ou	tput	Inves	tment
	'000	%	'000	%	Billion rubles	%	Billion rubles	%
Russia	843.0	100	7,435.8	100	852.7	100	43.02	100
Far Eastern region	40.4	4.8	313.6	4.2	50.2	5.9	1.04	2.4
Yakutia	2.3	0.3	21.3	0.3	5.5	0.6	0.07	0.2
Primorskiy Krai	16.1	1.9	104.7	1.4	11.3	1.3	0.30	0.7
Khabarovskiy Krai	8.3	1.0	88.9	1.2	13.4	1.6	0.13	0.3
Amurskaya Oblast	3.8	0.5	24.2	0.3	2.7	0.3	0.07	0.2
Kamchatskaya Oblast	1.6	0.2	15.9	0.2	5.0	0.6	0.16	0.4
Magadanskaya Oblast	2.9	0.3	20.6	0.3	5.4	0.6	0.12	0.3
Sakhalinskaya Oblast	4.9	0.6	34.6	0.5	6.2	0.7	0.18	0.4
Evreiskaya Oblast	0.6	0.1	2.4	0.0	0.3	0.0	0.01	0.0
Chukotskiy Okrug	0.1	0.0	1.0	0.0	0.3	0.0	0.05	0.0

Table 2 Small enterprises in Far Eastern Russia, 2001

Source: Goscomstat

¹⁰ In 1993, among the priority areas for SEs support announced by the government were agricultural products and their processing, foodstuffs and manufacturing products, consumer goods, medicine and medical equipment production, construction of housing, as well as buildings for commercial and public needs, and some services and innovative activities. In 1999, the government reiterated that the priority areas eligible for state support for SEs included innovative activities in machine-building, metal-cutting, microbiology, biotechnology, construction and manufacturing of construction materials, food processing, storage, processing and packaging of agricultural products, and consumer goods manufacturing.

Khabarovskiy krais were included in the third group, of 31 provinces with a moderate level of small enterprise development, but some negative trends in the sector. Finally, Amurskaya and Chitinskaya oblasts, as well as Yakutia and Buriatia were included in the fourth and largest group, of outsiders with a low level of SE development.

Problems and expectations

Russia and the majority of its regions lack an effective and comprehensive support framework for promoting small enterprise development and entrepreneurship. Commercial banks are not interested in providing funding for SEs. There is no legal framework that regulates their mutual credit and insurance efforts. Federal and regional support agencies lack the resources and capacity to develop risk-sharing schemes that could support commercial banks in providing loans to small enterprises.

Representatives of small business entities demand that a stable, relaxed taxation system be put in place for them for a period of at least five years. They collectively complain about the lack of clarity and consistency in requirements for bookkeeping and accounting standards, asking for a simplified system for paperwork. They propose to allow SEs to be included in the "VAT accounting chain" to support local market development, foster cooperation with larger companies and promote inter-regional linkages. SEs are interested in accessing state-owned "business incubator" facilities. They also propose to develop leasing infrastructure designed for SEs, introducing a preferential tax regime for leasing companies that deal with small businesses.

Entrepreneurs have no guaranteed access to information concerning federal or municipal property that goes on lease, or could be sold, or privatized. The procedures necessary for such transactions are complicated and take a long time. There are no long-term lease conditions (transparent and stable) in place. With only a few exceptions, state procurement mechanisms do not account for the needs and potential of SEs in distributing contracts. This happens at both the federal and provincial level, despite the legal obligation to contract out 15% of state orders to small enterprises.

Entrepreneurs' strongest complaint addressed to the government is the lack of credit support, including microcredit. They propose to put together an institutional framework for promoting micro financing and enabling legal regulations, ensuring public-private partnership in investment risk sharing. Entrepreneurs are also asking for preferential treatment in accessing low interest rate leasing of available production facilities and idle equipment at state-owned facilities and access to regional and local databases on related opportunities.

Indeed, access to affordable credit is the most serious problem that SEs in Russia are facing. Many banks and investment funds claim that they support small companies, but in reality they do not allocate any significant resources for their financing. For example, over the last two years, 15 Moscow offices of Russia's Savings Bank (Sberbank)

provided more than 2,000 credits to SEs, including about 1,600 micro-credits of US\$30,000 with a maturity period of up to one year. These micro-credits are mostly suitable for the replenishment of working capital. Two-year maturity investment credits are also available, but the amount is limited to US\$125,000. The good news is that 80% of applicants were approved for credit.

However, for these purposes Sberbank—the largest Russian bank—is mostly using funding provided by the European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), which allocated about US\$150 million for a special support program, while the same amount was obtained from the G7 members and Switzerland. The program is named the Russia Small Business Fund (RSBF). It was established in 1994 and extended to 2010 with a recommendation to increase the EBRD share to US\$450 million

The EBRD considers the RSBF to be a highly successful and profitable program, partly because of the fact that the interest earned from projects in Russia is about twice as high as that earned from similar projects in Europe. To expand its presence, the EBRD established the KMB-Bank, which is serving as the main agent in RSBF financing activities. In 2000, the EBRD decided to increase its capital share in the KMB-Bank, broadening its ownership to 35% and doubling its lending portfolio to US\$60 million.¹¹

External sources of assistance and know-how

All this is greatly indicative of a situation in which support for SEs in Russia could be viable commercially, not only for multilateral development banks such as the EBRD, but also domestic banks and investment funds. However, Russian banks provide SE financing on a very limited basis. Moreover, both the EBRD-supported activities and domestic commercial banks require applicant enterprises to provide collateral, using not only the enterprise's assets, but also personal property assets. This makes it almost impossible for venture entrepreneurs to get funding for start-up projects.

Yet another option for SE support could be the leasing of equipment. In advanced market economies, about 30% of capital investment is made through leasing financing schemes. In contrast, in Russia, the share of leasing financing is negligible. For example, the EBRD established a US\$12 million leasing framework facility in Russia to finance leases of Caterpillar equipment on a risk-sharing basis. This would benefit both the vendors and the ultimate lessees in particular, as they would have access to modern equipment and the means to finance it.

In addition, the EBRD proposes to lend about US\$10 million to Delta Leasing, which will make financial leases available to small enterprises in Russia. Delta Leasing is a wholly owned leasing subsidiary of the US-Russia Investment Fund (TUSRIF). The project supports Delta Leasing's efforts to increase its lease portfolio of small clients in 17 cities in Russia.

On the other hand, the U.S. government is taking quite an active stance on entrepreneurship promotion in Russia.

¹¹ The non-profit George Soros Economic Development Fund (SEDF) also has a 35% stake in the RSBF.

USAID (U.S. Agency for International Development) assisted in drafting regulations on leasing and consumer cooperatives. USAID has helped channel resources by creating a network of non-bank financial institutions. The number and value of USAID-supported microfinance loans doubled in 2001 to 32,000 loans worth \$34 million. In the same year, a program was launched to create a national center to support non-bank financial institutions through credit and training.

A network of business support centers managed by the University of Alaska/Anchorage's American-Russian Center and the Russian Academy of Management and the Market provided training and consulting services. In addition, USAID proposed to exempt interest payments on loans by non-bank financial institutions from VAT, giving micro-finance institutions the tax advantages that banks receive. Finally, six professional firms supported by USAID offer fee-based courses as part of their services.

The organization also provides funding for the Sakhalin Island American Business Center's advisory services to foster foreign investment in Sakhalin's SEs. It plans to expand its business support institutions initiative to the Far Eastern region.

Japan also pioneered economic and technical assistance to Russia, beginning in 1992. The Japanese government established the Regional Venture Fund (RVF) in 1994 in cooperation with the European Bank for Reconstruction and Development (EBRD), to develop small and medium-sized private businesses in the Russian Far East and Eastern Siberia. In Moscow, the Japan Center was established, followed by similar centers in Khabarovsk, Vladivostok and Yuzhno-Sakhalinsk.

Conclusions

The freedom to be an entrepreneur in Russia is guaranteed by the Constitution, but threatened by the administrative system and government bureaucracy. It is still early days and difficult to judge whether the administrative pressure on Russian SEs is receding. Reportedly, more than half of SEs in Russia are in the "shadows" in terms of compliance with official regulations, including tax payments. On the other hand, there is no clear commitment on the part of authorities to allowing this new sector to grow without constraints.

As recent amendments to the tax law demonstrate, the government wants to keep tax rates higher and maximum earnings lower to reduce the number of SEs eligible for tax benefits. The number of the various inspections is decreasing, but recently introduced regulations on the frequency and nature of such inspections exempted about 15 agencies out of the total of about 40 that are dealing with small businesses.

According to Evgeniy Primakov, the Russian

administrative system needs to undergo revolutionary change in terms of dealing with and supporting SEs. On the other hand, the 2001 and the 2002 federal budgets allocated less than US\$1 million for support programs aimed at small businesses. The Federal Fund for Small Enterprise Support lacks financial resources, although it is authorized by the government to raise money from sources such as the EBRD. Therefore, the federal government is avoiding taking responsibility for alleviating risk in this important segment of the Russian economy.

The external sources of funding for supporting SEs, made available by the G7 through the EBRD, or similar programs supported by the United States and Japan on a bilateral basis, are very important, but are no substitute for an integrated and consistent strategy for small business development and the promotion of entrepreneurship. The new Russian elite, including the government and lawmakers, should put together this strategy itself, if it aspires to build a competitive, advanced and economically democratic society.

References

Ivan D. Grachev, "Current Status of the Taxation System for Small Businesses", available online at www.grachev.ru

A. Orlov, "Prospects for Small Entrepreneurship Development in Russia", *Voprosy Economiki*, July 2002, pp. 119-126.

Francesca Pissarides, et. al., "Objectives and Constraints of Entrepreneurs: Evidence from Small and Medium-Sized Enterprises in Russia and Bulgaria", European Bank for Reconstruction and Development, Working Paper No. 59, November 2000.

Evgeniy M. Primakov, President of the Chamber of Commerce and Industry (CCIFR) of the Russian Federation. Speech at the IV Congress of CCIRF, 19 June 2002, Moscow.

Recommendations of the Third All-Russia Conference of Small Enterprise Representatives "Small Businesses Require Real Resource Support", 2002, Moscow.

Regions of Russia (Moscow: Goscomstat, 2001)

O. Shestoperov, "Current Trends in Small Entrepreneurship Development in Russia", *Voprosy Economiki*, April 2001, pp. 65-83.

Socio-Economic Situation of Russia (Moscow: Goscomstat, January-May 2002).

ロシアにおける小企業

ERINA調査研究部主任研究員 ウラジーミル・I・イワノフ

はじめに

多くの国の政府は、企業家精神の強化が経済成長を促進し、雇用を拡大する効果的な方法であることを既に認識してきた。中小企業'が地元産業のバックボーンの役割を果たし、競争力と効率を促進する。

ロシアでは、小企業セクターの拡大が国内市場の開発、 雇用機会の創出、イノベーション・新技術開発及び生活水 準の向上のために非常に重要である。過去から相続した要 素を持ち続ける経済構造の元では、GDPにおける小企業セ クターのシェアは、13%(独立機関概算)から9%(政府 概算)といわれる。

日本、ドイツ、アメリカ及びイギリスでは、GDPでの中小企業シェアは50%を越えており、フランス並びにイタリアではほぼ60%である。フィンランドでは、小企業が中企業及び大企業と緊密に結びつき、国際経済競争性を保つために戦略的な役割を果たしている。

東欧・中欧の移行期にある経済国も小企業セクター開発において著しい進歩を見せている。ハンガリーではGDPにおける小企業の割合は約50%で、これらの企業で雇用の3分の2を確保し、輸出の20%を生み出している。総企業数における小企業の割合はおよそ99%であるが、ロシアの場合、独立機関の概算では僅か30%、公式統計基準ではその数はさらに減少する²。また、独立した専門家によれば、ロシアでは人口1,000人当たりの小企業数は25~30社である(政府統計によると、この数はわずか5~6社である)、ハンガリーでは、これが約75~80社であり、フランス、ドイツ、イギリス、日本、イタリア及びアメリカでは、35社から74社である。

北東アジアにおける中小企業

北東アジアの国々では、総企業数における中小企業の割合は約90%であり、生産高及び雇用労働者数でのシェアも

非常に高い。平均して、中小企業は製造業の総生産高・総付加価値の約2分の1、労働力の3分の2から4分の3を占める。中小企業の活動は広い範囲で伝統的な領域に広がっており、マーケティング、組織及び流通などすべての主要なビジネス機能への革新的なアプローチを伴っている。

日本は中小企業に対して包括的な政策支援を行ってきた。政府の中小企業政策は、コンサルティング及び指導サービスの発展、教育改善、ネットワーク作り並びに下請けシステムの促進、ローン返済保証及び税金優遇措置の提供、構造改善及びベンチャービジネスの促進などである。政府は地元の企業家精神を助長することに、重要な役割を果たす。例えば新潟県では33の工業団地が整備されており、その面積は合わせて1,000ha以上、土地価格は1 m 当たり5,000~36,000円となっている。

中国³では、中小企業及び農村地域にある郷鎮企業が市場化及び雇用拡大の鍵である。中央、地方政府の中小企業への政策は、経営者及び労働者に研修・教育を施し、競争に関して均等な状態を作り出すことを目的としている。政府は、また、海外で事業を展開する実業家を支援している。

台湾'では、中小企業が経済の基盤となっている。複合企業が経済において最大の役割を果たす他の多くの国々と異なり、台湾の製造業及び海外貿易は伝統的に中小企業に依存している。登録されている100万社の企業の中で中小企業が98%以上を占め、労働力の約80%を雇用し、台湾の総輸出高における割合は2分の1に達している。台湾は中国及び東南アジアで主要な投資国になりつつあり、海外投資における中小企業の割合は大きい。政府は1967年の中小企業指導規則を5回修正してきた。変更はすべて中小企業が生産性を増やすために十分な環境を作るために行われた。

韓国⁵では、中小企業の数は270万に上る。とりわけ、機械・設備製造及び金属加工、織物、衣服、羊毛製品、食品・飲料、ゴム及びプラスチック製品の分野において活発

[・]中小企業の定義は国によって異なる。各国の中小企業の定義は、脚注を参照。例えば、ハンガリーでは、従業員10人未満の企業はマイクロ企業、50人未満は小企業、250人未満は中企業として定義される。

² その他に、265,500の個人農場及び250万の家族菜園がその製品を市場に出している。これらが全国農業生産高において20%を占めている。同時に、 約500万人が自営業である。多くの小企業(30~50%と推定)は闇経済で活動している。

³ 例えば、中国では従業員数が50~100人の企業は小企業、101~500人の企業は中企業とされる。香港においては、製造業で従業員数が100人以下、 非製造業で50人以下の企業は中小企業である。

^{*} 台湾では鉱業、採石、製造及び建設産業の場合、小企業の従業員数は200人以下(投資資本6千万台湾ドル以下) サービス部門その他の産業では50人以下(売上高8千万台湾ドル以下)である。

で定着している。これらの分野では、中小企業が生産高の2分の1以上、輸出の5分の2を占めている。政府はある程度中小企業に依存し、中小企業の競争力を強化し、新しいビジネスの展開及び自動化・コンピュータ化を促進することを目指している。

これらの国々では政府による中小企業支援が重要な経済・政治的な目的の一つとして考えられている。確かに、経済移行に取り組んでいる政府は、経済成長、雇用改善、全般的な競争力及び経済的活力強化を目的としながら、市場の補完及び中小企業創設の促進により、潜在的な企業家を支援するべきである。

ロシアの小企業

ロシアでは公式に登録されている小企業⁶の数は約90万社である。全小企業の約40%はモスクワ及びその近辺に集中し、10%はサンクトペテルブルグ及びその周辺地域、そしてクラスノヤルスク地方、ロストフ州及びノボシビルスク州にそれぞれ3%ずつ集まっている。これらの企業は、主に貿易、レストラン・外食及びサービス部門に集中している⁷。

鉱工業生産高における小企業の割合は5~6%と推定されるが、機械製造及び金属加工(7%) 伐採・製材・パルプ製紙(8~10%) 食品加工(9~12%)及び軽工業(9~11%)などでは、そのシェアが高い。

2001年と比較してみると、2002年には小企業セクターの

状況は多少改善されたようである(表1)

1996~2001年に小企業の数は鉱工業で7,000社(5.5%) 建設部門で16,000社(13%) 銀行・金融・保険部門で半 分(4,200社)に減少した。2001年までに登録された小企 業の総数は875,500社で、それらの企業では660万人の中心 的従業員を含む760万人が働いていたとみられる。

2002年1月1日現在、小企業の数は843,000社まで減少したが、4月に再び875,000社に達し、従業員数は2001年第1四半期と比較して約6%増加し、750万人となった。第1四半期の総生産高は2,160億ルーブルまで増加した。

鉱工業生産高における小企業の割合は4%と推定され、総資産は約115億ドル(国全体の2%)と見積もられている。小企業が雇用の約13%を支えている。小企業の小売業売上高におけるシェアは26%近くで、卸売業売上高では50%を超える。2000年に建設部門の小企業は4,000の新たな建築に関係し、そのフロア面積は210万㎡(国全体の5%)であり、そのうちの73%は住宅であった。

ロシアでは小企業による経済への質的な影響が非常に大きい。小売業における小企業の労働生産性は平均レベルの2倍であり、鉱工業では、この指数が1.2倍から6倍の間である。固定資産コスト当たりの生産は、平均レベルと比較して、鉱工業で220%、建設部門で190%、小売業で150%である。

平均より効率が高いということは、固定資産の減価償却率が高く(中大企業の5%に対し小企業が20%)、停止

		≧ 業数 4月1日現在)	従業員数	生産高			
	千社	%	千人	億 ループル	%		
鉱工業	125.1	14.8	1,529	2,149	25.2		
建設	121.9	14.5	1,545	2,204	25.8		
農業	13.4	1.6	160	85	1.0		
輸送	18.8	2.2	231	281	3.3		
貿易・外食	388.1	46.0	2,554	1,980	23.2		
卸売り(鉱工業製品)	15.9	1.9	133	191	2.2		
商業	34.7	4.1	232	237	2.8		
保健・社会サービス	17.4	2.1	132	80	0.9		
科学・サービス	28.5	3.4	177	330	3.9		
その他	79.2	9.4	743	1,002	11.7		
合計	843.0	100	7,436	8,539	100		

表 1 ロシアの部門別小企業 (2001年)

出所:ロシア国家統計委員会 (Goscomstat)

⁵ 韓国で中小企業とされているのは、製造業で従業員数の300人以下(固定資産200 - 800億ウォン以下) 鉱業・輸送業で300人以下、建設業で200人以下、そして商業・サービス分野で20人以下の企業である。

^{© 2000}年以前には、ロシア連邦国家統計委員会は、法的実体として登録された小企業に関するデータのみを提供していた。個人企業家及び法的資格のない小企業は、カテゴリーとしてほとんど違いがないという事実にもかかわらず、省略されていた。その結果、小企業の総数はずいぶん過小評価されている。

⁷ 1991~1996年に小企業とされていたのは、鉱工業及び建設部門で従業員数の200人未満、科学及び研究開発部門で100人未満、貿易、外食及びサービス部門で15人未満、その他の非製造部門で50人未満の企業である。

小規模ビジネスへの国家支援に関する法律が制定された1996年から、小企業の従業員数は100人まで縮小され(鉱工業、建設及び輸送) 農業、科学・技術部門では、60人に設定された。卸売業では最大60人、小売業及びサービスでは30人とされた。2002年には、新しい定義が採用され、小企業の年間売上高は以前の最大100万ドルから50万ドルまで引き下げられた。一方、ロシアの公式統計には中企業の明確な定義がなく、そのため、国際比較が困難で、国内の計算が複雑になっている。

(破産)率も高い(中大企業の1%に対し小企業が8%)ことに起因しているであろう。また、1996~2001年には小企業の総固定資産が16%増えたが、大中型企業では僅か1%の増加であった。小企業による更新・新規資産投資は約20億ドル(国全体の4.6%)に達した。この中の約60%は、新しい製造設備及び機械類の購入に充てられた(ロシア平均は36%)。また、小企業は、建物その他のインフラなど非製造資産に総投資の4分の1を投入したが、全国平均では44%であった。小企業による投資の30%以上は鉱工業に集中し、21%が建設部門、18%が貿易部門である。

簡易課税システム

約10年の間、ロシアの中小企業は不利な政策及び法律の状況に置かれていた。登録及び許可取得に関する手続きは、ますます複雑になった。1995年12月29日に小企業課税システムを簡素化するために採用された法律は、製品価格に「購入」付加価値税のための個別会計に関する条項をもたなかったため、競争力に影響し、顧客の意欲を抑えてしまった。また、この法律は、収益税を総収入税に切り替えた。それまでの法律では、個人事業家は法人と異なり、付加価値税を払わなければならなかった。

2002年7月1日に、ロシア議会の下院は、税に関する規定を修正し、伝えられるところによれば簡素化することで、小企業の支援を目的とした法律を制定した。年金基金のための支払いが課税控除できるようになった一方、社会税、財産税及び売上税が廃止された。

この課税システムに移行することは任意であるが、企業が移行を決定すれば、平均の従業員数は100人未満、年間所得は50万ドル以下としなければならない。加えて、他の会社あるいは組織は、その財産の25%以上をコントロールできず、減価償却資本金は330万ドルを超えてはならない。小企業は、総売上高から6%の税金を払うか15%の収益税を納付するかを選択することができる。さらに、新しく見込利益(収入。)税という15%の税金が導入され、地方が税率を上げることがないよう、連邦で管理されている。

この法律が採用された直後、エフゲニー・プリマコフ商 工会議所会頭・元首相が上院議長に訴え、この新しい法律 を批判した。プリマコフの見解では、この新しい法律のも とでの税制改正により、見込税の率が上がり、個人企業家 のための特許システムが廃止され、会計が複雑になって、 企業家のための状況がさらに悪化するとしている。 さらには、新システムが実物部門の小企業に適用できないことが問題である。新しい法律では、付加価値税を免除できるのは、企業が最終顧客に製品を売る場合だけである。これらの新しい規則は、小売業やサービス部門のマイクロビジネスには役立つかもしれないが、とりわけ製造部門にとって重要な協力関係を阻害し、「トランジット付加価値税」をもつその他の小企業の製造や販売拡大を困難にする。新技術の導入及び国際的な競争力の向上を促進することができるベンチャー企業も、簡易課税システムの対象になる資格がない。簡単に言うと、簡易課税システムは、これを利用する小企業がその製品価格を20%(付加価値税率)値下げしない限り、買手企業にとっては「好ましくないパートナー」になってしまう。

より一般的には、商工会議所に代表される企業家は、新 しい規則だけでなく、小企業に関する政府の態度に対して も懐疑的である。より広い範囲の経済活動や様々な新規分 野の企業を加えながら、今後、中小企業に関する法律が改 善されることを期待する。

地方における小企業の現状

新規あるいは既存の小企業に関する問題は、連邦と地方からの特別支援資金で解決することができるであろう。しかしながら、地方支援資金は、直接の援助にも、商業銀行によるクレジットに対する保証に対しても資金が不足している。連邦及び地方当局はクレジット・リスクを吸収する支援機関としての能力を増強することを期待されているが、ここにも十分な財源及び適切な制度や法律基盤がない。

連邦及び地方当局が小企業を支援するもう一つの可能な方法は、政府調達プログラムへの関与を促進することである。しかし、ここでもロシア政府当局は、大企業だけが国の受注をほぼ独占している現状を変えるこのような方法をまだ試みていない。例えば、2000年の初めの9か月間で、8万8,000社以上の中小企業が、連邦、地方及び市町村機関への供給を狙って入札したが、契約(契約全体の約16%)が与えられたのは4万社にも上らなかった。さらには、連邦レベルでは8,000未満、地方レベルで7,300の契約しか行われなかった。市町村による2.4万の契約を含むすべての与えられた契約の金額を合計しても、調達プログラムの総額の4%、約3.1億ドルにしか過ぎず、そのうちの2,000万ドルが連邦の財源、6,000万ドルが89の地方政府から出されたものである。

[®] 単純課税が適用されない部門は、賭博、貴金属及び宝石の採掘、生産分配契約スキーム、銀行及び保険、個人年金及び投資基金、株式売買仲介及び個人公証活動である。

[®] 収入は総売上から経費を引いたものである。

ロシア経済開発センター(RCED)によると、小企業に関する連邦法では、地方当局が地元の小規模ビジネスの発展を支援する措置や規則を導入することに関しては相当に自由である。また、特定のセクターにおける小企業振興については、連邦レベルで決められる以外に、地方レベルでも優先事項を特定することができる¹⁰。さらに、地方は、地方及び市町村の予算の範囲で税率を下げ、小企業支援基金、投資・リース会社、小企業にサービスを提供する融資・保険関連企業に対する優遇課税の立法を制定する権利を与えられた。また、地方当局は政府調達プログラムの中で小企業に割り当てを分配することができる。

小企業の支援に法律を導入する権利はまだ完全には活用されていない。マガダン州などの多くの地方は、地方レベルの法律がないため、小企業の活動が連邦法により規定されている。いくつかの地方では、単純に連邦の法律を地方法規に「コピー」しているだけである。

意外にもRCEDが調査した72地方内で、11の地方だけが中小企業に対する優遇利益課税を明白に導入している。そのうち、沿海地方、サハリン州及びアムール州など7つの地方が、連邦法によって規定される他の地域と異なり、独自に小企業活動の「優先セクター」を特定している。また、チタ州、アムール州及び沿海地方では、財産税の特恵レートが導入された。沿海地方及びサハリン州で、小企業に分配する国家調達プログラムの割合(それぞれ20%と15%)を定める法律を制定する一方、チタ州の同様な法律では、小企業のシェアを数的に設定していない。

小企業の総数及び雇用者数において、極東経済地域が他の地域より遅れていることは注目される(表2)。

また、生産及び資本投資においても、極東地域は相対位置が低い。一方、地域のGDPにおける小企業の割合はロシ

ア平均より高く、1999年では、北西連邦管区、中央連邦管区に次いで3位を占めていた。

1997~2000年に小企業の従業員数は沿海地方及びユダヤ自治州で増加し、ハバロフスク地方で安定していたが、他の地方における小企業による雇用は相当数の減少が記録された。

同期間における小企業の数は、沿海地方では10,400社から16,000社へ、ユダヤ自治州では3,300社から4,800社に増えた。また、ハバロフスク地方で9,100社から8,300社に減るなど、その他すべての地方で小企業の数は減少した。

結論を言えば、地域内の小企業に優遇措置や広範囲な支援を提供している地方が少ないということである。その一方で、79の地方で小企業の状況を調査した結果、モスクワ、サンクトペテルブルグに加えて、カムチャッカ州とマガダン州が小企業の発展の可能性をもつ4つの行政区に加わった。サハリン州、イルクーツク州は、1998年の金融危機で小企業が影響を受けたものの、小企業発展の能力を保持しており、5つの地方からなる第2グループに属している。沿海地方及びハバロフスク地方は第3グループに属し、小企業の発展が中程度の31地方に含まれる。しかしこのセクターにおいては多少否定的な傾向にある。最後に、アムール州及びチタ州は、サハ共和国(ヤクート)及びブリャート共和国と同様に、最大の第4グループに入るが、これらの地方では小企業発展のレベルが最も低い。

問題と期待

ロシア及びそのほとんどの地域では、小企業振興並びに 企業家精神を促進する有効で包括的な支援体制が見当たら ない。商業銀行は小企業に資金を供給することに無関心で ある。それらの相互貸借及び保護を規制する法律基盤がな

	収2 ロノノ 恒米の小正米(2001 年)												
	企	業数	従業	員数	生產	主 高	投資額						
	千社	%	千人	%	億 ループル	%	億 ループル	%					
ロシア	843.0	100	7,435.8	100	8,527	100	430.2	100					
極東地域	40.4	4.8	313.6	4.2	502	5.9	104	2.4					
サ八共和国	2.3	0.3	21.3	0.3	55	0.6	0.7	0.2					
沿海地方	16.1	1.9	104.7	1.4	113	1.3	3	0.7					
ハパロフスク地方	8.3	1.0	88.9	1.2	134	1.6	1.3	0.3					
アムール州	3.8	0.5	24.2	0.3	27	0.3	0.7	0.2					
カムチャッカ州	1.6	0.2	15.9	0.2	50	0.6	1.6	0.4					
マガダン州	2.9	0.3	20.6	0.3	54	0.6	1.2	0.3					
サハリン州	4.9	0.6	34.6	0.5	62	0.7	1.8	0.4					
ユダヤ自治州	0.6	0.1	2.4	0.0	3	0.0	0.1	0.0					
チュコト自治管区	0.1	0.0	1.0	0.0	3	0.0	0.5	0.0					

表2 ロシア極東の小企業 (2001年)

出所:ロシア国家統計委員会 (Goscomstat)

¹⁰ 1993年に、政府により指定された小企業支援の優先対象部門は、農産物及びその加工品、食料及び工業製品、消費財、薬品及び医療器具、住宅 建設(商用と公用)及びいくつかのサービスと革新的活動であった。

1999年、政府は改めて、小企業に対する国家支援の優先対象部門を、機械製造における革新的活動、金属加工、微生物学、バイオテクノロジー、建設及び建築材生産、食品加工・保管、農業生産物の加工及び包装、消費財生産であると表明した。

い。連邦及び地方の支援機関は、小企業に貸付を行う商業 銀行を支援するための、リスク共有の基本構想を開発する 資金と能力が不足している。

小企業の代表は、少なくとも5年間は、安定的で緩やかな税制を要求している。彼らは、経理や会計基準に対する必要条件の明確さや一貫性の不足について一同に苦情を申し立て、書類事務用に対してわかりやすいシステムを求めている。また、現地の市場開発や大企業との協力を支援し、地域間のつながりを密にするために、小企業が「付加価値税会計連鎖」に含まれるよう提案している。小企業は国有の「ビジネス開発」施設を利用することに関心を持っている。さらに、小企業と取引をするリース会社のための優遇課税制度を導入し、小企業用のリース体制の構築を提案している。

企業家は、リース、売却あるいは民営化される連邦または市町村の財産に関する情報を確実に入手する手立てがない。そのような処理に必要な手続きは複雑であり、時間がかかる。現在、長期リースのための(透明で安定した)条件はない。わずかな例外を除くと、国家調達メカニズムは、契約を分配する過程で小企業のニーズや潜在力を無視している。これは、国による受注のうち15%を小企業に出すことが法律で定められているにもかかわらず、連邦レベルにも地方レベルで起こっている。

政府に対する企業家たちの最も強い苦情は、マイクロ貸付を含む貸付への支援不足である。彼らは、マイクロ融資を促進し法規制ができるようにするために、投資のリスク分担において官民のパートナーシップを約束して、制度上のフレームワークを構築することを提案している。企業家たちは、また、国が保有する設備の中で利用可能な生産施設や使われていない機材を低い金利でリースすることができるような優遇措置や、それに関連する機会に対する地域や地元のデータベースが入手できるよう求めている。

確かに、手ごろな金額の貸付を入手することは、小企業がロシアで直面している最も重大な問題である。多くの銀行や投資基金が、小さな会社を支援すると述べているが、実際には、そのために大幅な資金分配など何もしていない。例えば、この2年にわたり、ロシアの貯蓄銀行(Sberbank)のモスクワにある15支店が、小企業に対して、3万ドル規模で償還期限最大1年間のマイクロローン約1,600を含め2,000以上のクレジットを供給した。このようなマイクロローンは主に運転資金の補充として適する。2年満期投資ローンも利用できるが、その合計金額は12.5万ドルで制限

されている。良いことに、申込者の80%がローンを認められた。

しかし、ロシアの最大手銀行であるSberbankは、このような目的のために主に欧州復興開発銀行(EBRD)が特別支援プログラムとして割り当てたおよそ1億5千万ドルの資金を利用し、またG7メンバー国及びスイスからも同額の資金を得ている。このプログラムはロシア小企業基金(RSBF)と呼ばれ、1994年に発足し、EBRDの割合を4億5千万ドルに増やすことが推奨されて2010年までの延長が決まっている。

EBRDはRSBFが非常にうまくいった有益なプログラムであると考えているが、一つには、ロシアのプロジェクトから得る利息がヨーロッパにおける同様なプロジェクトによる利息より2倍高いためである。その存在を拡大するために、EBRDはKMB銀行を設立し、RSBF融資活動において主要な役割を果たしている。2000年に、EBRDはKMB銀行での資本参加率を上げることを決め、所有権を35%まで上げて、そのポートフォリオを倍増して6千万ドルまで増やすことにした"。

海外からの資金及びノウハウ

上に述べてきたことは、ロシアの小企業を支援することは、EBRDのような多国間の開発銀行だけでなく、国内の銀行や投資基金も利益を得られる状況を示している。しかしながら、ロシアの銀行からの小企業への融資は非常に少ない。さらに、EBRDがサポートするプログラムや国内の商業銀行は、申込企業に対して、その企業資産だけでなく個人資産も含んだ担保を要求している。このため、ベンチャー企業は新規プロジェクトのために資金を調達することがほとんど不可能である。

さらに、小企業支援の他の方法は設備のリースである。 先進市場経済国では、資本投資の約30%がリース融資という形で行われる。対照的に、ロシアでは、リース融資による資金調達はごくわずかである。例えば、EBRDは、リスク共有を元にして、キャタピラー社製品のリースを融資するために1,200万ドルのリース体制を作った。これは最新設備とその購入のための融資手段を得ることができ、特に小売店や最終的な賃借人に恩恵をもたらすであろう。

さらに、EBRDはDelta Leasing社におよそ1,000万ドルを貸すことを提案しており、ロシアの小企業に対して金融リースができるようになるであろう。Delta Leasingは米口投資基金(TUSRIF)のリース子会社である。この計画

¹¹ 非営利のジョージ・ソロス経済開発資金 (SEDF) もRSBFにおいて35%のシェアを保有している。

は、ロシアの17都市にある小企業へのリース・ポートフォリオの増加を目指すDelta Leasingの努力を支援するものである。

一方、米国政府はロシアにおける企業家開発に対して非常に積極的である。米国国際開発局(USAID)はリース並びに消費者組合に関する法案の作成を支援した。また、ノンバンク金融機関の全国的なネットワークを作って流通資源を援助している。2001年にUSAIDによって援助された小規模ローンの数並びに金額は倍増し、3,400万ドル、32,000件に上った。同年、クレジットやトレーニングを通じてノンバンク金融機関を支援する国の中央施設を設立する計画が立ち上げられた。

アラスカ大学のアンカレッジ米国ロシアセンター及びロシアの経営市場アカデミーが管理するビジネス支援センターのネットワークが、研修・コンサルティングのサービスを提供した。また、USAIDは、ノンバンク金融機関による貸付利子支払いを付加価値税から免除するよう提案し、小規模金融機関に銀行が受ける税金の利点を与えた。さらに、USAIDのサポートを受けた専門6会社が、そのサービスの一環として無料でコースを実施している。

USAIDは、サハリンの小企業に対する外国投資を誘致するために、サハリンアメリカビジネスセンターのコンサルティングサービスに資金を提供しており、ビジネス支援事業を極東地域に広げる計画である。

日本も、他に先駆けて、1992年からロシアへの経済的・技術的な援助を開始した。日本政府はロシア極東と東シベリアにおける中小民間企業を発展させるために、1994年、EBRDと共同で地域ベンチャー基金(RVF)を設立した。日本センターがまずモスクワで、そしてハバロフスク、ウラジオストク及びユジノサハリンスクで設立された。

結論

ロシアでは、企業家になる自由は憲法により保証されるが、管理システム並びに政府官僚によって脅かされる。小企業に対する行政の圧力が薄れているかどうか判断するのは時期尚早で難しい。ロシアの小企業の半分以上は、納税などの正式登録に追従するという意味では、「影」にあると言われる。他方で、行政側には、この新しいセクターが制約なしで進むことができるようにする明確な公約がない。

最近の税法改正にあるように、政府としては、税制上の 優遇措置の対象となる小企業の数を減らすために、税率を より高く、最大所得をより低く維持したい考えである。 様々な査察の数は減少しているが、このような査察の頻度 や内容に関する規則が最近導入され、小企業を扱う40機関 のうち15が残った。

エフゲニー・プリマコフによれば、ロシアの管理システムによる小企業の取扱い及び支援には革命的な変化が必要である。一方、2001年と2002年に連邦予算から小企業を目的とした支援プログラムに出された予算は、わずか100万ドルである。小企業支援連邦資金は、EBRDのような機関から資金を得ることが政府により認可されているにもかかわらず、財源不足である。それゆえ、連邦政府はロシア経済におけるこのような重要な部分の危険を緩和する責任を回避しているのである。

EBRDを通じたG7、または二国間を基にしたアメリカ及び日本に支援される同様のプログラムによって利用できるようになった小企業支援のための外部資金源は、非常に重要であるが、小企業の開発並びに企業家精神の促進を目指す統合して一貫した戦略の代替にはならない。政府や立法者などロシアの新エリートは、競争力があり発展レベルが高く、経済的に民主主義の社会を作り上げることを望むなら、この戦略を自ら集約すべきである。

参考文献

Ivan D. Grachev, "Current Status of the Taxation System for Small Business," available online at www.grachev.ru

A. Orlov, "Prospects for Small Entrepreneurship Development in Russia," *Voprosy Economiki*, July 2002, pp. 119-126.

Francesca Pissarides, et. al., "Objectives and Constraints of Entrepreneurs: Evidence from Small and Mediumsized Enterprises in Russia and Bulgaria," European Bank for Reconstruction and Development, Working Paper No. 59, November 2000.

Evgeniy M. Primakov, President of Chamber of Commerce and Industry (CCIFR) of the Russian Federation. Speech at the IV Congress of CCIRF, 19 June 2002, Moscow.

Recommendations of the Third All-Russia Conference of the Small Enterprise Representatives "Small Business Requires Real Resource Support," 2002, Moscow.

Regions of Russia (Moscow: Goscomstat, 2001)

O. Shestoperov, "Current Trends in Small Entrepreneurship Development in Russia," *Voprosy Economiki*, April 2001, pp. 65-83.

Socio-*Economic Situation of Russia* (Moscow: Goscomstat, January-May 2002).

The Role of the Russian Far East in International Container Transportation Using the Trans-Siberian Railway

Hisako Tsuji Senior Researcher, Research Division, ERINA

1. Introduction

About 90,000 TEU of containers were transported using the Trans-Siberian Railway (TSR) and sea transportation between Northeast Asia and Europe, Central Asia or domestic Russia in 2001. The Russian Far East (RFE), particularly Primorsky territory, acts as a link between the rail and sea transportation elements of the multi-modal transportation system. Quicker, easier and cheaper connections could improve the overall service provided on the route. These connections also provide opportunities for players in the local transportation industry, such as ports, railways, warehousing companies and container handlers, to make profits. The more containers being shipped, the higher will be the profits that the RFE will receive. I will outline the current status of international container handling on the TSR and discuss opportunities for further increasing the volume of shipments to be handled in the RFE. Additionally, I will discuss the possibility of connecting the TKR (Trans-Korean Railway) and the TSR.

2. The major TSR routes and their competitive environment

At present, four types of international route that utilize the TSR are in use. The first two routes are defined as 'transit', since cargo just passes through the former Soviet Union countries. The latter two are defined as 'bilateral' transportation. Railway tariffs differ between 'transit' and 'bilateral' transportation, and the customs clearance procedures and time required are also different. Containers owned by Russian Railway can only be used for bilateral cargo.3) 3)

1) European Transit: This connects East Asian countries, such as Japan, the ROK, China, Taiwan, and Finland by means of rail and sea transportation. Westbound cargo from East Asian countries, such as electrical appliances, is temporarily stocked in Finnish bonded warehouses and is mostly exported to Russia, including the RFE². It would be more appropriate to call this Finland Transit, as this route is not used for other destinations within Europe.

The main reason is a lack of cost competitiveness in comparison with the Deep Sea route, which connects East Asia and Europe via the Suez Canal, by means only of sea transportation³. Transportation between Japan/the ROK and Finland takes 30 to 35 days by sea, while the TSR route takes only 20 days. The advantage of the TSR route to Finland over the Deep Sea route is speed, while the strength of the Deep Sea route is its low-cost service, which has been achieved through the introduction of huge container ships with more than 6,000 TEU of capacity, sailing at 28 knots.

- 2) Afghanistan Transit: This connects Japan/the ROK and Afghanistan by sea and rail using the TSR and the railway systems of Central Asian countries. The main competitor with this route is the Iran route, which has been actively used since 2000, when the route was opened, as it is cheaper than the TSR route⁴. The Iran route involves shipping cargo by sea to Bandar Abbas, then overland to the western part of Afghanistan. The major cargoes transported to Afghanistan are tires and used auto parts.
- 3) Central Asian Bilateral: This connects Japan/the ROK and Kazakhstan/Uzbekistan by sea and rail using the TSR and the Central Asian railway. The main items shipped to/from the ROK are goods for Korean companies that have invested in Central Asia⁵. The alternative route to Central Asia via China is called the TCR (Trans-China Railway), which connects the Chinese port of Lianyungang with Kazakhstan by means of the Chinese railway. This route is widely used for cargo from Japan since there are three journeys a week to Chinese ports, compared with two a month on the TSR, and the cost is competitive depending on the destination.
- 4) Russian Bilateral: This connects Japan/the ROK and Russian domestic destinations, transporting export/import cargo. Although this route may seem

¹ Customs clearance for 'transit' cargo takes one or two days, while bilateral cargo requires three to four days at Vostochny Port.

² Finnish stock points include Hamina, Kotka, Lappeenranta and Kouvola.

According to a Korean shipping company, the TSR route charges \$2,800/40f for westbound cargo from Busan to Finland, while the Deep Sea route costs \$2,100/40f. There are reports that the ocean fare of the Deep Sea route has declined to less than \$2,000/40f in 2002. In the case of eastbound cargo, the TSR route charges \$1,600/40f, while the Deep Sea route costs \$1,000/40f. The cost difference between East Asia and other destinations within Europe is even greater.

⁴ The Iran route is said to be more than \$1,500/TEU cheaper than the TSR route according to a Japanese forwarder.

⁵ Daewoo Motors has a motor plant in Tashkent, and LG Electronics has a TV plant in Almaty.

to have a monopoly on transport to/from Russia, there are, in fact, several alternative routes to Moscow and the Finland transit route is often used for shipments from East Asia to Moscow. On this route, export goods, such as electrical appliances from the ROK or Japan, are stored in bonded warehouses located at ports near the Russian border, and are shipped out when orders from Moscow are received and payment is confirmed, as mentioned before. These goods are distributed throughout the country, including the RFE. One of the reasons for choosing the Finland route is that import tariffs for goods imported via Finland are reportedly lower than for goods arriving via Far Eastern ports. According to reports from Korean forwarders, a form of smuggling is widely conducted at the Finnish-Russian border. The existence of user-friendly bonded warehouses in Finland is another reason. A further advantage is that the railway fare for transit cargo is set much lower than that for bilateral cargo. There are two routes competing with Finnish bonded warehouses: the TSR European transit route, and the Deep Sea route. The Far Eastern ports are used for cargo shipped to Finland via the TSR, although they are never used for that shipped via the Deep Sea route. This is an opportunity that is being missed.

3. The actual situation on the TSR route

According to data provided by VICS (Vostochny International Container Services), Vostochny Port handled 72,701 TEU in 2000, and 89,917 TEU in 2001, a 24% increase. Looking at the type of cargo, 54% was transit, 26% was Russian bilateral, 8% was bound for Central Asia, and 11% was empty containers. In 2001, cargo from the ROK accounted for the largest share (77%), experiencing an increase of 13% between 2000 and 2001. Chinese cargo was second (12%), outstripping Japan (11%) and recording a twelve-fold increase on the previous year. A route between China (Shanghai) and Vostochny opened in October 2000. Additionally, some Chinese cargo is transshipped at Busan and counted as Korean cargo. Most Chinese cargo seems to be shipped to Russia via Finland. It has been pointed out that such shipments are inefficient, since Chinese cargo tends to involve only one-way westbound shipments.

On the Japanese side, data from Mitsui O.S.K. Lines, which with FESCO has monopolized shipping services between Japanese and Russian ports, are available. According to this, more than 60,000 TEU of containers were shipped to/from Japan in 1992, the volume declined year by year, and in 2001 the volume was only 9,186 TEU, of which 30% were transit and 70% were bilateral shipments. The decline in transit cargo is particularly noticeable⁶.

As far as transit containers are concerned, the Trans-Siberian Intermodal Operators Association of Japan (TSIOAJ) holds data for a number of years⁷. According to the TSIOAJ data, transit volume has been declining since reaching the 110,683 TEU mark in 1983; the volume was only 2,238 TEU in 2001, representing only 2% of the peak period.

With regard to the composition of Japanese cargo, the major westbound transit items are electrical appliances, office machines and tires, while log houses form the main eastbound cargo. Major bilateral import cargo includes chemical goods and aluminum ingots, while auto parts form the main bilateral export cargo.

Following the decline in cargo volumes, the frequency of services between Japanese ports and Vostochny decreased from three times per month to twice monthly, beginning in January 2002. It should be noted that the Deep Sea service is available on an almost daily basis.

Korean usage of the TSR is flourishing, in distinct contrast to the Japanese case. TSR cargo to/from the ROK increased from approximately 25,000 TEU in 1991 to 83,000 TEU (a 3.3-fold increase) in 2001, according to the Hyundai Merchant Marine Co., Ltd. (HMM). In 2001, 49% of all cargo was transit and 51% was bilateral, according to a shipping company. In addition, 70% was westbound and 30% was eastbound. Therefore, dealing with empty containers is a problem, and many empty containers are returned by rail. Interestingly, 16% of transit cargo was from China. This was picked up at such Chinese ports as Tianjin, Dalian and Hong Kong by Korean forwarders and transshipped at Busan. The major consignors are Korean companies who have factories in China. Thanks to the large volume of shipments, marine shipments between ROK ports and RFE ports take place more than twice a week.

The main items shipped are various electrical appliances exported to Russia via Finland, chemical ingredients (resin for plastic) bound for Moscow and goods for Korean companies that have invested in Central Asia. Since there is less eastbound than westbound cargo, forwarders are making efforts to book eastbound cargo. For example, pulp from Finland, chemicals from Russia to China, and cotton from Central Asia are shipped as eastbound cargo.

The volume of Korean and Chinese cargo is growing, while that of Japanese cargo is declining. This difference can be attributed to several factors.

Firstly, the TSR route has lost its cost competitiveness as a route to Europe, because of the drastic reduction in the marine fares of the Deep Sea route that was facilitated by the introduction of huge, fast high-tech ships. In recent years, the TSR route has been more expensive than the Deep Sea route, even between Japan/the ROK and Finland. Japanese consignors are cost-sensitive and choose the Deep Sea route to Finland, while some of the Korean consignors try to ship faster using the TSR route and make a profit by collecting the proceeds quickly. Some Japanese forwarders complain that the Russian Railway does not provide containers for transit cargo, thus the fee for leasing the container has to be added to the total cost.

⁶ The figure includes Taiwanese cargo, which represents about 10~15% of bilateral shipments.

The data only include shipments by member companies, representing more than 95% of the total. These data are valuable in understanding long-range trends.

Secondly, following the dissolution of the Soviet Union, the TSR suffered security problems and unstable operating times due to weakened management functions. However, these operational problems have been solved as the political and economic situation has improved in Russia. Nevertheless, many Japanese consignors still perceive the TSR to be unreliable, even though Korean consignors have regained confidence in its reliability.

Thirdly, exports from Japan to Russia have decreased due to Japanese manufacturing companies relocating factories to such low-cost sites as China or Southeast Asian countries. In the case of electrical appliances for the Russian market, Korean products are more price-competitive than Japanese products. Chinese products may be even more competitive, even in the case of those manufactured at plants in which Japanese companies have invested. As a result, Japanese exports to Finland and thence to Russia have decreased, while Korean and Chinese exports have increased.

Fourthly, Korean forwarders are actively creating a favorable business environment for consignors where a faster service is available at a reasonable price. Frankly speaking, Japanese forwarders are passive about using the TSR route. Korean forwarders have taken such steps aimed at offering a reliable service to consignors as abolishing the monopoly in the marine transportation sector of the TSR route, providing their own containers, picking up Chinese cargo and obtaining volume discounts for railway fares. Korean shipping companies also provide their own containers and offer frequent shipping services.

4. Future issues concerning the TSR

Korean and Chinese use of the TSR appears to be very successful. However, there are issues to be tackled and some people are concerned about the future of the route. In fact, some Korean electric appliance makers believe that the ROK will have similar experiences to Japan.

Firstly, cost competition will become more severe on all four routes. In fact, business on the Afghanistan transit route declined sharply as the Iran route was developed. On the European transit route, if the fare for the Deep Sea route declines further once the plan to introduce even larger ships is implemented, more cargo may shift from the TSR to the Deep Sea route. The TSR route may be able to counter the increased competitiveness of the Deep Sea route by means of increased speed and punctual delivery as well as further cost reductions. In order to speed up the TSR, technological improvements will be necessary on the Russian side. One Japanese forwarder has said that, "The TSR could be used if it took only 2 weeks from Japan to Finland."

Secondly, it is expected that many Korean exporting companies will relocate their major plants to China or Southeast Asia, as Japanese companies have done. In that case, the quantity of Korean export goods will decrease. The Deep Sea route has competitive advantages over the TSR route from Southeast Asia and Southern China to Europe, including Finland.

Thirdly, the use and distribution of empty containers is a headache for forwarders and shipping companies because there is an imbalance between westbound and eastbound Korean and Chinese cargo and containers tend to accumulate in Europe. If this is not coordinated smoothly, forwarders' profits will be squeezed. According to a major Korean forwarder, of the 2,000 FEU (40f) handled in 2001, 500 to 600 FEU were empty containers. In fact, one Japanese forwarder that used to do business extensively using the TSR in the 1980s, eventually went bankrupt due to the poor positioning of a large number of its own containers. Japanese forwarders believe that the Russian Railway should provide a sufficient number of containers for transit cargo as well as bilateral cargo, in order to solve all these container-related problems. On the Deep Sea route, shipping companies provide their own containers.

Fourthly, the TSR route has scope for improving its service. Neither Korean forwarders nor consignors are fully satisfied with the Russian service with regard to such problems as a shortage of wagons, a seasonal shortage of containers supplied by the Russian Railway, and frequent changes of bilateral rail fare. Meanwhile, Japanese consignors complain about unstable delivery times on the TSR route. They require punctual delivery at specific times of day and say that, although Deep Sea shipments take time, their delivery is reliable.

5. How to tackle missing business while keeping existing business?

The business environment faced by the TSR routes will be quite tough. I will discuss the possibilities for expanding TSR business by developing new areas as well as improving current services.

One of the businesses missing in the RFE is transit cargo shipped from East Asia to Finland via the Deep Sea route. A vast quantity of electric appliances is shipped to such Finnish ports as Hamina and Kotka, where they await delivery to Russia, including the RFE. About half of them arrive in the RFE via a very long and convoluted Deep Sea route. Rather than being sent to Finnish ports, these goods should be imported to Far Eastern ports as bilateral cargo, whence they could be shipped throughout Russia. In order to bring this about, the Russian government must do something about the anomaly that makes customs clearance at the Finnish border easier and cheaper than at Far Eastern ports. RFE should make an appeal to Moscow to do something to normalize the situation. Under international standards, it is unusual for customs clearance costs to differ depending on the entry point, and the current situation could become a barrier to Russian entry into the WTO in the near future. This issue is well-known in Japan. Earlier this year, we had a chance to talk with Japanese traders located in Niigata regarding export business to Russia. They said that exporting electrical appliances to RFE is not competitive since the same product imported from Finland is cheaper.

If Korean and Japanese exports, currently stored in Finnish ports, are shipped using Far Eastern ports, both the TSR, ports and traders will gain enormous economic benefits. At the same time, the Far Eastern ports must establish user-friendly bonded warehouses for imported cargo, and the Russian Railway has to reduce railway fares for bilateral cargo.

Up to now, Russian interest has focused on transit use of the TSR. Contrary to the Russian view, the Japanese

transportation industry believes that the future role of the TSR will be in bilateral shipments between Northeast Asia and Russia. Given Russia's favorable economic situation, Russian imports from East Asia - both of industrial goods and consumer goods - could grow further.

Secondly, there may be opportunities for modernizing railway facilities and increasing speed on the TSR. Considering that the only strength of the TSR route over the Deep Sea route is its faster speed, capitalizing upon this and pursuing even greater speed will enable the TSR to be positioned as a mid-market option between the Deep Sea route and air transportation.

Thirdly, the cost of each element of inter-modal transportation should be lowered in order to minimize the cost disadvantages faced by the TSR route in comparison with its competitors. In the summer of 2001, new shipping companies began to enter the marine shipping market between Korean ports and Russian ports, due to initiatives undertaken by Korean forwarders. This demonstrates that costs could be reduced by encouraging competition among players in each section of inter-modal transportation.

Fourthly, the recovery of the route's image of reliability in Japan is essential. In order to boost confidence in the Russian Railway among Japanese cargo owners, it may be useful for forwarders and shipping companies to cooperate with their Russian partners in running a campaign promoting the TSR route. Specifically, this could take the form of undertaking trial shipments and applying special trial rates for a certain period.

Fifthly, those operating the TSR could learn from a similar multi-modal transportation system operated in North America, which has experienced success in the field of technology as well as management. One example is the strong initiative of marine shipping companies in the operation of the ALB (American Land Bridge). They also supply their own containers. This is quite different from the TSR, where forwarders conclude contracts with consignors, and containers are supplied by forwarders in most cases. Another example is that the ocean and land components of the ALB are efficiently connected. Once containers arrive at ports on the west coast, they are put on a container-dedicated train by the end of the day. This is made possible by the broad usage of information technology.

6. Future possibilities for connecting the TKR and the TSR

Since the historic North-South summit meeting held in 2000, the reconnection and revival of the Trans-Korean Railway (TKR) has been the focus of attention. Furthermore, the idea of connecting the TKR and the TSR to replace the current maritime shipment section between the ROK and the Russian Far East, thereby making rail transport from the ROK to Europe possible, is being promoted. I will discuss the possibility of connecting the TKR and the TSR and using this link for through transportation.

A collaborative effort between South and North Korea to link the railways along the west coast of the Korean Peninsula (Gyeongeui Line) is currently underway. Another possible future project is connecting the railways of the North and South along the east coast (Donghae

Line).

The Gyeongeui Line was once a trunk railway connecting Pyongyang, Seoul and Busan. Unfortunately, the railway was severed due to the division of the country, with about 12km of track disconnected on both sides of the DMZ. A road is due to be constructed along the Gyeongeui Line. Were the railway and the road to be completed, it should become quicker and easier to undertake mutual trade overland, rather than using marine transportation, as at present. In 2001, mutual trade amounted to about 700~900 thousand tons, and the marine shipment cost between Incheon and Nampo was \$800~850/TEU. If land transportation were realized, transportation costs could be cut.

In the second stage, the ROK and Northeast China will be linked overland, instead of shipping by sea via Dalian. How much cargo and how many passengers will use the land route will depend on its competitiveness in terms of time, cost and the complexity of procedures.

In the third stage, the Geongeui Line will be further extended to Russia and Europe. On this route, transshipment at the China-Russia border could reduce competitiveness, and the busy Chinese railway system could be a problem in the smooth running of block trains. Many people engaged in the Korean transportation business are skeptical about the possibility of the Gyeongeui Line being further extended to Russia and Europe.

The Donghae Line project, which is aimed at constructing a railroad along the east coast, is the focus of attention. This idea was included in the agreements concluded when President Kim Dae-Jung's special envoy Mr. Lim visited Pyongyang in April 2002. According to the Korean press, it is planned that the northern part (127km) and the central part (171km) will be constructed by 2010, completing the entire Donghae Line between Busan and the DMZ (502km). Only a short section (18km) needs to be built on DPRK territory. On this route, transshipment is needed between the DPRK and Russia due to the gauge difference.

If the TKR is constructed, there may be a possibility for the TKR to be used for shipments to Russia and Europe, replacing the marine shipments that take place at present. Some Korean forwarders expect the reconnected railway to be used for shipments to Europe or Central Asia.

However, at the same time, the shipping and port industries, particularly in Primorsky, feel the idea of the TKR to be a threat to their existing business. Some people think that the current shipping and port industry will die. At the same time some experts believe it will not be easy to ensure the economic competitiveness of the TKR-TSR route. The reason is that Korean export industries are located in the southern part of the ROK, near Busan. Export products will have to be shipped more than 500km to the TKR in the ROK before passing through Wonsan, Rajin and Khasan. The domestic railway tariff in the ROK is fairly expensive, and the DPRK may charge a transfer fee. Transshipment is also required. Given the reduction in the marine tariff between ROK ports and Russian ports, it is a question of whether the TKR is more competitive than the current marine route in terms of time and cost.

There will be accelerated competition between the

three alternative routes - the TKR and TSR combination, marine transportation combined with the TSR, and the Deep Sea route. It is hard to tell which route will provide the most economically attractive services. The ultimate advantage will be that the competition could end up providing users with faster and cheaper transportation routes.

7. Conclusions

 The biggest business opportunity that the RFE could take is switching detoured shipments from the route via Finland to one through a Far East port. If Korean, Chinese and Japanese exports, currently stocked in Finnish ports are shipped using Far East ports, the TSR as well as these ports will gain enormous economic benefits.

- 2) The business environment facing the TSR routes will become tougher in the future. It will be necessary further to strengthen competitiveness in terms of service and speed as well as cost.
- 3) Even if the TKR and TSR were connected, Primorsky ports could survive as long as they could provide a speedy, high quality service at a low cost to users.

(Presented in an International scientific and practical conference on *Trans-Siberian Railroad Role in Asia Pacific Countries Cooperation Development: Perspectives of Trans-Siberian and Trans-Korean Railroads Alliance* - 24th-25th of July, 2002 at Vladivostok)

会議報告!

シベリア鉄道の国際利用と朝鮮半島縦断 鉄道に関する学術会議

(2002年7月24-25日、ウラジオストク)

ERINA調查研究部主任研究員 辻久子

2002年8月23日、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の 金正日総書記がロシア極東を訪問し、ロシアのプーチン大 統領と会談した模様は全世界のメディアで報道された。両 首脳の会談の中で話し合われた主要な議題の一つが、朝鮮 半島縦断鉄道(TKR: Trans-Korean Railway)を再建し、 シベリア鉄道(TSR: Trans-Siberian Railway)に連結さ せるという構想であった。ロシア鉄道省は以前からシベリ ア鉄道の朝鮮半島への延長による貨物輸送の拡大に熱心で あり、昨年来ロシア鉄道省の技術者による事前調査が行わ れてきた。今回、朝口首脳会談でも鉄道連結プロジェクト が取り上げられ、国際社会で脚光を浴びている。

そのような期待を予感させる雰囲気の中、2002年7月24-25、ウラジオストクにおいて、極東大学の主催で、上記学術会議(Trans-Siberian Railroad Role in Asia Pacific Countries Cooperation Development: Perspectives of Trans-Siberian and Trans-Korean Railroads Alliance)が開催された。主な参加者は、ロシア鉄道省研究所や科学アカデミーなどのロシア側研究者、韓国学術振興財団および韓国の研究者、中国の研究者、日本の研究者、UNDP図們江開発事務局、欧州インフラニーズ評議会の代表などであった。当初、北朝鮮代表の参加も予定されていたが、事務局の話では、6月末に起った黄海銃撃戦を受けて北朝鮮側が参加を辞退した。日本からは私の他に藤本和貴夫・大阪経済法科大学教授が参加した。尚、会議の開催に当って韓国学術振興財団から資金提供があったとのことである。

会議では15の論文が発表され、最後にパネルディスカッションが行われた。発表論文は大まかに4つのカテゴリーに分けられる。一番目は鉄道連結の政治的背景と意義を評

価するものである。二番目はシベリア鉄道の現状分析と朝鮮半島縦貫鉄道との接続の可能性を技術的・経済的に分析するもので、今回中心となった。三番目はシベリア鉄道の歴史を紐解くものである。そして四番目は他の地域の例を紹介するものである。

一番目の鉄道連結の政治学的意義について韓国と中国の 代表が評価する立場を述べた。韓国代表は朝鮮半島の平和 と安定が何よりも望むところであり、南北鉄道連結は悲願 であると基本的立場を述べた。中国社会科学院の董暁陽氏 は冷戦期意向の北東アジアにおける国際政治状況を整理し た上で、北朝鮮はアメリカに対抗するために中国やロシア の協力が必要であると述べた。

二番目のTSRとTKRの現状と構想に関しては、先ず口シア鉄道省研究所のセルゲイ・シャパロフ氏がロシア鉄道省の立場を述べた。シャパロフ氏によると、TSRは技術的にも地政学的にも十分競争力がある。コンテナ・ブロックトレインは一日に約1,000km走行することができ、2001年3月に行われた試験運行では、ボストーチヌイからフィンランド国境のブスロフスカヤまでの9,880kmを211時間で走行した。また、料金についても、1997年以来、極東からベラルーシ国境までの区間のトランジット鉄道料金を20fコンテナ当たり\$287に据え置いているために、対Deep Seaルートでも競争力を有する筈である。ちなみに、ロシア鉄道省部分は全行程の90%の距離をカバーしているにも関わらず、鉄道料金は通し料金の20%にしか相当しない。

TKRとの接続に関しては幾つかのルートが考えられ、代替案を北朝鮮に提示してあるがまだ決定に至っていないとのことである。また、ロシアと朝鮮半島では軌道幅が違うため、二国間軌道を接続するのは単純ではない。ロシア鉄道省で考えられる3つの案'について検討した結果、朝鮮半島内は現在の標準軌を維持し、豆満江の朝口国境付近で積替えを行うのが一番効率的であるとの結論になった。北朝鮮国内の鉄道近代化後、時速60-80kmで走行することを目指している。ロシア側の計算では、北朝鮮の鉄道近代

¹ 3つの案とは、 北朝鮮の軌道幅をロシア広軌に変更する案、 標準軌と広軌が両方使用できる複合軌道を建設する案、 既存の軌道幅を維持 し国境で積替える案である。

² 南北が建設に合意した東海線は、日本海(東海)沿岸に沿って、北朝鮮側の元山~軍事境界線~韓国の江陵~三陟~浦項~釜山を結ぶものである。

化に要する費用は564億ルーブル以内でないと採算が取れない。TSR-TKR連結後は少なくとも年間に20万TEU以上のコンテナが通過すると仮定している。但し、ロシア鉄道省が想定する東海岸ルートは、ソウルから京義線ないしは京元線を利用して元山に至るもので、2002年8月に韓国と北朝鮮の協議で決定した東海線²とはルートが異なる。

次に、私がTSRの国際競争力について述べ、TSR貨物を 増加させるのにどのような方策があるかについて発表した (P48の英文論文を参照)。私の発表の論点は次のような内 容である。現在TSRを利用する国際コンテナ輸送はDeep Seaルートを始めとする代替ルートとの価格競争において 劣勢に立たされている。そこで、フィンランドの保税倉庫 までDeep Seaルートで運び、ロシアに輸入され、時には 極東まで運ばれる輸入貨物が少なくない。韓国、中国、日 本など東アジアで生産された製品が極東港湾ではなく、フ ィンランドからロシアに入るのはフィンランドルートを利 用すると関税が安くなるという特殊措置。によるところが 大きい。そこで、極東主導でフィンランドルートの例外的 措置を止めさせ、どの港湾からロシア国内に輸入しても関 税が同じになるようにすれば東アジアからの輸入品がウラ ジオストク・ボストーチヌイなどの極東港湾を利用するよ うになり、鉄道輸送量も増える筈だ。

また、TKRとTSRの連結については、現在、釜山からの海上貨物を扱っている極東港湾や船社がビジネスを失うとして反対している。しかし、もしTKR-TSRルートが実現すれば、既存の海上+TSRルートやDeep Seaルートとの競争が進み、結果としてサービスが向上し価格は下がると予想される。利用者は経済的ニーズに相応しいルートを選ぶことができるようになり、長い目で見て地域経済にとってプラスとなるであろうと述べた。

極東海洋研究所のヤロスラフ・セメニヒン氏は2つのTKR(京義線と東海岸ルート)を比較し、欧州まで伸びる場合を想定した場合の両ルートの利点と欠点を挙げた。京義線~中国東北ルートは短距離、平坦なコースでトンネルなどもないが、中国の瀋陽~ハルビン間が混雑しているという問題を抱える。一方、東海岸線~ロシア沿海地方ルートは距離的に遠いが、羅先経済貿易地帯を通るという利点が北朝鮮にあり、勿論ロシアにとって好ましい。しかし、北朝鮮国内の鉄道は単線で技術的にも多くの問題を抱えている。多くの鉄道は1931 - 1940年に敷設されたもので、例えば山岳地帯には97のトンネルがある。ロシアの専門家の

間では、北朝鮮鉄道近代化の費用は30億ドルと見られている。また、セメニヒン氏はロシアが北朝鮮鉄道の近代化やTKRに関心を寄せるのは、ロシアの威信を世界に誇示する意味もあると述べた。

その他数名のロシア研究者がTSRとTKRの連結を含む多くの夢を語った。例えば、サハリン~北海道を鉄道で結ぶ夢、日韓間の対馬海峡を鉄路で結ぶ夢、環日本海周回ループ状陸上路建設の夢、ベーリング海を結ぶ夢、北極海ルート建設の可能性、北東アジア送電網構想などを挙げた。彼等はこれらのプロジェクトが21世紀半ばまでは出来ないと言いながら、実現へ向けてのFSをやっているわけでもない。何人かのロシアの学者は単に可能性を挙げ、夢を食って生きているように思えた。荒唐無稽な話の羅列には退屈した

ロシアの学者の話を聞いていて感じたのはTSRに対する過大な評価である。シベリア鉄道は技術的にも素晴らしいし価格競争力もあるに違いないと信じて疑わない人が多い。そして、政府が打ち出した案には無条件に賛成するという体質があるようだ。多くの学者は競合するDeep Seaルートについて勉強不足の上、通し料金に関する調査は行っていない。情報源はロシア鉄道省や政府に限られており、外国の荷主やロシアのフォワーダーがTSRに対してどのような評価をしているかは知らない。ロシアの研究者が情報集めを目的として海外へ渡航することが困難なのか、それともソ連時代の教育を受けた人たちは民間企業の話を聞くという手法を知らないのかもしれない。

三番目のカテゴリーであるシベリア鉄道の歴史についての発表では、藤本和貴夫・大阪経済法科大学教授の発表が面白かった。歴史を紐解くと、1901年の東清鉄道の開通により、敦賀からウラジオストク経由でロンドン・パリまで15-17日で繋がった。海上ルートの場合は40日間を要していたので時間短縮になった。しかし主な利点はスエズ運河経由の60%という低価格運賃であった。この頃、敦賀~ウラジオストク間に週3便の配船サービスがあったという。一方、下関・門司から大連へも週3便就航していた。海上輸送華やかかりし時代の話である。

四番目のカテゴリーである他地域の紹介としては、まず、李伝勳・黒龍江省大学ロシア研究所所長が黒龍江省の輸送インフラ整備計画を紹介した。李氏によると、綏芬河~グロデコボ国境の通過能力を現在の年間300万トンから2007年までに700万トン、2020年までに1,500万トンへ増加させ

³ インボイスを書き換えるなど多くは違法行為。マフィアが介在しているという説もある。

^{*} 北朝鮮鉄道近代化の費用については諸説ある。ロシア鉄道省の推定として、3,320億ルーブル(170億ドル)という説(ダーリニボストーク通信468号、2002年8月26日)もある。

る予定である。1999年5月に開通した琿春~マハリノ鉄道についても2010までに年間150万トン、2020年までに300万トンに能力を増やす。TSR-TKR接続構想に関して中国は肯定的である。しかし、韓国~欧州を結ぶことを考えると京義線~中国経由の方が距離的に短いという利点がある。しかし中国国内の鉄道が混んでいるのが問題であると述べた。

欧州インフラニーズ協議会(TINA)のオットー・シュベッツ氏は欧州に設定した10本の輸送回廊の中でロシアまで伸びている第2回廊について説明した。また、輸送回廊とはマルチモダルで陸上輸送路のみならず海上輸送路も含めて考える必要があるとの概念を強調した。シュベッツ氏は発表の中で、自ら参加した北東アジア経済会議2002イン新潟に触れ、北東アジアでも輸送回廊の概念が生まれていることを評価した。

最後のパネルディスカッションでは朝鮮半島縦断鉄道のもたらす利点、建設をどのような方向で行うべきか、各国の協力はどうあるべきかなどについて意見を述べ合った。この中で私が強調したのは、短期的には北朝鮮の鉄道の補修と電力の安定供給が必要であること、長期的には南北統一を視野に入れて南北同一基準で建設する必要があること、京義線連結の経済効果は大きいが欧州まで運ばれる長距離貨物は少ないと予想されること、南北の政治的安定が重要であること、北朝鮮が資金を借りるためにADBや世銀のメンバーになる必要があることなどである。

この会議では極東大学スタッフのサポートにより、全論 文が英語とロシア語で配布され、英口同時通訳も立派な仕 事ぶりであった。さらに、夜のパーティーで披露された学 生達による歌と踊りのエンターテインメントが素晴らしかっ た。極東大学関係者に感謝したい。

第5回サハリン・フォーラム

ERINA所長 吉田 進

今回のサハリン・フォーラム(2002年8月19-20日)は、1997年10月に第1回会議を開催して以来、第5回目の開催である。このフォーラムは、サハリンとの対話・交流を強化・拡大し、日口間の懸案解決に寄与してきた。

今回ファルファトジノフ知事と会見した際、「安全保障問題研究会の活動は、日本でもロシアでも良く知られている。このフォーラムには、この研究会から有名な学者、経済界代表、社会活動家が参加している。権威あるこの組織との協力を今後とも大切にしていきたい」と発言した。フォーラムは軌道に乗り定着した。記者会見ではいち早く、「来

年の7-8月に東京近郊で第6回会議を開く」とロシア側の代表が発表した。

会議の準備段階で問題の一つとなったのはホテル問題である。ユジノサハリンスクで最高最大のホテルは、大陸貿易とSASCOが合弁でつくったサンタ・リゾートホテルである。しかし、このホテルはロシア側の乗っ取り事件にあって、最近、協議・解決をしたとはいえ、経営権を放棄せざるをえなかった。日本の代表団としてそこに泊まるべきかどうかという議論がなされた。この事件は日本人の心の中に、深刻な、簡単には消されない刻印を残した。

サハリンには160の日本の合弁会社がある。しかし実際 に稼動しているのは30数社である。日口関係の複雑さがこ こにも見られる。

サハリン大陸棚の石油・ガス開発は、1975年に開始されたが、1979年のソ連のアフガニスタン侵攻で中断した。その再開は、1991年4月のゴルバチョフ大統領の来日後である。その時期に「サハリン・」が誕生した。「サハリン・」と「サハリン・」のプロジェクトで250億ドルの投資が計画されている。さらに後続プロジェクトとしてサハリン・からまでが動きつつある。9・11事件の後、サハリン・プロジェクトのもつ重要性が増大した。

また、先行2プロジェクトのサハリン経済に対する貢献度も、より明確になってきた。2003年度のこれらプロジェクトから予算への歳入は、6,683万ドル、予算外基金への収入が2,828万ドルとなっている。パイプラインに用いられる大径鋼管と天然ガス液化装置の入札がまもなく始まろうとしている。サハリンは、大型プロジェクトの実施という観点から見ると、極東地方のどの州よりも先行し、恵まれている。

このようなサハリンと日本との関係を今後どう構築する かが、今回のシンポジウムの課題であった。

「サハリン・フォーラム2002」の第1日目は、ルカウェツ・サハリン州国際・対外経済・地域間関係委員会議長と佐瀬昌盛・安全保障問題研究会会長の挨拶に始まり、第1セッション「日本・サハリン関係発展の方途を探る 人的、文化的側面」、第2セッション「日本・サハリン関係発展の方途を探る - 経済的側面」の討議が行われた。

第2日目は第3セッション「日本・サハリン関係発展の 方途を探る 支持的側面」と、最後に記者会見が行われた。 今回の政治論議で、ロシア側の若干の学者の主張は、極 めて異端と思えるものであった。

例えば、

第2次世界大戦の結果、ソ連は勝利し、日本は無条件降伏したので、領土問題に関し日本は口出しする

権利は無い。

領土問題について、第2次世界大戦の結果は変更できない。

1956年の日口共同宣言は、国際条約ではない。これは破棄が可能である。

ロシアはソ連邦の国際的な約束を継承したとされているが、ロシア連邦は日口共同宣言を承認していない。

これらの論点は、昨年秋のサハリン議会の公聴会、今年3月のモスクワにおける下院の公聴会で出された論点と同一である。また前回沖縄で行われたフォーラムでポノマリョフ州議会議員が述べた内容とも共通する。

彼らは、まず北方4島が一貫して日本の領土であったことに対する認識が無い。彼らの論点には、戦後50年の歴史認識が無い。戦後の領土の変化は、ロシアのクリミヤ半島のウクライナへの譲渡、東ドイツの西ドイツとの併合、中口間の国境画定等に見られる。

一般論でいうならば、「宣言」は「国際条約」よりランクが一段低い。しかし、日口共同宣言の果たしてきた役割・すなわち、今日まで構築されてきた日口関係のすべての法的な基盤が共同宣言である・ことを認めるならば、同宣言は実質的には国際条約である。

継承性の問題について触れるならば、ロシアはソ連邦の 国際条約すべてを継承し、それを対外的に宣告したのであっ て、例外をつくる法的根拠は無い。

これらの論点の特徴は、いかにして56年宣言を否定するかにある。56年宣言を認めることは、平和条約締結後、歯舞群島・色丹島を返還することを認めることになる。1956年に平和条約が締結できず、共同宣言になった理由は、明らかに国後・択捉両島の返還問題が合意に至らなかったからである。彼らは、この歴史的事実が双方の論議の出発点になることを望んでいない。彼らは、プーチン大統領が56年宣言を「認めた」ことさえ否定しようとしている。

日本の有名な学者が指摘したことだが、ロシアの一部の学者は、第3者の意見、アンケートの結果などを紹介するだけで、自己の見解を述べない。大勢に従うのが望ましい、異なった見解を述べると「村八分」にされるなど過去の経験からそれが身についている人が多い。それはまた、上部の決定があればそれに従うという習性も備えているので、悲観すべきものではない。あるロシアの経済専門家がいうには、これらの現象と手を切るにはまだ10年かかるという。

今回、ピース・ボートの北方領土訪問についても討議したが、双方の見解が著しく異なった。

討議の過程で意見の相違はかなり多かったが、お互いの 対話は続けよう、お互いの意見に耳を傾けようという基本 的姿勢はお互いに身についてきた。今後ともこれを基礎と して、各分野の諸課題について討議を重ねることが重要で あろう。

以下は、私のサハリン・フォーラムにおける発言である。

1. 最近のロシアの対外経済政策

(1)アメリカとの関係

9・11の事件の後、反国際テロを通じて軍事、情報面でのアメリカとの協力が強化されている。中央アジアにアメリカの軍事基地を設置する動きにも、反国際テロ撲滅の立場からロシアは同意をあたえた。ブッシュ大統領の訪ロにより、核弾道弾に関する話し合いと並行して、5月24日にはエネルギーに関する共同声明が出された。

ロシアのルクオイル社は、ムルマンスクまでの1,500km のアメリカ向け原油輸送のパイプライン敷設計画を発表した。バレンツ海には8万トンタンカーの積み出し基地を建設する。

7月4日にはユーコス社がヒューストンへ24万トンのロシア原油を運び込むのに成功した。ホドルコフスキー会長は、年間4,000万トンの原油が供給可能という。アメリカにとっては、もしイラクを攻撃した後、中東からの石油供給が中断しても心配はなくなった。

(2)中国との関係

中国との関係は、反国際テロの分野で上海協力機構が中心となっている。最近の出来事としてインドが参加を求めている。経済関係では、先端技術、兵器、エネルギーの対中輸出、家電製品、繊維・軽工業製品の対口輸出という関係が成り立っている。

中国のエネルギー不足に関連して、ロシアは欧米諸国と共に新疆から上海までの「西気東運」プロジェクトに参加した。さらにロ中国家間では、アンガルスクから大慶まで2,247kmのパイプライン(17億ドル)を建設し、2005年から2,000万トン、2010年には3,000万トンの原油を中国に供給する協定を締結した。さらにユーコスとトランスネフチは、アンガルスクから沿海州までのアジア太平洋諸国向けのパイプラインを建設すると発表した。

(3)朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との関係

北朝鮮は趙昌徳副総理を団長とする経済代表団を極東地域に派遣し、沿海州からの電力供給、木材の伐採、物資の交流等について意見交換を行った。また南北鉄道を連結し、シベリア鉄道へつなげる。

2. サハリンにおける日口協力の発展

(1)大陸棚石油・ガスプロジェクト

このプロジェクトに対する2000年までの投資は約12億ドルで、そのうち日本の投資は3億ドル以上となっている。全体の投資として250億ドルが予定され、2002年の投資は、「サハリン - 」で7億2,500万ドル、「サハリン - 」で5億1,000万ドルを計上している。今年の10月にパイプラインのテンダーが行われ、その後建設が始まるので、サハリン地元に対する貢献度は大きくなる。2003年度のプロジェクトから予算への歳入は6,683万ドルで、連邦予算へ2,033万ドル、州の予算へ1,822万ドル、州の予算外基金へ2,828万ドル入る'。一方で付加価値税の返還も始まっている。

ここで思い起こしたいのは、1975年1月28日に、サハリン石油ガス開発に関する基本協定が日ソ間で結ばれたことである。すべてはここから始まった。

(2)縣案の解決

サンタ・リゾートホテルについては双方の合意で大陸側の株式をSASCO側に委譲し、一応の解決を見た。しかし、原因はSASCO側が最高裁判所の判決を遵守せず、共同経営者である大陸貿易の経営者がホテル内で職務につく環境を排除したことにある。また行政府は立法機関の問題として一貫して関与しなかった。その結果、大陸側は、もはや共同経営の継続は不可能であると判断して株式を譲渡した。この事件は、1998年7月に発生し、2002年の春まで裁判所での論争が4年近く続いた。大陸は勝訴したにもかかわらず、結果として総投資額の1/4しか回収できなかった。このことは、第三者である一般国民には納得がいかない。

漁業の問題では、日口双方の合意に基づき、貨物税関申告書をもたないもの、あるいは偽造書をもったものについては輸入を許可しないという処置をとったので、一時は混乱したものの、現在では秩序ある形が整えられている。その結果、日本の通関統計の輸入が10 - 13億ドル、それに対してロシアの輸出統計が2 - 3億ドルという、ロシア税関に申告しない脱税行為は防止されるようになった。しかし実施の過程で、魚介類の鮮度の劣化、急激な輸入減少による地元業者への打撃など調整を要する問題も生まれている。7月に訪日した警察・治安機関の代表団と日本側との会談は漁業問題にも及び、今後の協力強化が話し合われた。

(3)日本との中小企業の協力

上記警察・治安機関の代表団に経済発展省サハリン代表が含まれており、外務省、経済産業省と会談した際、サハリンと北海道の中小企業の取引促進が話し合われた。とくに対象として製材、紙パ、石炭、ピート、魚介類の加工が提案された。これらは、北海道庁とサハリン州の協力協定の中でも提起されている。

日本の国際協力銀行とロシアの外国貿易銀行の間で80億円の2-ステップローンの協定ができた。民間からは、東京三菱銀行、北洋銀行、みちのく銀行が参加している。この運用の活発化、実施過程で生じてくる問題、例えば、ロシア側における金利の問題、中古機械の扱いの保証問題などを解決していく必要がある。

(4)医療センター創設の提案

中山太郎元外務大臣を会長とする日露医学医療交流財団が1992年に設立され、毎年学術シンポジウムを開くなど日口間の医学交流に大きな役割を果たしてきた。シベリア・極東でもアムール、チタ、ウラジオストク、イルクーツク、ケメロヴォ、ノボシビルスク、クラスノヤルスク、ヤクーチア、ハバロフスクの医学アカデミーや大学との交流を行っている。

1999年に日本で開かれた「第7回日露医学医療国際シンポジウム」にはサハリン州病院の代表も参加した。サハリンと北海道の医療交流は、コースチャ君などを通して有名である。財団は、ユジノサハリンスクに内視鏡センターを設立するよう提案している。それを中心に、日本とサハリンの医療交流を一層発展させたいと考えている。

(5)北東アジア経済会議について

新潟における北東アジア経済会議は今年で13回目を迎えた。この会議には、ロシア極東地区、中国東北3省と内モンゴル自治区、モンゴル共和国、韓国、北朝鮮、アメリカ東西センター、国連のUNDPが参加している。ロシアからは、ハバロフスク、沿海州が参加しているが、サハリン州の参加を歓迎する。来年6月に新潟で開かれる。討議されるテーマは、輸送回廊、環境保護、貿易と投資、金融制度のあり方、多国間協力などである。事務局はERINAなので関係者はHPを見ていただきたい。

^{&#}x27; この内訳は、「サハリン - 」プロジェクトからロイヤルテイ1,037万ドル、ルニー鉱区のボーナス2,000万ドルを含む4,637万ドル、「サハリン - 」 プロジェクトからはサハリン発展基金2,000万ドル、地質調査権利代460,800ドルを含む2,046万ドル。

北東アジア動向分析

モンゴル

安定するマクロ経済

2002年6月の消費者物価指数は対前年末で3.9%上昇、対前月比0.3%下落した。前年同期と比べると、1.1%低い水準である。外国為替市場は比較的安定しており、6月末時点で1ドル1,105トグリクであった。6月末現在の登録失業者数は3万6千人で、前年同時期に比べて11.5%、人数で5千人弱減少した。

2002年の上半期の政府歳入総額は1,877億トグリク、歳出総額は2,331億トグリクであった。財政赤字は454億トグリクに達したが、その2/3は政府対外借入の返済分、残り1/3は財・サービス調達等の歳出額の対前年同期増加分に相当する。歳入は前年同期比で1.3%増加した。内訳では、所得税が17.0%、物品税が0.1%、関税が7.9%増加したのに対し、付加価値税は22.6%減少した。

以上のように、インフレ率と失業者数は低下している。 また、為替変動も比較的落ち着いている。しかし、このマクロ安定を維持するためには、貿易赤字と財政赤字を縮小させるための中長期的な特別プログラムが必要であろう。

赤字が続く貿易

鉱業や畜産業からの原料や半加工品がモンゴルの輸出の太宗を占めているため、モンゴルの輸出動向は外的要因、特にこれらの産品の国際市場価格の変動を大きく受ける。2002年上半期の貿易赤字額は前年同期の1.7倍に膨れ上がった。最大の要因は、国際市場における銅精鉱の価格低下(前年同期の20.3%安)で、輸出額は1,640万ドル(輸出総額の10%)減少した。繊維及び繊維製品の輸出は1,500万ドル減少したが、一方で皮革・毛皮及びその加工品の輸出は690万ドル、動物性製品の輸出は380万ドル増加した。

北東アジア諸国は、引き続きモンゴルの主要貿易相手国であり、貿易総額の76.9%を占めた。しかし、2,540万ドルの黒字となった対中国を除けば、8,930万ドルの赤字となっ

た対ロシアを筆頭に、他の各国に対しても赤字であった。

活発な生産活動

2002年上半期の総産業生産額は前年同期比12.1%増となっ た。この間の製造業、鉱業生産の伸びは、それぞれ36.5%、 3.0%であった。製造業の生産増には、繊維・アパレル産業 の合弁企業設立が寄与している。モンゴルでは、2000年に 294社(資本金総額9.060万ドル)の合弁企業が登録された が、2001年には353社(1億2,530万ドル)に増加した。な お、1990-2000年の対モンゴル投資の総額は、4億8,000万ド ルで、中国(全体の28%) 韓国(11%) 日本(10%) アメリカ(7%)及びロシア(6%)が主な投資国である。 しかし、中国のWTO加盟に関連し、米国等が設けていた 中国からの繊維製品に対する輸入クォータ制が廃止される 見込のため、「クォータ枠外」という比較優位を失うモン ゴルでの今後の生産増はあまり期待できない。原油生産は 4.1倍となり、7万1.700バレルに達した。金採掘は前年同期 比13.3%増であった。同期間の発電電力量は12億3.720万 KWhで、前年同期比3.2%増であったが、電力輸入量も同 28.5%と大幅に増加し、1億550万KWhを記録した。

2002年7月1日時点の作付面積は26万3千haで、前年同期比で32.4%増加した。しかし、異常猛暑と降水不足で目標収穫量は達成できない見込である。さらに、小麦粉の輸入が25.9%(重量ベース)増加し、小麦の輸入が減少したことから、製粉業は大きな打撃を受けている。

2002年上半期の鉄道輸送貨物量は570万トンで、前年同期比16.3%増であった。このうち、国内貨物が56.8%、トランジット27.3%、輸出6.7%、輸入9.1%であった。トランジット貨物(48.2%)及び輸入貨物(38.2%)の増加は政府のトランジット貨物誘致策の成果であるといえよう。

(ERINA調査研究部客員研究員 ダシュナム・ナチン)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	01年1-6月	02年1-3月	02年1-6月
鉱工業生産額(前年同期比:%)	4.4	3.2	1.3	2.4	11.8	5.3	10.6	12.1
消費者物価上昇率 (対前年末比:%)	20.5	6.0	10.0	8.1	11.2	13.5	0.6	3.9
国内鉄道貨物輸送(百万トンキロ)	2,554.2	2,815.3	3,491.7	4,282.5	5,287.9	2,567.0	1,594.9	3,171.6
失業者(千人)	63.7	49.8	39.8	38.6	40.3	40.8	40.4	36.1
対ドル為替レート(トグリク、期末)	813.2	902.0	1,072.4	1,097.0	1,102.0	1,097.0	1,104.0	1,105.0
貿易収支(百万USドル)	16.8	158.1	154.5	148.4	169.6	82.0	44.3	140.9
輸出(百万US ドル)	451.5	345.2	358.3	466.1	385.2	197.0	70.6	161.2
輸入(百万USドル)	468.3	503.3	512.8	614.5	554.8	279.0	114.9	302.1
国家財政収支 (十億トグリグ)	65.1	102.1	98.2	69.7	45.5	2.0	13.2	45.4
成畜死亡数(100万頭)	0.6	0.7	0.8	3.5	4.7	4.2	1.8	2.7

(注)失業者数は期末値。消費者物価上昇率は各年12月末、2002年は期末値。貨物輸送、財政収支は年初からの累積値。 (出所)モンゴル国家統計局「モンゴル統計年鑑2001」、「モンゴル統計月報」

ロシア(極東)

2002年1 - 7月のロシア極東経済

2002年 1 - 7月の極東の鉱工業生産成長率は 0.8%であった。7つの連邦管区の中でマイナス成長を記録したのは極東のみである。ただし、個別には非常に高い伸び率の地方もある。例えば、ハバロフスク地方及びチュコト自治管区は、鉱工業生産伸び率でサンクトペテルブルグ(25.9%)及びアギン・ブリャート自治管区(25.3%)に次ぎ、それぞれ全国第3位(24.6%)及び4位(22.5%)を占めている。しかし、鉱工業生産の地域総額の約50%を占めるサハ共和国、アムール州、カムチャッカ州及びサハリン州で生産が落ち込んだため、地域全体の計数は悪化した。

ハバロフスク地方で目立って生産が増加したのは、クレーン(橋型)(146.2%)、製材(133.1%)、用材(120.3%)、コンクリート建材(115.8%)、石油一次加工品(114.7%)などである。チュコト自治管区では、牛乳製品が157.0%、石炭の生産が156.4%増加し、鉱工業生産増に大きく貢献した。また、ユダヤ自治州及びマガダン州でも伸び率がロシア平均レベルを大きく上回った。逆に、カムチャッカ州では、乳製品生産の0.4%増以外、殆どの主要製品の生産が減少し、鉱工業生産は15.0%落ち込んだ。

小売売上高の動向は、極東全体ではロシア平均とほぼ同じであるが、ユダヤ自治州、サハリン州、チュコト自治管区及びサハ共和国では上回っている。と同時に、多くの地方ではロシア平均より高いインフレ率を記録した。実質貨幣収入は、アムール州、マガダン州及びチュコト自治管区で減少したのに対し、残りの地方ではロシア全体より高い成長があり、極東全体の伸び率はロシアのそれを上回った。

プーチン大統領の極東訪問

8月23日~28日にプーチン大統領は沿海地方を訪問し、

極東の社会経済発展の問題に関する会議への出席、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の金正日総書記との首脳会談、沿海地方南部の港湾の視察などの日程をこなした。

地域発展の問題を討議した会議で、大統領は、国土の約40%を占める極東地域の発展が他地域に比べて遅れており、地域経済を活性化し、国内・国際経済への統合を進めることが国の戦略的課題であると指摘した。朝鮮半島縦断鉄道の建設についても触れ、ロシアが参加しないと中国経由のルートが先行する恐れがありため、このプロジェクトを急いで実現する必要があると強調した。

口朝会談で両国の指導者は、長い歴史を有する口朝友好協力関係を更に発展させる決意を再度表明した。老朽化した北朝鮮国内の産業設備の近代化や、ロシア極東への北朝鮮労働者の派遣、ロシアから北朝鮮への電力供給などを含む両国の経済協力の問題が取り上げられた。

また、朝鮮半島縦断鉄道とシベリア鉄道を利用した一貫輸送に関する構想が集中的に議論された。大統領は、この計画に本格的に取り組んで、北朝鮮の鉄道網整備などに協力していく考えを示した。現在シベリア鉄道の稼動率は低いが、南北鉄道の接続により、これを高めることができると考えられている。

一方、通過貨物、特に中国の貨物を取り扱う港湾能力の向上が必要であるという声があり、25日にプーチン大統領はザルビノ港及びポシェット港を視察した。極東海運研究所が作成したザルビノ港ターミナル建設計画は、地理的優位性及び沿海地方南部のインフラの効率活用を可能にするものである。大統領は、この計画を高く評価し、輸送インフラの積極的整備の必要性を強調した。

その他に、プーチン大統領は沿海地方漁業、マスメディア、太平洋海軍司令部などの代表者との会談を行い、それぞれの問題を協議した。

(ERINA調査研究部研究員 ドミトリー・セルガチョフ)

(%)

	鉱工業生産	小売売上高	消費者物価	実質貨幣収入	登録失業者	参考:地域総鉱工業生産
	(2002年1 - 7月)	(2002年1 - 7月)	(2002年7月)	(2002年6月)	(2002年6月)	(2002年1 - 7月)
	[前年同期比]	[前年同期比]	[対前年12月比]	[前年同月比]	[前年同月比]	[対全国比(対全地域比)]
サハ共和国	0.5	17.4	8.9	15.7	1.6	1.25 (28.41)
沿海地方	1.1	6.4	6.9	19.0	58.6	0.74 (16.74)
ハパロフスク地方	24.6	4.9	12.1	6.5	1.9	1.25 (28.42)
アムール州	3.4	2.6	7.7	8.4	19.2	0.22 (4.98)
カムチャッカ州	15.0	1.7	12.1	8.9	41.3	0.28 (6.42)
マガダン州	12.9	5.4	10.5	1.8	1.7	0.23 (5.11)
サハリン州	8.6	21.3	10.9	8.2	14.3	0.36 (8.21)
ユダヤ自治州	14.1	21.4	11.9	15.3	18.2	0.03 (0.60)
チュコト自治管区	22.5	17.8	23.5	5.6	33.3	0.05 (1.13)
極東	0.8	8.9	9.7	10.3	19.8	4.41 (100.00)
ロシア連邦	3.9	8.7	9.8	4.0	20.1	100.00

(出所)ロシア国家統計委員会、「ロシアの社会経済状況」月報、7号、2001年、7号、2002年

中国(東北三省)

2002年上半期も三省は高成長、しかし二省の貿易は赤字

2002年上半期の中国経済は7.6%成長となり、GDPの低下傾向に歯止めがかかってきた。輸出の回復だけでなく、内需の拡大も一因である。特に不動産開発や設備更新投資を中心とした固定資産投資が高い伸びを示している。

一方、2002年上半期の東北三省のGDP成長率は、いずれ も全国平均を上回る高い水準となった。しかし、吉林省、 黒龍江省の貿易収支が赤字となっている上、遼寧省、吉林 省の輸出が前年比マイナスになるなど、経済成長の足を引っ 張る要素もある。

遼寧省の上半期の経済成長の特徴は第三次産業のGDP比率が42.2%に達したことである(全国平均は34.7%)。遼寧省の経済は長年にわたって工業中心であったが、経済の成熟に伴い、近年は第三次産業が急速に発達し経済成長の牽引役となっている。また貿易に関しては、遼寧省の貿易の大部分を担う大連市の上半期輸出入収支が6.6億ドルの黒字、輸出伸び率は1.0%、輸入伸び率は0.1%となっており、特にアジア、北米向けの外資系企業による加工貿易が伸び悩んでいる。

吉林省は、工業投資、消費需要が好調な上、財政収支や金融貸出しの情勢も良好なため、9.1%というGDP成長率を記録した。鉱工業生産伸び率は全国9位であった。軽工業生産の1-7月伸び率が12.0%であったのに対し、重工業生産の1-7月伸び率は17.1%であった。中でも、第一汽車グループの生産高は上半期45%増(前年同期比)であった。また、出稼ぎ労働などにより農民の現金収入も上半期は19.2%増加(前年同期比)し、農業投資や農家の消費が増えた。しかしその一方で、輸出減少、外国直接投資受入れ額の大幅減少(1-7月前年同期比 48.3%)、物価低迷(1-7月前年同期比 0.6%)など、経済成長を制約しかねない問題も生じている。

黒龍江省も9.7%という高い成長率になった。主な要因は、消費需要が伸びていることと、対ロシア国境貿易が拡

大していること(上半期前年同期比21.8%)である。消費の動向を示す社会消費品小売総額伸び率は、農村部の8.7%に対し、都市部が10.9%となっている。消費拡大の要因は、収入増加と"假日経済"(休日の消費活動)の拡大である。貿易に関しては、三省の中で唯一輸出入総額が大幅に増加している(上半期輸出入総額前年同期比:遼寧省0.1%、吉林省1.4%、黒龍江省24.9%)。また吉林省と対照的に、上半期の外国直接投資受入れ額が前年同期比9.8%増となっている。観光業も成長著しく、上半期の国内からの旅行者は前年同期比12%増、国外からの旅行者も前年同期比12%増、そのうち国別で最大のロシアからの旅行者は前年同期比13.5%増となっている。

"海帰派"

去る6月、海外の人材確保と創業投資促進を目的とする「海外学子創業活動週間」が大連で開催され、28の国と地域から中国人留学生や留学経験者約1,100名が参加した。 遼寧省をはじめ吉林省、黒龍江省の企業等も多く参加し、期間中、企業採用契約や海外企業との合作契約が結ばれる 等多くの成果をあげた。

このように、海外で留学を終え、経験を積み帰国した中国の学者や企業家は、「海帰派(海外帰国派)」と呼ばれ、彼らによる起業が各地で脚光を浴びている。国家人事部の調査によると、改革開放以来約38万人が海外に留学し、これまでに約14万人が帰国。国内に60以上の「海帰派」創業パークが設けられた。既に4,000社余りが創業し、それらの生産額は昨年100億人民元を超えた。北京の中関村では、上半期毎日平均2社の「海帰派」企業が誕生している。各地の政府は、優秀な人材の獲得に向け、優遇政策の整備や海外で交流会を開催する等、「海帰派」の争奪合戦が繰り広げられている。

経済、科学技術が急速に発展する中、海外で先進技術を 学び国際感覚を持ち合わせた「海帰派」の優れた才能は、 国家の財産として注目され、これからの中国経済を担う大 きな原動力として益々期待が高まっている。東北三省でも 重要な存在になってきている。

(ERINA調査研究部研究員 滝沢数義、同 加藤久美子)

2000年						200	1年		2002年1-3月				2002年1-6月				
		中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江	中国	遼寧	吉林	黒龍江
GDP成長率	%	8.0	8.9	9.0	8.1	7.3	9.0	9.3	9.3	7.6	-	-	9.9	7.8	9.2	9.1	9.7
鉱工業生産伸び率	%	9.9	9.9	13.8	10.0	8.9	10.8	15.1	9.5	10.9	9.6	13.6	11.0	11.7	11.4	16.1	10.9
固定資産投資伸び率	%	9.3	13.2	16.9	7.6	12.1	11.9	15.8	14.3	26.1	8.1	2.3	3.9	24.4	13.5	37.9	8.2
社会消費品小売額伸び率	%	11.4	10.7	10.5	7.7	10.1	10.1	11.8	9.6	8.4	-	-	10.5	8.6	-	10.7	10.2
輸出入収支	億ドル	241.0	26.8	0.7	0.9	226.0	23.1	2.1	1.6	72.5	2.9	1.1	1.6	134.1	9.5	1.9	3.2
輸出伸び率	%	27.8	32.3	21.8	23.7	6.8	2.4	16.3	15.4	9.9	13.5	17.6	0.2	14.1	0.7	4.5	17.6
輸入伸び率	%	35.8	47.8	9.6	52.7	8.2	7.7	27.1	11.1	5.2	5.5	17.0	20.4	10.4	0.6	6.6	30.6

(注)前年同期比

(出所)中国国家統計局、各省統計局、対外貿易経済合作部

韓国

マクロ経済動向

8月に発表された2002年第2四半期のGDP成長率は、季節調整値で前期比1.4%の伸びを記録したが、第1四半期の同1.9%からは若干低下した。需要項目別に見ると、最終消費支出は前期比1.7%と成長を続けたが、固定資本形成は前期比1.6%とマイナスに転じ、対照的な動きとなった。

製造業生産指数の前年同月比伸び率の推移を見ると、5月は7.8%、その後6月には5.4%と落ちた後、7月には9.0%と上昇している。失業率は7月に季節調整値で3.0%となっており、年初以来3%前後の水準で安定している。

物価は景気拡大に伴う上昇圧力があるものの、為替レートのウォン高の動きもあり、7月時点で、消費者物価が前年同月比上昇率2.1%、生産者物価が同0.9%と、落ち着いた動きを示している。

今後の展望

政府系研究機関である韓国開発研究院(KDI)が7月に公表した経済予測では、2002年のGDP成長率を6.1%としている。この予測値は第2四半期の実績値の公表前のものであるが、KDIの担当者に対するインタビューによれば、現在も基本的にこうした見方を維持しているとのことである。他機関の予測値もほぼ同様であり、韓国経済が今年中拡大をつづけるという見方はコンセンサスといえよう。

しかし、来年以降については楽観できない要素がいくつか指摘できる。米国経済のスローダウンはすでに明確となり、韓国経済は内需主導によって景気拡大を持続している状況といえる。その両輪は消費と投資であるが、上記のよ

うに固定資本投資は既に第2四半期にマイナスとなっており、消費が単独で景気を支える構図となっている。

消費支出の伸びの背景の一つには不動産価格、特にソウル首都圏におけるマンション価格の上昇がある。家計の保有する資産価格の上昇は、資産効果を通じて消費を拡大させる。日本のバブル経済期や近年の米国経済においても見られた現象である。このマンション価格が、既にバブルの域に入っているという見方が強まってきている。

97年の通貨危機以降、韓国企業は自由化された金融市場を通じ、直接金融によって資金調達を行う比率を高めた。このため韓国の商業銀行は住宅ローン等の家計向け融資を拡大してきた。これは家計の住宅の取得を容易とし、マンション価格上昇の背景となった。韓国では既にクレジットカードの借り入れによる個人破産が増加しており、家計の過剰債務が懸念される状況にある。こうした中でマンション価格が暴落するような事態がおこれば、消費が低迷するだけではなく、銀行部門が多くの不良債権を抱える危険がある。

これに対応する政策として、韓国銀行(中央銀行)による金融引き締めの必要性が論じられているが、年末に大統領選挙を控えて現政権は利上げに消極的である。田允喆・副首相兼財政経済相は、9月8日に金利引き上げの効果を否定する発言をしている。一方で政府は、不動産の譲渡所得に対する課税の強化、不動産保有税率の引き上げなどの税制措置によって不動産価格の安定化を図るとしている。

このように来年以降の韓国経済は、バブル含みのマンション価格の動向によって大きく左右される状況といえる。景気の軟着陸に向けた、適切なマクロ経済政策運営が望まれる。

(ERINA調査研究部研究主任 中島朋義)

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	01年7-9月	10-12 月	02年1-3月	4-6 月	2002年5月	6月	7月
国内総生産(%)	5.0	6.7	10.9	9.3	3.0	1.3	1.6	1.9	1.4	-	-	-
最終消費支出(%)	3.2	9.8	9.4	6.7	3.7	0.8	1.8	2.6	1.7	-	-	-
固定資本形成(%)	2.2	21.2	3.7	11.4	1.7	0.0	3.3	4.4	1.6	-	-	-
製造業生産指数(%)	4.5	6.6	25.0	17.1	1.5	2.2	2.0	3.7	6.8	7.8	5.4	9.0
失業率(%)	2.6	6.8	6.3	4.1	3.7	3.5	3.4	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0
貿易収支(百万USドル)	3,179	41,627	28,371	16,872	13,392	2,985	2,173	3,265	4,396	1,489	1,774	933
輸出(百万USドル)	136,164	132,313	143,686	172,268	150,439	35,606	36,350	35,673	40,298	14,182	12,929	13,598
輸入(百万USドル)	144,616	93,282	119,752	160,481	141,098	34,155	34,158	33,710	37,162	12,690	11,922	12,945
為替レート (ウォン/USドル)	951	1,399	1,190	1,131	1,291	1,294	1,293	1,320	1,270	1,266	1,224	1,185
生産者物価(%)	3.9	12.2	2.1	2.0	1.9	2.0	0.0	0.2	1.2	1.5	1.2	0.9
消費者物価(%)	4.4	7.5	0.8	2.3	4.1	4.2	3.3	2.5	2.7	3.0	2.6	2.1
株価指数 (1980.1.4=100)	655	406	807	734	573	542	598	793	840	842	784	754

(注)失業率は水準、製造業生産指数、生産者物価、消費者物価は前年同期比伸び率、その他のパーセンテージ表示系列は前期比伸び率 国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、生業率は季節調整値

国内総生産、最終消費支出、固定資本形成、失業率は季節調整値 生産者物価は1995年基準、消費者物価は2000年基準

貿易収支はIMF方式、輸出人は通関ペース (出所)韓国銀行、国家統計庁他

朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)

北朝鮮で価格、為替レートの大幅な変更行われる

北朝鮮では7月から、物価および賃金の大幅な変更が行われている。これについては、すでに様々な報道がなされているが、ERINAがこれまでに北朝鮮の関係者から得た情報をお伝えしたい。

これまで国家が1キロ当たり80チョン(1ウォン=100チョン)で農家から購入し、同8チョンで国民に販売していた米の価格が、それぞれ40ウォン、44ウォンに変更された。米の価格を基本にして、他の消費財の基準価格が設定された'。これまで10チョンであった電車、地下鉄の運賃も20倍の2ウォンに変更された。

賃金についても、「能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」社会主義分配原則に基づき、炭坑など骨の折れる労働をする労働者には高く、事務員などは安くする原則で賃金が変更された。また、技術者や研究者などもその専門の程度、職位に応じて賃金に差が出るように変更された。

また、為替レートは、以前は 1 米ドル = 約2.4ウォンであったものが、 1 米ドル = 150ウォンに変更された²。ただし、このレート変動によって、これまで朝鮮ウォン建てで計算されていたものが目減りすることはなく、変更された割合で読み替えを行うようである。³

北朝鮮での経済政策の変更

今回の経済政策の変更は、社会主義原則ともっとも大きな実利を結合した、朝鮮独自の経済システムという表現で説明されている。具体的には、国営企業において独立採算性を徹底し、これまで上意下達方式であった計画立案の方法も、基礎的な指標のみを国家が制定し、細部指標および地方指標に関しては、個別の企業および各地方が制定するように変更された。また、大きな企業、地方に貿易会社を設置し、またはその機能を持たせるようにした。上述した価格の変更も、生産意欲を高める必要があるほか、各企業が独立して採算がとれるような価格体系を目指しているようである。

金正日総書記のロシア極東訪問

北朝鮮の金正日朝鮮労働党総書記が、8月20日から24日までの5日間、ロシア極東を訪問した。23日にはウラジオストクでロシアのプーチン大統領と非公式会談を行い、朝鮮半島縦断鉄道とシベリア鉄道を利用した一貫輸送等について討議した。

朝口間では、すでに鉄道連結に関しての北朝鮮国内の鉄 道施設に対する技術調査が終了しており、その結果、北朝 鮮の鉄道はかなりの手を入れなければ正常に列車を運行す ることができないという調査結果が出ている。

南北経済協力推進委員会

8月12日~14日に開催された第7回南北閣僚級会談で第2回南北経済協力推進委員会の開催が合意され、8月27日~29日にソウルで会議が行われた。ここでは、京義線および東海線の鉄道ならびに道路連結の着工式を9月18日に双方が同時に行い、京義線の鉄道は今年中に、並行する道路は来年の春までに完成させることが合意された。建設のための資材と装備は南側が提供することもあわせて合意されており、朝鮮半島横断鉄道の完成にようやく目処がたった。

小泉首相の訪朝と日朝国交正常化

7月31日、ブルネイにおいて日朝外相会談が行われ、赤十字会談および両国の外務省局長級協議を行うことが合意された。8月26日に行われた局長級協議では、1ヶ月以内に日朝国交正常化についての方向性を明らかにすることが合意された。その後、8月30日には小泉首相が9月17日に平壌を訪問し、金正日総書記と会談することが発表され、9月10日には、「過去の清算」に伴う「補償」問題が、日本側が提示してきた「経済協力」方式で行われることが合意された。

7月からの北朝鮮の変化を「改革」と呼ぶかどうかは別として、これまでの経済管理方式では経済を再建することができなくなったことを認識したことは明らかである。今後、北朝鮮がこの認識に基づいて経済再建を行っていけるのかどうか、また日本が「経済協力」以外にも、北朝鮮の経済再建にどう貢献し、北東アジア地域全体の発展に寄与していけるのか、その知恵が問われるようになってくる。

(ERINA調査研究部研究員 三村光弘)

¹ 基準価格とは、国定価格ではなく、あくまで基準となる価格であり、同じ物でも 5 ~ 10%の差があることは問題ないと考えられているようである。

[🌣] 為替相場は固定ではなく、この数値を基準として、変動する。

³ 例えば、「合弁法施行規則」第45条には、総投資額の規模により総投資額と登録資本の比率が規定されているが、これらは今のところ、以前の為替レートで計算したものと同じになるように読み替えを行うそうである。

^{* 2001}年8月に朝口両国間では、シベリア鉄道と南北朝鮮鉄道の連結に向けて、平康から元山(京元線の北朝鮮区間)を経て豆満江(ロシア国境)までの鉄道路線の整備・近代化に関する協力協定に調印している。

http://www.kyodo.co.jp/kyodonews/2002/hocho/news/20020910-58.html

運営協議会の開催

・平成14年8月27日 新潟ワシントンホテル

理事・評議員等の異動

<辞任>

理 事/畠山 襄(日本貿易振興会理事長)

平成14年7月24日付け

評議員/渡辺 洋(新潟市助役)

平成14年8月19日付け

セミナーの開催

平成14年度第3回賛助会セミナー

平成14年6月18日(火) ホテルディアモント新潟

テーマ:今後の日口関係について

講師:ロシア連邦院議員(沿海地方/行政府代表)

マニロフ、ワレリー・レオニードヴィッチ氏

平成14年度第4回替助会セミナー

平成14年7月15日(月) 新潟グランドホテル

テーマ:韓国の投資環境と「未来志向」の日韓関係

講師:駐日韓国大使館 商務官 許汶氏 大韓貿易投資振興公社(KOTRA) 東京貿易館 副館長 金一氏

編集後記

暑かった2002年の夏が終わり、日本海の上にも秋空が広がる爽やかな季節になったが、北朝鮮をめぐる熱い動きに目が離せない。

8月30日、小泉首相の訪朝計画が突如として発表され世 界は一様に驚いた。拉致された疑いのある人々の家族は問 題解決への期待に胸を膨らます。9月11日、昨年12月に銃 撃戦後奄美大島近海に沈没した不審船が引き上げられ姿を 現す。内部から小型船や数々の武器・爆発物が発見され、 北朝鮮の工作船であることが明白になる。9月17日、平壌 で日朝首脳会談が行われ、日朝平壌宣言が調印される。金 正日総書記は過去に政府の特殊機関が日本人拉致を行った ことを認め、拉致されたと見られる全員の消息を伝えた。 しかし、8人死亡、5人生存との内容に日本中が怒り、真 相の究明を求める。金総書記は核問題及びミサイル問題を 含む安全保障問題についても歩み寄る用意があることを国 際社会に示す。10月中にも日朝国交正常化交渉を開始する ことで合意。国交正常化後に日本が経済協力を行うことが 宣言に盛り込まれた。9月18日、南北朝鮮を結ぶ京義線、 東海線と沿線道路の着工式が南北同時に行われた。翌日に は非武装地帯地雷除去作業が始まる。順調に行けば京義線 は年内にも開通する。9月下旬に釜山で開催されるアジア 競技大会に北朝鮮も参加する。この間も北朝鮮出身者が 次々と中国国内の外国大使館へ亡命を求めている。

こうした動きが示すのは、経済的困難に悩む北朝鮮の変化の兆候だろう。外交面では対話を進め、国内経済政策においても変革を試みている。拉致問題や安全保障問題で小泉首相と合意したことは国際的にも評価されている。しかし、約束が守られるかどうかに疑問を呈する向きもある。核査察は実行されるのか、拉致の真相は解明されるのか、拉致を実行した特殊機関の廃止は行われるのか、工作船の出没は止めるのか、人権問題に何らかの改善はあるのか。本誌では北朝鮮の動向をフォローしていく予定である。

(H)

今回インタビューの宋会長は中国中央政界の要人だけに アポを取れるか不安であったが関係者のご尽力により実現 した。当日は案の定予定が多くインタビューの時間は短く なったが、会長は手際よく対応してくださった。また、日 中国交正常化30周年スピーチの原稿を寄稿してくれた。会 長は70歳とは思えない程精力的で熱っぽく語ってくださっ た。中日友好協会、日中友好協会、富山県などの関係者に 感謝申し上げる。

(K)

発行人 金森 久雄

編集長 辻 久子

編集委員 ウラジーミル・イワノフ 中村 俊彦

滝沢 数義

発行 **財団法人 環日本海経済研究所**©

The Economic Research Institute for

Northeast Asia (ERINA)

〒951-8068 新潟市上大川前通6-1178-1

日本生命柾谷小路ビル6階

Nihonseimei Masayakoji Bldg. 6F

6-1178-1 Kamiokawamae-dori, Niigata City

951 - 8068, JAPAN

tel 025-222-3141 (代表)

025-222-3636 (調査研究部)

025-222-3150(経済交流部)

fax 025 - 222 - 9505

E-mail webmaster@erina.or.jp

ホームページ (URL)

http://www.erina.or.jp/

発行日 2002年10月10日

(お願い)

ERINA REPORTの送付先が変更になりましたら、上記までご連絡ください。

禁無断転載